

法科大学院認証評価

自 己 評 価 書

九州大学大学院法務学府実務法学専攻

平成 2 0 年 6 月

九 州 大 学

目 次

I	対象法科大学院の現況及び特徴	1
II	目的	3
III	章ごとの自己評価	
第1章	教育目的	5
第2章	教育内容	12
第3章	教育方法	30
第4章	成績評価及び修了認定	56
第5章	教育内容等の改善措置	73
第6章	入学者選抜等	87
第7章	学生の支援体制	104
第8章	教員組織	124
第9章	管理運営等	144
第10章	施設、設備及び図書館等	162

I 対象法科大学院の現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

九州大学大学院法務学府実務法学専攻

(2) 所在地

福岡県福岡市東区箱崎

(3) 学生数及び教員数（平成 20 年 5 月 1 日現在）

学生数：300 名

教員数：26 名（うち実務家教員 6 名）

2 特徴

(1) 概要

九州大学法科大学院（以下「本法科大学院」と呼ぶ）は、1 学年 100 名の学生数を擁する西日本地方で最大規模の法科大学院である。

また、九州・沖縄における拠点大学である九州大学内部に設置されたことにより、九州大学法学研究院、大学院法務学府、法学部の保有する、教育研究の伝統と、教育・研究スタッフ及び教育・研究資料などの、充実した教育・研究環境の「厚み」を資産としている。

九州域内においては、九州・沖縄 4 法科大学院の教育連携、及び福岡県内 4 法科大学院の教育連携の中核的地位にあり、九州の法科大学院を代表するコアとしての役割を果たしている。

(2) 教育の理念・目的における特徴

本法科大学院の教育理念及び目的は、平成 13 年 6 月「司法制度改革審議会意見書」に提言された法科大学院の教育理念と制度設計に基礎を置くものである。特に、本法科大学院は、司法制度改革の強調する「公平性、開放性、多様性」を基本理念とし、教育の具体的現場において、その実質化を目指しており、これを受けた具体的理念として、「多様性・開放性の重視」、「きめ細かな教育プロセスの構築」、「社会的連携の強化」、「社会性の涵養」、「世界的ネットワークの活用」の 5 つを理念上の特色としている。

一方、このような理念上の特色に基づく教育目的における特色として、次の点を挙げることができる。

第 1 に、基本的な教育目標は、①「広い視野に立った総合的分析能力」、②「創造的思考による問題発見・解決能力」、③「人間性への深い洞察力和倫理性」の修得に置かれる。

第 2 に、具体的な教育内容・教育方法に関しては、①「複眼的視座を基調とした『法的能力』の涵養」、②「実践的応用のなかでのダイナミックな体系的知識の構築」、③「学際的視点の注入」、④「理論と実務的経験の融合」を特徴とする。

(3) 教育内容における特徴

基本科目の充実はもちろんのこと、エクスターンシップ、リーガル・クリニックなど、豊富な実務科目を備えており、法理論と法実務の両面につき学生の多様な関心に応えている。また、「人間に対する温かい眼差し」を持った法曹養成のため、政治学・経済学・医学・心理学・社会学・教育学等に関する多彩な授業内容を提供している。さらに、英語での授業も開講している。

(4) 教育方法における特徴

本法科大学院では、第 1 に、教員と学生の対話形式による双方向・多方向教育の実現のため、25 名から 35 名程度の少人数教育を基本としている。

第 2 に、開講科目に関しては、法律基本科目や展開・先端科目につき、年次進行に応じて、「基礎→応用→展開」という 3 段階による学修内容の高度化・専門化を図っている。

第 3 に、九州・沖縄 4 法科大学院の教育連携の一環として、高機能遠隔授業システムを用いた、多様な科目を提供している。

(5) 学生支援体制における特徴

専任教員による担任（チューター）制度を採用し、修学上またはその他の相談や個別指導を実施する体制を設けている。

また、本法科大学院が独自に開発した「マイデスクトップ・ポータル」を活用して、学生と教員間のコミュニケーションを充実させている。これは、限られた利用者（学生・教職員）が、外部からの侵入を許さない安全な環境のもとで、インターネット回線さえつながっていれば、いつでも、どこからでも利用できるシステムであり、学生の自学自修の支援、掲示板機能、進路相談など、教員とのコミュニケーションや実務家等との情報交換を、緊密に行うことを可能にしている。

(6) 教員組織における特徴

本法科大学院は、九州大学法学研究院の大学院（法務学府）における 1 専攻（実務法学専攻）として設置されており、したがって教員（みなし専任を除く）の身分は、法学研究院に所属する。

しかし、その他の面では法科大学院という独立部局と位置づけられている。すなわち、本法科大学院は、教授会及び各種委員会等の組織面においては、運営の独立性はもとより、人事計画や財政の側面でも、法学研究院とは独立した地位にある。

なお、教育や学務遂行上の具体的な側面においては、法学研究院との間で、密接な連携・協力を図る体制が整備されている。

(7) 施設、設備及び図書館等における特徴

九州大学大学院法務学府実務法学専攻

本法科大学院では、提供されるすべての授業を支障なく効果的に実施するため、講義室、演習室、法廷教室を整備している。また、学生の自修については、365 日 24 時間利用可能な学修室（学生の自修室）を設置し、各席には、学内LANのポートを整備して、インターネットの利用を可能としている。法科大学院図書室の利用も24 時間可能である。

Ⅱ 目的

(1) 教育上の理念・目的

司法制度改革は、法科大学院制度を創設して、プロセスを通じた法曹養成を課題とするものであり、本法科大学院は、この司法制度改革の諸理念を基軸とした教育理念を基礎に置いている。そのため、本法科大学院においては、平成13年の司法制度改革審議会意見書に掲記された法曹養成の理念の実現を図るべく、次の3点を教育の基本的視点としている。

- ① 本法科大学院は、法律実務家養成が大学の社会的責務であることを認識し、司法改革の中核に位置する、司法の人的基盤の拡充に貢献することができる法律実務家（弁護士、検察官、裁判官）を養成する。それにより、上記審議会意見書が提言する国家プロジェクトとしての「司法改革」のために貢献し、専門職大学院（法科大学院）による新たな社会的役割を創出する。
- ② 本法科大学院は、高度化・複雑化・グローバル化した21世紀世界の中で、人々と社会が求める新しい法律実務家像を不断に追求するとともに、その基盤を形成するために「プロセスを通じた法曹養成」を重視した養成課程を創設し充実させることによって、21世紀社会における「新たな法曹像」を追求する。そのために、司法試験制度改革の基本理念を受けて、「点（司法試験）からプロセス（大学教育）重視の法曹養成」の実現を図る。
- ③ 本法科大学院は、「個人の尊厳」と「法的救済システム」の確保を基軸とする「社会の法化」に寄与し、九州全域、日本全体及び世界を視野に入れ、「社会生活上の医師」として「人間に対する温かい眼差し」を持った法曹の育成に意を注ぐ。それにより、法化社会における「社会生活上の医師」を輩出し、他の法科大学院や弁護士会等との連携により、公益的弁護活動等に関して、九州全域に責任を負い、また、日本全体、さらにはアジア、世界との関係でも、人々の幸福に寄与するような法曹を養成する体制を確立する。

(2) 養成しようとする法曹像

(イ) 法曹像の基本

上記のように、本法科大学院は、「人間に対する温かい眼差しを持ちつつ、いかなる場面でも、人や社会の要請に応えることができる自律した総合的判断を行うことができる能力を身につけた法律実務家（弁護士、検察官、裁判官）を養成すること」を、基本的な教育理念・目的としている。

具体的には、①21世紀の高度化・複雑化・グローバル化した世界で活躍し、また日本社会の法化に寄与しうること、また、②市井の人々に温かい人間性に根ざした活動を行うこと、すなわち司法官の視点だけでなく当事者等の視点に立った複眼的な法的思考力を有し、さらに裁判所の内外で「社会生活上の医師」として、かけがえのない人生を生きる人々のために働き活躍することができること、③いかなる場面での要請にも応え自律した総合的判断を行うことができる法律実務家の養成である。

(ロ) 養成しようとする能力

以上のような「人間に対する温かい眼差し」をもった「社会生活上の医師」としての法律実務家養成のため、本法科大学院では、次のような能力の涵養に意を払っている。

① 創造的思考による問題発見・解決能力

法律家が直面する諸問題は、既存の理論的・経験的な知識によって理解・分析が可能となるとは限らない。しかも、現代社会は、ますます高度化・複雑化し、混迷の度合いを深めている。それゆえ、これからの法律家は、新しい視点から創造的に問題を捉え解決していく姿勢と能力とを備えていなければならない。

② 人間に対する深い洞察能力と倫理性

法律問題は、社会における人間的営為の中で生起するものであり、したがって、当事者をはじめとする関係者にとって納得のいく結論を得るためには、それぞれの立場に立った問題理解が不可欠となる。だが、現代社会における人間関係は、家庭（夫婦

関係・親子関係)、職場・学校、地域、経済取引の全領域において、きわめて複雑化しており、それら多種多様な領域における行動主体である人間に対して、深い洞察を可能にする能力、正義に対する鋭い感性、及び関係者から信頼を得るための倫理性が、備わっていなければならない。

③ 広い視野に立った総合的分析能力

また、高度に発展しグローバル化した現代社会において、法的紛争をはじめ法律家が直面する諸問題は、広域的かつ複合的な背景を持つようになる。したがって、それぞれの問題を構成する諸ファクターについて、広い視野で総合的かつ慎重に分析・判断することが必要であり、法律家にはかかる判断力の養成が求められる。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育目的

1 基準ごとの分析

1-1 教育目的

基準 1-1-1

各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

(基準 1-1-1 に係る状況)

(1) カリキュラムの基本構造

(ア) 基本構造

上掲「Ⅱ」の教育目的を達成するために、本法科大学院では、カリキュラムの基本構造として、次の点に配慮している。

第1に、法曹としての基本能力である基礎的な法律学上の知識を涵養するため、法理論科目群を置く。これは、必修の法律基本科目（より先端的就実務的な法的能力の養成を念頭においた必修の総合演習科目も含む）及び、選択必修の展開・先端科目（理論展開科目）からなる。

第2に、法曹としての実務技法を修得するため、実務科目群を置く。これは、必修の法律実務基礎科目と、選択必修の展開・先端科目（法律実務展開科目）からなる。

第3に、広い視点に立った総合的判断を行うことのできる法曹を養成するため、基礎法学・隣接科目群を置き、豊富なメニューの中から選択必修科目とする。

(イ) 少人数教育の重視

各種演習科目を設置し、学修進度に応じた多様な少人数教育を実施している(例えば、1年次の基礎演習、2年次・3年次の法律外書講読、3年次の総合演習（公法、民事法、刑事法）、3年次の研究特論科目（個別論文指導）など）。

(ウ) 3年間の教育プロセスを通じた発展的・段階的な学修プロセスの重視

基本科目については、いずれの科目についても、「基礎科目（1年次）→応用科目（2年次）→総合演習（3年次）」の3段階モデルを導入することにより、学修内容の高度化・専門化に対応する形で、クラス規模を縮小させる方法を採用している（例えば、「労働と法→労働紛争処理→労働法実務」など）。

また、学生が、この発展的・段階的な学修プログラムを明確に理解できるように、各系列の科目の展開を必修科目と選択科目別に図示した発展図(ロードマップ)を作成し、学生に公表している。《別添資料 08 学修ロードマップ》

(2) 厳格な成績評価及び修了認定

学修の成果に係る評価及び修了の認定にあたっては、下記《資料1-1-A》に示すように、学生に対してその基準をあらかじめ明示したうえで、当該基準に従い適切に行うこととしている。

資料1-1-A 九州大学法科大学院規則（抜粋）

第12条 法科大学院は、学生に対して、授業の方法及び内容、1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 法科大学院は、学修の成果に係る評価及び修了の認定にあたっては、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(ア) 成績評価

成績評価は多元的かつ厳正に行うこととし、試験、レポート、授業における発言、成績評価のためのプレゼンテーションなどを、必要に応じて総合的に評価する。総合的評価の具体的内容としては、試験を50パーセント、残りの50パーセントをそれ以外によることを標準としている。《資料1-1-B 成績評価の考慮要素に関する申し合わせ》

成績評価が、あらかじめ学生に対して示した成績評価基準に従って、厳格かつ公平に行われていることを確保するため、以下のような措置を講じている（なお、詳細は「基準4-1-1」において述べる）。

- ① 期末試験の成績評価の結果は、不服申立制度を含む成績評価に関する質問の機会を確保するために、「評価質問書の制度」を設けて、周知徹底している。《別添資料01 学生便覧 13頁（評価質問書）》《別添資料11 評価質問書》《別添資料12 定期試験受験要領（学生用）》
- ② 期末試験の解答用紙においては、採点の公平性を確保するため、学籍番号のみを記載させている。
- ③ FDにおいて、全教員の全科目に関する成績評価の一覧表や成績分布図を配布し、各教員の成績評価基準に従った成績評価につき、確認と意見交換を実施している。

資料1-1-B 成績評価の考慮要素に関する申し合わせ

成績評価の考慮要素等に関する申し合わせ

[平成20年5月21日 教授会]

九州大学法科大学院における学生の学修の成果に係る評価にあたっては、学生に対してその成績評価基準をあらかじめ明示したうえで、当該基準に従い厳格かつ公正に行うこととしているが、この趣旨を一層徹底させるために下記のとおり申し合わせることにする。

記

1. 成績評価の考慮要素

授業科目の成績評価は、多元的かつ厳正に行うこととし、その評価手段としては、試験、レポート、授業における発言などを総合的に評価することとする。

2. 成績評価の考慮要素の標準とシラバスの記載

成績評価の考慮要素の各比重は、試験を50パーセント、残りの50パーセントをそれ以外によることを標準とする。

各授業科目における成績評価の考慮要素は、シラバスに記載して事前に明示するものとする。

3. その他

授業科目の性格によって上記によりがたい場合であっても、成績評価の考慮要素とその比重を適切に明示しなければならない。

(以 上)

- ④ 試験は、総括的な到達度を確認するために、各試験の評価基準を示すとともにコメントを付して返却することを原則としている。また、試験の後、必要な関連情報（評価基準及び成績分布データ）と共に成績評価の結果を学生に告知することとしている。

(イ) 進級制

《資料1-1-C》に示すとおり、進級制を採用している。

資料1-1-C 九州大学法科大学院規則（抜粋）

(進級制)

第20条 学生が別表第3に掲げる単位数を取得できていない場合には、次年次へ進級できない。

- 2 進級できなかった場合、法律基本科目群の必修の授業科目のうち、科目成績Aをとれなかった科目の単位は無効となる。

別表第3 (進級制)

2年次への進級 取得単位 28単位以上

3年次への進級 取得単位 54単位以上

法学既修者は、次年次への進級は取得単位26単位以上とする。

(ウ) 修了認定

修了の認定は、教授会（修了判定教授会）において厳正に行っている。なお、修了認定のための試験は行っていない。

基準 1－1－2

各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準 1－1－1 に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

（基準 1－1－2 に係る状況）

（1） 教育理念、目的の明示、及びその内容の適合性

第1に、本法科大学院の教育理念・目的は、九州大学の「教育憲章」及び司法制度改革の理念に基礎を置くものであり、これを具体化する趣旨で、法務学府（法科大学院）の中期目標・中期計画において、教育活動の基本方針、養成する人材像、達成目標について方針を明確化している。

第2に、この教育理念・目的（教育活動を行うにあたっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等）の明示に関しては、これを法科大学院のホームページにおいて具体的に明示している。

第3に、本法科大学院の教育理念・目的の具体的内容は、①司法制度改革を支える法律実務家育成の理念、②新たな法律実務家像とその育成過程の創設の理念、③教育連携及び公益弁護活動の推進の理念の3つの側面に分かれ、そして、それらの具体化のため、①公平性と多様性、②社会的文脈、③法科大学院間の連携、④財政支援の4つの視点を重視する、というものである。

これら公表されている本法科大学院の教育の理念・目的は、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合するとともに、基準 1－1－1 に適合している。

（2） 求められる法曹像に適った教育の実施と成果

（ア） 教育の実施

本法科大学院では、上記のような教育理念・目的の下で、人間に対する温かい眼差しを持ち、自律した総合的判断を行い、市民の権利を保護し救済を図り、社会正義を実現できる能力を身につけた法律実務家の養成を、教育目的としている。このような法律実務家を養成するために、次のような具体的目標を掲げ、また、その周知徹底を図ることで、上記教育理念・目的を具現化する教育を実施している。

①「複眼的視座を基調とした法的能力の涵養」のために、教育における法的分析の視点に、裁判官（第三者）的視座だけでなく、弁護士（当事者）的視座をも導入する。

②「実践的応用の中でのダイナミックな体系的知識の構築」のために、複眼的視座を導入する必要がある、教室では、自主的な学修による一応の体系的知識の修得を前提として、実践的な応用能力を育成するプロブレム・メソッドを採用する。

③「法学の枠に縛られない学際的視点の注入」のために、基礎法学系科目や政治学系科目などを、その内容をリファインした上で、カリキュラム編成に組み込んでいる。

④「理論と実務的経験の融合」のために、実務系科目（ロイヤリング・法交渉、法曹倫理）を教授する場合においては、理論的な視座を有する研究者教員と、実務的経験を有する実務家教員との協働による効果的な教育プログラムを実施している。

また、このような具体的な教育目的を支えるために、①少人数教育の実現、②実務基礎科目の充実、③自学自修のための時間的ゆとりの確保、④学修環境の保障といった、勉学環境・条件の整備を行っている。

(イ) 教育の成果

① 学生の学業成績及び在籍状況

学生の進級状況は、《資料1-1-D》の通りである。なお、年度末において進級できなかった学生、及び、進級はしたがC、D評価の多い学生に対しては、個別学修相談を実施し、学修指導を行っている（その具体的内容に関しては、第7章を参照されたい）。

資料1-1-D 学生の進級状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
入学者	100	93	104	101	103
進級者	0	0	82	94	—
留年者	1	3	12	2	—
休学者	0	0	1	2	1
修了者	94	86	6	0	—
除籍者	0	0	1	0	—
退学者	5	4	2	3	—

② 修了者の進路及び活動状況

修了者の進路及び活動状況は、《資料1-1-E》に示すとおりである。

資料1-1-E 修了者の進路及び活動状況

	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
修了者	14	79	93
新司法試験合格者	7	29	—
旧司法試験合格者	1	—	2
法学府博士後期課程進学者	1	3	2
法務研究員	12	67	76

以上のように、本法科大学院では、上述した教育目標の達成に努めており、その成果も認められる。【解釈指針1-1-2-1】

2 優れた点及び改善を要する点等

1. 優れた点

(1) 基本方針と状況に即応した入学者選抜方法・カリキュラムの改革

本法科大学院では、大学院設置の完成年度を経た平成19年度に、①カリキュラムの基本構造の改革、②演習等による多様な少人数教育、③3年間を通じた発展的・段階的な教育プロセスといった改革を実施した。

これは、①入学者選抜にあたって、多様なバックグラウンドを持った学生を広く受け入れ、総合大学の基盤を活かした多様な学識を提供すること（多様性・開放性の重視）、②各学年を通じた段階的・発展的な教育を少人数のクラス編成により行うこと（きめ細かな教育プロセスの構築）等の教育の基本目標をさらに追求するとともに、③既修者及び未修者に対するメリハリのある教育を実施することにより、実質的な意味での公平性・開放性を保障することを目的としている。

このように、教育の基本目標を不断に追求し、かつ学生や社会の要請に応える形で、完成年度を経た段階で、状況に即応したカリキュラムの改革を速やかに行ったことは、本法科大学院の教育目的・理念の追求という観点から、特に優れた点という。

(2) 教育プロセスに適合し、学生の能力向上に即応したカリキュラム編成

平成19年より実施したカリキュラムにおいては、①法律基本科目群では、公法、民事、刑事のいずれも、「基礎科目(1年次)→応用科目(2年次)→総合演習(3年次)」という3段階モデルを導入し、学修内容の高度化・専門化に応じてクラス規模を少人数にしており、②新司法試験の選択科目でも、3段階の発展的学修プロセスを導入している。これらは、本法科大学院が追求する「きめ細かな教育プロセス」に適合し、学修の発展や学生の能力向上に適合したカリキュラムといえることができる。

(3) 基本理念やカリキュラムの基本方針についての開示

本法科大学院の追求する教育上の基本理念・目的や、これに基づく学修プロセスに関しては、①学外に対しては、パンフレット及びホームページにより、②教員に対しては、法科大学院設置計画書の教授会メンバーへの配布、教授会・FDの機会を利用した基本方針の確認により、③学生に対しては、入学以前の段階におけるパンフレットの配布、入学試験説明会における参加者に対する説明、入学後は入学時の履修オリエンテーション、学生便覧の配布等により、周知徹底を図っている。さらに、学生が発展的・段階的な学修プログラムを明確に理解できるように、各系列の科目の展開を必修科目と選択科目別に図示した発展図（ロードマップ）を作成し、学生に公表している。以上より、本法科大学院の基本理念やカリキュラムの基本方針については、教員や学生に対して、十分に理解を得ているものと思われる。

2. 改善を要する点

平成19年度より新カリキュラムが開始されたが、平成18年以前に入学した学生に対しては、旧カリキュラムが適用される。これらの学生に対しては、新制度への移行についての情報の不足により誤解が生じることのないように、ガイダンスや個別指導を繰り返し実施することにより、周知徹底を図っているが、旧カリキュラムの適用される学生

と、新カリキュラムの適用される学生が混在する移行期においては、両者の間に不平等が生じないように配慮する必要がある。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準2-1-1に係る状況)

本法科大学院は、「人間に対する温かい眼差し」に立って、単に判断者（裁判官）の視点だけではなく当事者等の視点からも複眼的に法的思考を行うことができ、裁判所の内外で「社会生活上の医師」として、かけがえのない人生を生きる人々のために働く法曹の養成を目標としている。この教育目標を実現すべく、本法科大学院では、以下に記すように、(1) 学部教育との差異に留意しながら、(2) 法科大学院にふさわしい内容・方法で、理論的教育と実務的教育の架橋が、法科大学院の教育課程において段階的に、かつ、完全な法曹養成機能を果たすカリキュラム編成となるように努めている。

(1) 学部における法学教育との関係

法曹養成に特化した専門教育は法科大学院で行うため、本学法学部では、法学・政治学教育の実践を通じて、地域社会、日本社会、さらには国際社会でリーダーシップを発揮する有為な人材の養成に努めており、その結果、卒業生の進路としては、法曹に限らず、国・地方公共団体の公務員、諸業種にわたる民間の企業・団体の職員、国際機関やN G Oの職員、大学や高等研究機関の研究者など、多種多様な領域が予定されている。このような従来法学部が果たしてきた法的素養を備えた多数の人材を社会のさまざまな分野へ送り出すという機能を一層充実させるため、本学法学部では、文系理系のあらゆる学問領域をカバーする総合大学としての機能を活用し、いわゆる教養教育にとどまらない学際的な学修を可能とする科目を多数設けている。《資料2-1-A 本学法学部カリキュラムのしくみ(1)、(2)》

資料2-1-A 本学法学部カリキュラムのしくみ(1)

URL: <http://www.law.kyushu-u.ac.jp/general/pamphlet/2008/02-03.PDF>

法学部カリキュラムのしくみ

三種類の科目群からなる総合教育



九州大学法学部の履修科目には、勉学の中心となる法学部の専攻教育科目のほか、全学教育科目、総合選択履修科目があります。後二者は、九州大学が、文系・理系のあらゆる学問領域をカバーする総合大学としての機能を果たすところから、法学部学生の皆さんにも、この機能を十分に活用して、いわゆる教養教育にとどまらない学際的な学習を期待するものです。社会の高度化・複雑化が進行する今日、法と政治を学ぶ者にとって、外国語科目・情報処理科目等の履修、さらには、経済学・歴史学・哲学・生命科学・工学などの他の専門科目の履修が不可欠であることは、自明とさえいえるからです。これらの科目群は、九州大学全学の教員の協力により実施され、入学後最初の1年半は、主として「全学教育科目」等を六本松キャンパスで履修することになります。

「法学部の専攻教育科目」は、箱崎キャンパスにおいて、法学部の教員が担当する法学・政治学の専門科目群です。それぞれに学界等で中心的に活躍中の教授陣が、各自の研究活動を踏ま

え、長年の実績・知見からそれぞれに工夫を凝らした教育活動を実施します。九州大学法学部の籍する教授陣には、外国人教員のほか、企業・中央官庁等出身の教員、弁護士など、まさに多様な顔ぶれが含まれ、日常的に、多様な教育活動が展開されていることも特筆に値します。

九州大学法学部の提供する「専攻教育科目」には、伝統的な法学・政治学に関する科目群のラインアップのみならず、他大学には類例のないユニークな科目も含まれています。たとえば、「紛争管理論」「政治動態分析」等、現代の法・政治現象を多角的に扱う応用・先端科目がその好例です。学生の皆さんの勉学意欲を一層かき立てるメニュー作りが心掛けられています。また、入学当初の1年前期から、毎週1日は(この日は「難読日」と呼ばれます)、入門科目(法学入門・政治学入門など)のほか、高年次に履修予定の授業科目を理解する上で不可欠の前提となる基本的科目(憲法Ⅰ・民法Ⅰ・刑法Ⅰなど)を配置しています。

5つのグループからなる法学部専攻教育科目

九州大学法学部の提供する専攻教育科目は、大きく以下の5つのグループに分けることができます。これらのグループからバランス良く、あるいは必要とあればどこかに重点を置いて学べるように、時間割の配置などで工夫がされています(なお、主な授業科目は2006年度のものであり、年度によって変更されることもあります)。

1.基礎法学

憲法、民法、刑法といった現行の法律を中心に学ぶ実定法学と異なり、基礎法学は、法の歴史・思想や外国の法律を含めて、より広い視点から法の様々な側面を考察する学問です。現行の法制度を学ぶうえで、こうした視点からの広く深い理解は不可欠で、九大法学部では基礎法学教育を重視しています。

(主な授業科目)

法理学、日本法制史、西洋法制史、法思想史、紛争管理論、ローマ法、法社会学、法情報学、英米法、ドイツ法、フランス法、アジア法など

2.公法・社会法学

公法学・社会法学の課題は、国家と市民に焦点をあてた「社会認識」を深めること、および「人格の尊重」や「公共性の実現」が法を通じていかにして可能かを探ることにあります。社会における公正・平等の実現や、市民の主体的参画を可能とする法システムを構想することを学びます。

(主な授業科目)

憲法、行政法、行政学、立法学、労働法、社会保障法など

3.民刑事法学

交通事故、医療ミス、傷害・窃盗事件、不法侵入、名誉毀損、少年犯罪…。隣人との紛争、商品や土地の購入、借金、会社の設立…。さらには離婚や遺産相続などなど。このような私たちにとって「身近な」ことがらを法的に検討するのが民法法学や刑事法学です。

(主な授業科目)

民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、商法、経済法、消費者法、少年法、刑事政策など

4.国際関係法学

現代において、国際関係の舞台に登場する様々な問題は、私たちの日常生活と密接につながっています。イラク戦争や欧州統合、コメ輸入問題など、日々のニュースなどでもしばしば登場する問題を、法的立場から分析し、学んでいくのが国際関係法学です。

(主な授業科目)

国際公法、国際経済法、国際私法、国際取引法、国際知的財産法など

5.政治学

私たちに、選挙をはじめ様々な場面で国や自治体、あるいは世界の道徳について、市民として、あるいは政治家や公務員としてなど、多様な立場から「政策」の決定にかかわることが求められています。政治学は、これらの判断や活動の基盤をなすものの見方を学ぶものです。

(主な授業科目)

政治学、政治動向分析、政治学史、政治史、国際政治学、現代政治論、地域研究など

(参照) <http://www.law.kyushu-u.ac.jp/>

これに対して、本法科大学院においては、法曹養成のための専門職大学院という明確で実践的な目的を持った教育機関としての使命に基づく教育を実施している。その結果、教育方法に関しては、①少人数教育、②対話形式による双方向・多方向授業、③事例・判例を素材としたケース・メソッド、④レポート作成を中心とした課題設定等の方法を採用することで、高度な専門知識、法的思考力、分析力、表現力の修得が図られている。

一方、専門家としての豊かな人間性、責任感、倫理感の涵養は、本法科大学院においては、「人間に対する温かい眼差し」を持った法曹養成という教育目標で表現されているが、その実現のため、本法科大学院では、法曹倫理(3年次必修)をはじめとして、現代弁護士論、文学と法などのほか、従前の法学部教育には見られなかった政治学・経済学・医学・心理学・社会学等に関する多彩な科目を多数配置している。

さらに、本法科大学院では、理論教育と実務教育との架橋を目指して、3年次の法律基本科目である民事法総合演習、刑事法総合演習において実務家教員との協働授業を開設しているほか、展開・先端科目においても、法律実務展開科目群を設け、実務系科目を数多く配置している(6単位を選択必修としている)。また、法律実務基礎科目においても、本法科大学院の教育目標にある「複眼的に法的思考を行うこと」ができる法曹を養成するため、民事弁護士論、刑事弁護士論、模擬裁判、ロイヤリング・法交渉、リーガル・

クリニック、エクスターンシップ、公法訴訟実務等の科目を開設している。

(2) 教育課程の段階性・完結性

第1に、本法科大学院では、法律基本科目について基礎科目（1年次）、応用科目（2年次）、総合演習（3年次）という3段階モデルを導入し、さらに、展開・先端科目においても、主要な科目となる倒産法、労働法、租税法、知的財産法、国際公法、国際私法について、〇〇と法（2年次）、〇〇紛争処理（2年次）、〇〇法実務（3年次）という3段階の発展的学修プロセスを導入している。いずれも最終段階において実務的教育内容を予定し、理論的教育と実務的教育の架橋を図るものである。

第2に、本法科大学院では、法律実務家を養成するという目的意識を明確にし、法律実務家が備えるべき資質や能力を育成するために、充実した実務基礎教育を行い、理論と実務の架橋を強く意識した教育を行なうこととしている。具体的には、法律実務基礎科目として、必修科目8科目14単位を1年次から3年次まで配置するとともに、リーガル・クリニックやエクスターンシップを含む選択科目7科目を配置し、さらに、展開・先端科目の中に、法律実務展開科目を12科目配置している。

第3に、本法科大学院では、教育目標をより具体化した、目指すべき法曹像として《資料2-1-B》に示すような3つの履修モデルを用意し、展開・先端科目における科目選択によって将来必要とされる知識を修得できるようにしている。履修モデルは、倒産法、労働法、税法、知的財産法、国際公法、国際私法を中心に構成され、これらの科目においては、先に触れたように、「〇〇と法」→「〇〇紛争処理」→「〇〇法実務」という3段階の発展的学修プロセスを導入している。《資料2-1-C 学修ロードマップ（抜粋）》

以上の段階的カリキュラムにより、本法科大学院の教育課程は、「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。【解釈指針2-1-1-1】

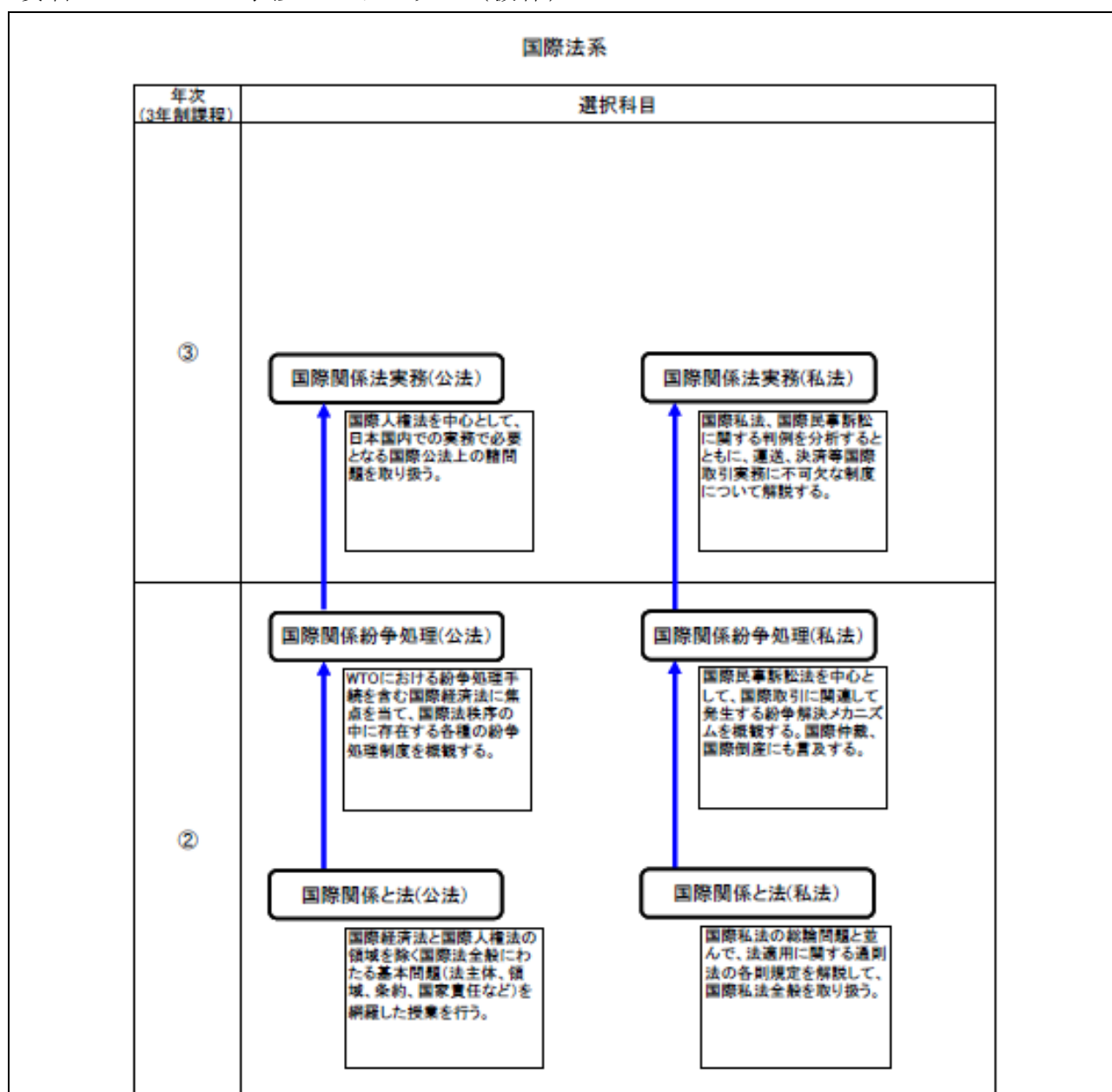
資料2-1-B 履修モデル

	履修モデル	目指すべき法曹像	科目選択
①	地域法曹モデル	地域に生起する紛争にかかる諸問題について親身に市民の相談にのる「地域法曹」を目指す	税財政と法、租税紛争処理、租税法実務、労働と法、労働紛争処理、労働法実務、家族法、環境法、社会保障法、少子高齢化社会と法、マンション法、消費者法Ⅰ、消費者法Ⅱ、少年法
②	公益擁護法曹モデル	公共的課題、公共政策のあり方に関心を寄せる「公益擁護法曹」を目指す	労働と法、労働紛争処理、労働法実務、税財政と法、租税紛争処理、租税法実務、社会保障法、少子高齢化社会と法、ジェンダーと法、マンション法、消費者法Ⅰ、消費者法Ⅱ、刑事処遇論、外国人の人権と法、精神医療と法、少年法

③	国際ビジネス法曹モデル	国境を越えたビジネス、企業法務に通暁した「国際ビジネス法曹」を目指す	国際関係と法（公法）、国際関係紛争処理（公法）、国際関係法実務（公法）、国際関係と法（私法）、国際関係紛争処理（私法）、国際関係法実務（私法）、知的財産と法、知的財産紛争処理、知的財産法実務、倒産と法、倒産紛争処理、倒産法実務、経済法、企業法務、契約実務、インターネットと法
---	-------------	------------------------------------	---

（注） 選択科目のうち、基礎法学・隣接科目群の科目は、多くが各モデルに共通して履修が望まれる内容のものであるため、上には挙げていない。

資料2-1-C 学修ロードマップ（抜粋）



基準 2－1－2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法，行政法，民法，商法，民事訴訟法，刑法，刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的先端的な法領域に関する科目，その他の実定法に関する多様な分野の科目であって，法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2－1－2に係る状況)

(1) 法律基本科目

本法科大学院では、法律基本科目として 30 科目 (60 単位) (家族法 2 単位を除いて必修。なお、平成 21 年度より家族法も必修。) を開設している。《別紙 2 (別紙様式 1) 開講授業科目一覧》

このうち、3 年次に開設される公法、民事法、刑事法の各総合演習科目には、複数の研究者教員と実務家教員が参加しており、理論と実務との融合に配慮した科目となっている。【解釈指針 2－1－2－1】

(2) 法律実務基礎科目

本法科大学院では、法律実務基礎科目として、15 科目 (26 単位) (そのうち必修科目は 8 科目 (14 単位)) を開設している。《別紙 2 (別紙様式 1) 開講授業科目一覧》

これらの科目のうち、法情報論以外は、実務家 (弁護士、派遣裁判官、派遣検事、及び元裁判官 (現公証人)) が担当している。【解釈指針 2－1－2－2】

(3) 基礎法学・隣接科目

本法科大学院では、基礎法学・隣接科目として、15 科目 (30 単位) を配置している。《別紙 2 (別紙様式 1) 開講授業科目一覧》

このうち、基礎演習は、法学未修者に社会科学的素養を修得させることを目的として、1 年次に少人数の演習科目として導入されたもので、実定法学以外の教員が担当している。

また、司法政策論 (九州・沖縄 4 法科大学院連携科目) は、専攻を異にする複数の教員が担当し、司法と政策の素材として司法制度改革を取上げ、その意義を考えさせるものである。【解釈指針 2－1－2－3】

（４） 展開・先端科目

本法科大学院では、展開・先端科目として、①応用的先端的な法領域についての科目として理論展開科目 28 科目（56 単位）、②実務との融合を図るため法律実務展開科目 12 科目（24 単位）を配置している。さらに、③倒産法実務、労働法実務、租税法実務、知的財産法実務、国際関係法実務（公法）、国際関係法実務（私法）には、それぞれ①の理論展開科目に対応する科目が開設されている。《別紙 2（別紙様式 1） 開講授業科目一覧》

なお、上記①理論展開科目のうち、法律外書講読、研究特論科目は、法科大学院修了後、研究者を目指して大学院博士後期課程に進学を希望する学生を念頭に置いたものであり、民事救済法演習は、民事訴訟法の中の最新の重要論点を「救済法の視角」から再検討すると共に、民事執行法・民事保全法、裁判外紛争処理（ADR）を学ぶものである。【解釈指針 2－1－2－4】

なお、内容的に法律基本科目に当たる授業科目を、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目として開設する行為は、行っていない。【解釈指針 2－1－2－5】
《別添資料 06 法科大学院シラバス》

（５） その他

本法科大学院では、九州・沖縄地区の他大学法科大学院や弁護士会と連携し、各法科大学院のカリキュラムの一層の充実を図っている。《資料 2－1－D 九州・沖縄 4 法科大学院及び、福岡県内 4 法科大学院との連携》《別添資料 03 法科大学院教育連携パンフレット》

資料 2－1－D 九州・沖縄 4 法科大学院及び、福岡県内 4 法科大学院との連携

	九州・沖縄 4 法科大学院連携	福岡県内 4 法科大学院教育連携
連携先法科大学院	熊本大学法科大学院 鹿児島大学法科大学院 琉球大学法科大学院	福岡大学法科大学院 西南学院大学法科大学院 久留米大学法科大学院
概要	法科大学院教育の多様化と充実をめざし、開講科目の相互提供や新たな教育方法や教育システムの開発を共同で取り組む	福岡県弁護士会の協力の下、各法科大学院のカリキュラムの一層の充実を図り、優れた法律実務家の養成に資することを目的とする
連携方法	①連携科目について兼任教員として連携先で開講 ②連携大学教員が共同で担当する科目の開講 ③単位互換	単位互換
対象科目 (平成 20 年度)	別添資料 03 法科大学院教育連携パンフレット参照	西南学院大学開講 消費者問題

	高齢者・障害者問題 刑事弁護実務 国際人権法 福岡大学開講 子どもの権利 民事執行・保全の実務 九州大学開講 ジェンダーと法 倒産法実務
--	--

さらに、九州大学では、国内の大学でも二番目に多い4つの専門職大学院が設置されていることから、多様な専門性をもって社会のニーズに応えることを目的に、これら4専門職大学院が「専門職大学院コンソーシアム」として連携し、それぞれの専門職大学院の持つ専門性の高い教育を幅広く利用する機会を提供している。《資料2-1-E 専門職大学院コンソーシアム》。

資料2-1-E 専門職大学院コンソーシアム

	専門職大学院コンソーシアム
連携する専門職大学院	医学系学府 医療経営・管理学専攻（2001年設立） 経済学府 産業マネジメント専攻（2003年設立） 人間環境学府 実践臨床心理学専攻（2005年設立） 法科大学院（法務学府実務法学専攻）（2004年設立）
連携の意義	○ 社会の多様なニーズに応じて、それぞれの専門職大学院の持つ専門性の高い教育を幅広く利用する機会を提供する。 ○ 日本で二番目に多くの専門職大学院を持つ九州大学がそのリソースを最大限に活用し、専門職大学院の社会的認知と大学院大学としての評価を高める。
連携の方法	① 相互履修（各専門職大学院の特色のある特定の科目について、相互に学生の履修を許可する。） ② シンポジウムの共催（学内外に向けて、学際的なシンポジウムやセミナーの共同企画や共催を行う。） ほか
相互履修対象科目	医療経営・管理学専攻： 「医療経済学」、「医療安全管理論」、「医療インテグレート論」 産業マネジメント専攻： 「マーケティング戦略」、「産学連携マネジメント」、「知識マネジメント」 実践臨床心理学専攻： 「産業・組織臨床心理学特論」、「司法矯正臨床心理学特論」

	法科大学院： 「インターネットと法」、「契約実務」
シンポジウムの共催 (平成19年度実績)	『成果主義と職場のメンタルヘルス』ほか、計4回開催

基準 2-1-3

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

（基準 2-1-3 に係る状況）

（１） 法律基本科目

本法科大学院では、法律基本科目として、下記図表の通り、段階的履修に配慮して、30 科目 60 単位（必修 29 科目 58 単位）を開設している。【解釈指針 2-1-3-1】

①	公法系科目	基礎科目 4 単位（1 年次）、応用科目 8 単位（2 年次）、公法総合演習 2 単位（3 年次）	合計 14 単位（すべて必修）
②	民事系科目	基礎科目 16 単位（1 年次）、応用科目 10 単位（2 年次）、民事法総合演習 4 単位（3 年次）、選択科目として家族法 2 単位	合計 32 単位（家族法以外は必修）
③	刑事系科目	基礎科目 8 単位（1 年次）、応用科目 4 単位（2 年次）、刑事法総合演習 2 単位（3 年次）	14 単位（すべて必修）

（２） 法律実務基礎科目

本法科大学院では、法律実務基礎科目として、下記図表の通り、1 年次から 3 年次にわたって、必修科目として 14 単位、選択科目として 12 単位の科目を開設し、法曹としての責任感や倫理観の涵養に留意した教育を行っている。なお、「リーガル・クリニック」、「エクスターンシップ」の受講前には、法曹としての責任感・倫理感を自覚させるため、実務家教員が倫理・法令遵守に関する事前指導を行い、守秘義務その他の義務を守る旨を記載した誓約書を提出させることとしている。さらに、社会人としてのマナーに関する研修を行っている。《後掲資料 3-2-B 誓約書》《後掲資料 3-2-E 九州大学法科大学院学生実務教育に関する規程》《後掲資料 3-2-F ビジネスマナー研修》【解釈指針 2-1-3-2】

	必修科目	1 年次	「法情報論」 2 単位	法学を学ぶうえで必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育を内容とする。
			「リーガル・ライティング」 1 単位	法的文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育を内容とする。

		2 年次	「民事裁判実務」 2 単位	要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする。
			「民事弁護論」 2 単位	民事弁護に携わる場合に弁護士に要求される基本的な姿勢を学ぶ。
			「刑事訴訟実務」 2 単位	事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする。
		3 年次	「刑事弁護論」 2 単位	刑事手続における弁護人の役割を学ぶ。
			「法曹倫理」 2 単位	法曹としての責任感や倫理観を涵養する。
			「模擬裁判」 1 単位	訴えの提起から判決までを体験することにより、法律専門家として必要な知識などを学ぶ。
	② 選択科目	2 年次	「要件事実論」 2 単位	民事裁判における個別事件類型ごとに、訴訟物は何か、請求原因事実は何かなどを具体的に学ぶ。
			「エクスターンシップⅠ」「エクスターンシップⅡ」 各 1 単位	法律事務所、企業法務部等で研修を行う。
		2・3 年次	「リーガル・クリニックⅠ」 2 単位	弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事案の整理等を具体的事例に即して学ばせる教育を内容とする。
			「リーガル・クリニックⅡ」 2 単位	上記「Ⅰ」の内容を弁護士過疎地と呼ばれる地域に出向いて合宿形式で開講する。
		3 年次	「ロイヤリング・法交渉」 2 単位	ロールプレイを織り込みながら、弁護士として必要な実務的知識・技法などを修得させる教育を内容とする。
			「公法訴訟実務」 2 単位	裁判官、弁護士、訴訟当事者、行政機関のそれぞれの視点から、公共訴訟を分析する。

(3) 基礎法学・隣接科目

本法科大学院では、民刑事法領域に極端に偏ったカリキュラム編成を不適切なものと

考え、よりバランスのとれたカリキュラム編成とするために、基礎法学系科目や政治学系科目のうち、実定法教育では提供できない分析視角や、法律実務家が社会で法を実際に活用する際に判断の支えとなる倫理・哲学を育むものについては、内容を深く吟味したうえで可能な限りカリキュラムに組み込み、15科目30単位を開設し、6単位以上を選択必修としている。【解釈指針2-1-3-3】

（４） 展開・先端科目

本法科大学院は、現代の先端的社会問題に対応し、創造的思考による問題発見・解決能力を養うため、領域横断的科目を配置し、これを科目群の中で理論展開科目及び法律実務展開科目に分け、それぞれから6単位以上を選択必修としている。

なお、学生の展開・先端科目の選択に関しては、「人間に対する温かい眼差し」に立って当事者等の視点からも複眼的に法的思考を行うことができる「社会生活上の医師」として人々のために働く法曹の養成という観点から、目指すべき法曹像として、《前掲資料2-1-B 履修モデル》に示すような、3つの履修モデルを用意し、主として展開・先端科目における科目選択によって将来必要とされる知識を修得できるようにしている。《別紙2（別紙様式1） 開講授業科目一覧》【解釈指針2-1-3-4】

基準 2-1-4

各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

(基準 2-1-4 に係る状況)

(1) 単位数

本法科大学院における単位数は、大学設置基準 21 条 2 項の規定に従い、1 単位 45 時間の学修を要する内容として、設定されている。《資料 2-1-F 九州大学大学院通則(抜粋)》

資料 2-1-F 九州大学大学院通則(抜粋)

九州大学大学院通則

平成 16 年度九大規則第 3 号

施行：平成 16 年 4 月 1 日

最終改正：平成 20 年 4 月 1 日

(単位の計算方法)

第 18 条の 2 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で、各学府において定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で、各学府において定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学府において定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

(2) 1 年間の授業期間

1 年間に授業を行う期間は、定期試験期間を含め 35 週にわたるものとしており、これは、大学設置基準 22 条の定める原則 35 週にも合致している。

(3) 各授業科目の授業期間

各授業科目の授業期間は 15 週にわたる期間を確保できるよう、授業の設定がなされている。また、試験期間は、上記 15 週間とは別個に設定されている。したがって、試験実施により、15 週の授業時間確保の原則が影響を受けることはない。《資料 2-1-G 平成 20 年度授業期間》

資料2-1-G 平成20年度授業期間

平成20年度九州大学法科大学院授業日程(前期)						
2008年 4月(APR)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			
2008年 5月(MAY)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
2008年 6月(JUN)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					
2008年 7月(JUL)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17(*1)	18(*2)	19
20	21	22	23(*3)	24	25	26
27	28	29	30	31	1	
授業実施日 試験実施日						

健康診断日程(全日休講)
4月2日(水)
4月15日(火)

*1 7月17日(木)は
月曜日の授業を行う
*2 7月18日(金)は
火曜日の授業を行う
*3 7月23日(水)は
火曜日の授業を行う

平成20年度九州大学法科大学院授業日程(後期)						
2008年 10月(OCT)						
日	月	火	水	木	金	土
			1(*4)	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	
2008年 11月(NOV)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						
2008年 12月(DEC)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25(*5)	26	27
28	29	30	31			
2009年 1月(JAN)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28(*6)	29	30	31
2009年 2月(FEB)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
授業実施日 試験実施日						

*4 10月1日(水)は
月曜日の授業を行う

*5 12月25日(木)は
月曜日の授業を行う

*6 1月28日(水)は
月曜日の授業を行う

(4) 休講に対する措置

休講がなされる場合には、当該教員はあらかじめ法科大学院事務室に、その旨を届け出るとともに、併せて補講の日程を学生に通知、公表すべきことが、教授会における申し合わせにより義務づけられている。《資料2-1-H 休講についての措置》。

資料2-1-H 休講についての措置

休講についての措置

- ①休講せざるを得ない場合には、法科大学院事務室に連絡する。
- ②休講連絡の際には、補講日時も併せて通知する。
- ③補講日は、近接した教授会のない水曜日3限ないし5限、及び土曜日1、2限とする。
- ④その時間に他の補講が入っていないかは、法科大学院事務室で確認する。
- ⑤事務は、補講について、学生のメーリングリストで学生に通知する。

(出典：平成16年4月14日教授会資料(抜粋))

また、補講日程を円滑に設定できるように、水曜日の午後と土曜日を、補講日としてあらかじめ空けておく時間割設定がなされている。

なお、休講となった科目について、補講が適切になされているかどうかは、法科大学院事務室が管理している「休講記録簿」により確認することができる。《資料2-1-I 平成19年度休講・補講記録簿(抜粋)》

資料2-1-I 平成19年度休講・補講記録簿 (抜粋)

前期

授業名	休講		補講		掲示日
	休講日	時限	補講日	時限	
知的財産紛争処理(著作権法)	4月2日	3	7月4日	3	3月30日
国際関係と法(公法)国際関係法	4月2日	6	4月14日	2	3月26日
国際関係と法(公法)国際関係法	4月9日	6	4月14日	3	3月26日
インターネットと法	4月10日	5	7月7日	3	4月5日
紛争処理論	4月11日	1	6月26日	6	4月10日
応用民法I	5月1日	4	5月11日	5	4月18日
公共部門労働法	4月19日	4	4月19日	1	4月17日
歴史と法I	4月24日	5	5月2日	3	4月18日
インターネットと法	4月24日	5	7月7日	4	4月17日
知的財産紛争処理(著作権法)	6月4日	3	7月4日	4	4月27日
法医学	5月16日	2	7月11日	3	5月10日
破産・民事再生の実務	5月23日	5	6月27日	6	5月16日
公共部門労働法	6月7日	4	6月6日	6	5月18日
公共部門労働法	5月24日	4	8月2日	5	5月24日
税財政と法	6月11日	2,5	7月13日	5,6	6月4日
紛争解決の心理学	6月12日	4	7月11日	4	6月11日
公共部門労働法	6月21日	4	6月20日	6	6月18日
公共部門労働法	7月12日	4	7月11日	6	6月28日

後期

授業名	休講		補講		掲示日
	休講日	時限	補講日	時限	
精神医療と法	10月16日	5	1月17日	14:00～ 16:00	8月28日
精神医療と法	10月23日	5	10月25日	6	8月28日
要件事実論	10月20日	2・3	11月19日	3・4	9月21日
応用憲法Ⅱ（公共法Ⅰ）	10月5日	5	10月3日	6	9月14日
民事救済法演習（民事救済法）	10月2日	4	10月30日	5	9月25日
応用商法Ⅱ	10月18日	2	10月18日	5	9月28日
消費者法Ⅱ	10月5日	5	12月7日	4	10月1日
企業法務	10月22日	5	10月15日	6	10月1日
企業法務	12月3日	5	11月19日	6	10月1日
知的財産法実務	10月15日	4	10月22日	6	10月1日
労働法	11月15日	4・5	11月14日	6	10月16日
民事救済法演習（民事救済法）	10月16日	4	10月23日	5	10月15日
文学と法	10月16日	6	11月6日	5	10月15日
契約実務	10月18日	5	12月15日	4	10月16日
家族法	11月19日	2・3	12月8日	4・5	10月22日
基礎民法Ⅳ（民法Ⅴ）	10月22日	4	12月19日	4	10月22日

2 優れた点及び改善を要する点等

1. 優れた点

(1) 段階的学修の確立

本法科大学院では、「基礎科目」→「発展科目」→「応用科目」という3段階の教育を通じて法律基本科目に関して教育機会を充実させている。憲法を例に挙げれば、「基礎憲法」→「応用憲法」→「公法総合演習」という3段階教育プロセスが確立されている。また、こうした3段階プロセスを学生にビジュアルに表明する手法として、学修ロードマップを作成し、学修指導に活用している。

さらに、展開・先端科目においても、租税法、倒産法、労働法、知的財産法、国際公法、国際私法について、「〇〇と法」→「〇〇紛争処理」→「〇〇法実務」といった3段階教育プロセスが確立されている。

(2) 理論的教育と実務的教育の架橋

上記(1)で述べた3段階教育プロセスの最後(3年次)において、法律基本科目については公法総合演習、民事法総合演習、刑事法総合演習を開設し、特に民事法総合演習、刑事法総合演習では、実務家との共同での授業を行っている。また、展開・先端科目においても、多数の法律実務展開科目を開設して6単位を選択必修とし、理論的教育と実務的教育の架橋に配慮している。

(3) 授業科目の多様性確保

法理論と法実務に関する多様な科目を開講しているほか、法曹として必要な広い視野を養えるように、政治学・経済学・医学・心理学・社会学・教育学等に関する多彩な授業内容を提供している。また、英語での授業科目も受講できるようにしている。

(4) 充実した実務系科目

また、本法科大学院では、理論教育と実務教育との架橋を目指して、数多くの実務系科目が配置されている。

すなわち、3年次の法律基本科目である民事法総合演習、刑事法総合演習において、実務家教員との協働授業が開設され、展開・先端科目においても、法律実務展開科目群を設け、実務系科目を数多く配置している。また、法律実務基礎科目においても、本法科大学院の教育目標にある「複眼的に法的思考を行うこと」ができる法曹を養成するため、民事弁護論、刑事弁護論を配置している。

さらに、より実践的な教育を目指して、模擬裁判、ロイヤリング・法交渉、リーガル・クリニック、エクスターンシップ、公法訴訟実務も開設されており、中でもリーガル・クリニックにおいては、本法科大学院の専任教員からなる法律事務所(九州リーガル・クリニック法律事務所)との連携により、都市型弁護士業務を学ぶ場が提供されている一方、屋久島・種子島での法律相談を通じて、過疎型弁護士実務を学ぶ場が提供されている。また、福岡県内の法律事務所のほか、福岡県内外の複数の企業や自治体を派遣先

としたエクスターンシップも充実している。

（５） 大学院博士後期課程との連結

本法科大学院においては、大学院博士後期課程への進学を希望する学生を支援するカリキュラムとして、法律外書講読や研究特論科目が開設されている。なお、学生が、本法科大学院修了後、本学法学研究院法学府の博士後期課程に進学する場合の受け入れ体制についても、本学法学研究院と連携を取りながら、その充実を図っている。

（６） 教育連携の強化

福岡県弁護士会、西南学院大学法科大学院、福岡大学法科大学院、久留米大学法科大学院、鹿児島大学法科大学院及び熊本大学法科大学院と相互連携を行い（平成19年から、琉球大学法科大学院も連携に加わった）、九州地域における法曹養成に責任をもつとともに、多様かつ多彩な授業科目を提供している。

2. 改善を要する点

（１） 人員不足

地方大学であることのデメリットとして、いずれの科目に関しても恒常的な人員不足の問題が生じているが、特に、環境法、経済法、倒産法といった現代的意義のある科目について、専任の教員が存在しない点は、今後の人事充足において優先すべき事柄と思われる。

（２） 科目の位置づけ

現在のカリキュラムによれば、法律実務基礎科目は14単位以上の取得が必要であるが、そのうち8科目14単位が必修とされている。だが、これに対して、本法科大学院の特色となっている充実したエクスターンシップⅠ・Ⅱ（各1単位）、ロイヤリング・法交渉（2単位）、リーガル・クリニックⅠ・Ⅱ（各2単位）は、現在、選択科目としての位置づけである。

科目群に関係なく履修した場合に修了要件として認められる単位数は3単位であるため、法律実務科目における選択科目を履修する動機づけが十分ではない。そこで、法律実務基礎科目における必修科目を見直すとともに、選択科目について、4単位相当の必修（選択必修）化に関する検討が行われている。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

本法科大学院では、設立当初より少人数教育を徹底しており、きめ細やかな教育を実施するため、いずれの科目群においても、双方向的・多方向的な授業が可能となるようなクラス編成を行い、当該授業科目を再履修する者、他専攻等の学生及び科目等履修生を含め、基準3-1-1に適合する数の学生に対して授業を行っている。《資料3-1-A 平成20年4月30日法科大学院FD記録(抜粋)》《別紙2(別紙様式1) 開講授業科目一覧》【解釈指針3-1-1-1】【解釈指針3-1-1-2】

資料3-1-A 平成20年4月30日法科大学院FD記録(抜粋)

平成20年度法科大学院FD

日時 平成20年4月30日

場所 法学部大会議室

出席者 教員19名

テーマ

2. 少人数教育の適切なクラス規模について

よりよい法曹養成教育を目的とした、少人数による双方向・多方向の授業を行うための、適切なクラス規模について、九州大学法科大学院が認証評価・自己評価書等において述べているクラスの規模、及び平成20年度の状況について、資料をもとに説明があり、適切なクラス規模を超えた場合の対応、教員の負担の考慮等について、意見交換を行った。

<意見交換>

(略)

<まとめ>

よりよい少人数教育のありかた、双方向授業の充実化について、今後も引き続き議論することとし、また、法学研究院の若手スタッフが5年の教育経験をもった際の、法科大学院の授業への応援等につ

いて、検討することとした。

（１） 法律基本科目

法律基本科目群 60 単位（内必修 58 単位）は、段階的学修が可能になるように基礎科目、応用科目、総合演習科目を配置し、対話を取り入れた双方向・多方向の授業を基本としている。

なお、いずれの科目についても、原則として単位を目的としない聴講を禁止して、クラスの適正規模の維持に努めている。《資料 3－1－B 聴講禁止確認の通達メール》

資料 3－1－B 聴講禁止確認の通達メール

各位

本日午後 4 時まで履修登録確認・修正が可能です。

その後は、一切変更を受付けません。

なお、法科大学院の授業については、いずれの科目についても「聴講」（履修登録をしないで授業に参加すること）は一切できません。

L S 事務室

（２） 法律実務基礎科目

法律実務基礎科目群は、50 名規模を原則としているが、リーガル・ライティングは、実際に文書を作成することから、25 名規模を原則として 4 クラスとしている。

また、模擬裁判については、受講者に希望をとり民事・刑事 2 グループとするが、受講者が多い場合は民事・刑事のどちらかに抽選で振り分けることとしている。

エクスターンシップ、《資料 3－1－C》及び《資料 3－1－D》に示すように、受入れ先を十分に確保し、学生の希望にほぼ沿った形での研修を行っている。

なお、要件事実論（2 年次配当）に関しては、学生から非常に強い要望があったため、学生の修学への強い熱意を尊重して、「聴講」を認めている。ただし、「聴講」という表現を用いているものの、その内容は、正規に登録した学生の受講の妨げにならないよう、中継システムを利用した別室でのテレビ画面の視聴を認める、というものであって、質問はもとより、課題の提出・期末試験の受験なども認めておらず、したがって、この措置は、授業の録画を視聴する場合と変わるところがなく、学生の自主的な学修の一部でしかない。

資料 3－1－C エクスターンシップ受入れ先

	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
弁護士事務所	—	9	35	10	37	9	32	38
企業 福岡	—	3	10	5	13	4	11	7

関東	—	0	2	0	7	2	4	6
関西	—	0	1	0	1	0	2	0
自治体	—	0	6	1	3	0	4	2
計	—	12	54	16	61	15	53	53

資料3-1-D エクスターンシップ実施状況

		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
①	弁護士事務所(2週間)	—	7	11	4	17	4	11	29
②	企業(2週間)	—	1	2	0	5	1	3	4
③	自治体(2週間)	—	0	0	0	0	0	2	0
④	①(1週間)+②(1週間)		2	16	5	33	5	22	14
⑤	①(1週間)+③(1週間)	—	0	9	1	5	0	4	2
⑥	②(1週間)+③(1週間)		0	0	0	0	0	0	1
	計	—	10	38	10	60	10	42	50

(3) 基礎法学・隣接科目、展開・先端科目

基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群（理論展開科目ならびに法律実務展開科目）についても、各科目の授業内容を斟酌し、①25名規模、②50名規模の2つのタイプのクラス編成による、対話を取り入れた双方向・多方向の授業を行うこととしている。

法学未修者に社会科学的素養を修得させることを目的とした基礎演習は、①25名規模である。それ以外の科目は、原則として②50名規模であるが、担当教員が非常勤講師であること、担当教員の講義負担との関係などから、複数クラスの開講が困難である場合は、例外としている。

(4) 他大学との連携科目

九州・沖縄4法科大学院ならびに福岡県内4法科大学院の連携協定により、他大学の学生の受講が認められている。平成20年度の受講者数は、《資料3-1-E(1)、(2)》に示す通りである。

資料3-1-E 連携科目・相互履修科目の履修状況

(1) 九州・沖縄4法科大学院

九州大学	平成20年度受講者数		
科目名	熊大	鹿大	琉大

エクスターンシップ	0	0	0
-----------	---	---	---

※他の法科大学院生が単位互換で九州大学法科大学院の科目を受講できるもののみ記載

(2) 福岡県内4法科大学院

科目名	開講大学	平成20年度受講者数		
		福大	西南	久留米
ジェンダーと法	九州大学	0	0	0
倒産法実務 (※破産・民事再生の実務)	九州大学	6	3	0

※は、旧カリキュラムにおける科目名

(5) 学内専門職大学院の相互履修科目

少人数による双方向・多方向授業を可能にするため、本法科大学院では、他学府の学生の受講を認めていない。

ただし、学内の4つの専門職大学院間においては、相互履修が認められている。《前掲資料2-1-E 専門職大学院コンソーシアム》《資料3-1-F 九州大学専門職大学院コンソーシアム08年度相互履修 対象科目シラバス(抜粋)》

資料3-1-F 九州大学専門職大学院コンソーシアム08年度相互履修 対象科目シラバス(抜粋)

九州大学専門職大学院コンソーシアム 08年度相互履修 対象科目シラバス
V 相互履修申請の手続き
2 受け入れる専門職大学院では、人数と条件に従って受け入れの可否を判定

科目等履修生については、《資料3-1-G(1)》に示すとおり、学生の授業に支障がないときに許可するよう定めている。しかしながら、平成16年度以降、科目等履修生として入学を志願する者はなく、平成20年度における、他の専門職大学院からの受講者数も、《資料3-1-G(2)》の通りである。【解釈指針3-1-1-3】

資料3-1-G 専門職大学院間の相互履修に基づく受入れの基準

(1) 九州大学法科大学院規則(抜粋)

（科目等履修生）

第23条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の願書に履修しようとする授業科目名を記載し、履歴書及び検定料を添えて、法科大学院の長に願出しなければならない。

2 法科大学院の長は、学生の授業に支障がないときは、前項の願出があった者について選考の上、学年又は学期の始めに入学を許可することができる。

（2）相互履修科目の履修状況

科目名	平成20年度受講者数		
	医療経営・管理学専攻	産業マネジメント専攻	実践臨床心理学専攻
インターネットと法	非開講	非開講	非開講
契約実務	0	2	0

基準 3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とするこ
と。

（基準 3-1-2 に係る状況）

法律基本科目群 60 単位（内必修 58 単位）は、段階的学修が可能になるように基礎科目、応用科目、総合演習科目を配置し、原則 50 名規模のクラス編成で行なっている。

一方、3 年次の総合演習科目のうち公法総合演習、民法法総合演習Ⅰ・Ⅱは、25 名規模、刑事法総合演習は、35 名規模のクラス編成とし、演習形式により実施する。

また、いずれの科目についても、単位を目的としない聴講を禁止して、クラスの適正規模の維持に努めている。《前掲資料 3-1-B 聴講禁止確認の通達メール》

なお、法律基本科目について、同時に授業を行なう学生数が 80 人を越えたことは、《資料 3-1-H（1）、（2）》に示すとおり、平成 16 年の本法科大学院開設以来、一度もない。【解釈指針 3-1-2-1】

資料 3-1-H 法律基本科目 受講者数（平成 16 年度－平成 20 年度）

（1）平成 16 年度－平成 18 年度

科目名	受講者数					
	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
	受講者	クラス数	受講者	クラス数	受講者	クラス数
人権と法	72	2	73	2	80	3
統治と法	72	2	73	2	82	3
行政と法	96	3	89	3	101	3
公共法Ⅰ（人権と憲法訴訟Ⅰ）	22	1	88	3	88	3
公共紛争処理と法	15	1	83	3	93	3
税財政と法	15	1	84	3	92	3
民法Ⅰ（民法総論）	70	2	72	2	86	3
民法Ⅱ（物権法総論）	70	2	72	2	87	3
民法Ⅲ（担保物権法）	74	2	72	2	87	3
民法Ⅳ（債権総論）	74	2	72	2	83	3
民法Ⅴ（債権各論）	21	1	92	3	88	3
民事訴訟法Ⅰ（訴え・審理等）	75	2	88	3	94	3
民事訴訟法Ⅱ（証拠・判決等）	75	2	89	3	93	3

九州大学法務学府実務法学専攻 第3章

刑事法Ⅰ（基礎と原則）	90	3	87	3	95	3
刑事法Ⅱ（刑事手続と人権）	90	3	87	3	91	3
刑事法Ⅲ（犯罪と刑罰Ⅰ）	75	2	72	2	88	3
刑事法Ⅳ（犯罪と刑罰Ⅱ）	75	2	72	2	85	3
刑事法Ⅴ（犯罪と刑罰Ⅲ）	22	1	90	3	83	3
企業法総論	73	2	89	3	95	3
企業組織法	73	2	89	3	91	3
労働法	15	1	82	3	94	3
国際関係法	96	3	93	3	102	3
現代基礎法	15	1	85	3	98	3

(2) 平成19～20年度

科目名	平成19年度		平成20年度	
	受講者	クラス数	受講者	クラス数
基礎憲法	61	1	53	1
応用憲法Ⅰ	55	1	102	2
応用憲法Ⅱ	123	3	後期	2
基礎行政法	76	1	後期	1
応用行政法Ⅰ	46	1	119	2
応用行政法Ⅱ	46	1	後期	2
公法総合演習	－	－	45	2
基礎民法Ⅰ	59	1	56	1
基礎民法Ⅱ	61	1	63	2
基礎民法Ⅲ	59	1	後期	1
基礎民法Ⅳ	61	1	後期	1
応用民法Ⅰ	46	1	102	2
応用民法Ⅱ	46	1	後期	2
基礎民事訴訟法Ⅰ	63	1	58	1
基礎民事訴訟法ⅠⅠ	63	1	後期	2

応用民事訴訟法	46	1	100	2
基礎商法Ⅰ	57	1	53	1
基礎商法Ⅱ	57	1	後期	2
応用商法Ⅰ	46	1	100	2
応用商法Ⅱ	46	1	後期	2
民事法総合演習Ⅰ	－	－	45	2
民事法総合演習Ⅱ	－	－	後期	2
家族法	106	2	後期	2
基礎刑法Ⅰ	59	1	54	1
基礎刑法Ⅱ	60	1	後期	1
応用刑法	46	1	109	2
基礎刑事訴訟法Ⅰ	58	1	56	1
基礎刑事訴訟法Ⅱ	58	1	後期	1
応用刑事訴訟法	46	1	後期	2
刑事法総合演習	－	－	45	2

3-2 授業の方法

基準3-2-1

法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

(1) 専門的知識を修得させるための適切な方法の実施

(ア) 専門的な法知識の確実な修得

本法科大学院では、体系的知識とそれに基づく法的推論能力を修得するために、「法律基本科目」については、原則50名規模以下のクラスとし、履修内容に関しても、3年間の教育プロセスを通じた発展的・段階的学修を重視し、1年次に「基礎科目」、2年次に「応用科目」、3年次に公法・民事・刑事の「総合演習科目」を配置している。

このうち、基礎科目では、自発的な学修を前提に、対話を取り入れた双方向・多方向の授業を基本としている。

一方、応用科目でも、対話を取り入れた双方向・多方向の授業を基本としているが、より実践的な应用能力を育成する本来のプロブレム・メソッドを採用し、判例などを素材にした問題を素材にして、双方向の授業を基本としている。

また、総合演習科目では、事例などを素材にした問題を素材に、民事法総合演習・刑事法総合演習では、実務家教員を含む複数の教員の共同担当による演習形式の授業を行い、また、公法総合演習においても、憲法・行政法の教員の共同担当を行うことによって、実践的応用のなかでのダイナミックな体系的知識の構築を重視し、複眼的視座に立つことのできる、創造的で実践的な法律実務能力の修得を可能にしている。

なお、九州・沖縄4法科大学院連携科目の一部では、遠隔授業が行われているが、教員と各学生がカメラとマイクで直接質疑応答を行うことのできる機材を整備しており、双方向・多方向授業には全く支障がない。

以上より、本法科大学院における授業は、専門的な法知識（当該授業科目において法曹として一般に必要と考えられる水準及び範囲の法知識）を備え、かつ、具体的事例や新たな事例に適確に対応することのできる能力を涵養する内容となっている。【解釈指針3-2-1-1】【解釈指針3-2-1-3】

(イ) 批判的検討能力その他の法曹として必要な能力の修得

批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力は、各科目群の修

得により、総合的に達成されるべき課題である。そこで、「法律実務基礎科目」に配置されている「リーガル・ライティング」や「模擬裁判」等では、実務家教員による、実務に即した具体的な事件を素材とした授業を行い、「ロイヤリング・法交渉」では、実務家教員と研究者教員の共同による授業を行い、実務家教員による実践的なロイヤリングを教授するに留まらず、研究者教員により目指すべき法律実務の観点から、実務の実情への批判的な視点を導入し、学生の「創造的・批判的検討能力」の涵養に努めている。【解釈指針3-2-1-2】

なお、「リーガル・クリニック」は、実務家教員と研究者教員が、学生に個別具体的な生きた事件を提供し、事件の進行に応じて、実務面、理論面から上記各能力を最大限引き出すように、個別的な指導を行うものであるが、「リーガル・クリニックⅡ」では、弁護士過疎地と呼ばれる地域に出向いて合宿形式で開講しており、学生は、弁護士過疎地における実際の法律相談を通じて、過疎型弁護士実務を学ぶことができる。なお、同科目においては、事前に、法律相談における倫理的な問題についても指導している。《資料3-2-A リーガル・クリニックⅠの概要(抜粋)》

資料3-2-A リーガル・クリニックⅠの概要(抜粋)

リーガル・クリニックⅠの概要

(期間)

- ・ 平成19年8月1日から9月30日までの2ヶ月間とします。

(実施方法)

- ・ 実際の事件に関与し、2ヶ月間の事件の進行状況に応じて、書面の作成、裁判傍聴を行います。したがって、日程は、事件の進行に応じ、適宜決まることになります。
- ・ 4回の集合研修(各2時間)を実施し、模擬法律相談、事件検討会、刑事事件の元被告人から見た未決拘禁等の刑事裁判の諸問題に関するヒアリング等を行います。

(指導担当者)

- ・ 教科担当の上田の他に、村井正昭、田中久敏教員が指導することがあります。

(その他)

- ・ 参加学生は、守秘義務に注意してください。誓約書に署名・押印のうえ、法科大学院事務室まで提出してください。

さらに、「エクスターンシップⅠ、Ⅱ」では、法律事務所、企業法務、行政機関(自治体)に学生を派遣し、実践的な訓練を受けることにより、上記各能力の充実・発展が図られている。その際、学生から誓約書を調達し、その中で守秘義務及び法令順守等を確保している。専任教員がコーディネート業務及び実施についての監督を行い、派遣先から提出される個別の参加学生ごとの資料を参考にして、単位を認定している。《資料3-

2-B (1) エクスターンシップに関する誓約書、(2) リーガル・クリニックⅠに関する誓約書、(3) リーガル・クリニックⅡに関する誓約書》、《資料3-2-C 「エクスターンシップⅠ」シラバス(抜粋)》《資料3-2-D エクスターンシップ協定書》

また、リーガル・クリニック及びエクスターンシップの授業を行うにあたっては、事前に学生に対し法曹倫理に関する指導を行い、守秘義務その他の義務を守る旨を記載した誓約書の提出を求めるなど、法曹としての倫理観・責任感を自覚させることとしている。《資料3-2-E 九州大学法科大学院学生実務教育に関する規程》さらに、社会人としてのマナーに関する研修も行っている。《資料3-2-F ビジネスマナー研修》

以上より、本法科大学院のリーガル・クリニック及びエクスターンシップにおいては、参加学生による法令遵守の確保、守秘義務等に関する適切な指導監督が行われ、また、エクスターンシップにおいては、法科大学院の教員が研修学生を適切に指導監督し、成績評価に責任を持つ体制がとられている。なお、学生は、研修先から報酬を受け取っていない。【解釈指針3-2-1-4】

資料3-2-B 誓約書

(1) エクスターンシップに関する誓約書(抜粋)

誓 約 書

平成 年 月 日

〇〇〇〇株式会社 御中

住所

氏名

印

私は、貴社と九州大学法科大学院との間で締結された平成17年 月 日付け「エクスターンシップ協定書」に基づき、貴社においてエクスターンシップ研修(以下「本研修」といいます。)を受講するに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

1. 本研修の期間中、貴社の諸規程を遵守し、誠実に指示・命令された職務に従事すること。
2. 本研修の期間中、通信の秘密及び個人情報保護すること並びに各種法令(とりわけ個人情報の保護に関する法律並びに関連する政省令)、各省庁の定めるガイドライン(指針)その他の規範を遵守すること。
3. 通信の秘密、個人情報その他の貴社の諸規程に基づき管理される情報について、本研修の期間中はもとより本研修の終了後においても、貴社における職務上の必要がないのに、又は貴社の書面による許可がないのに、知得し、使用し、又は第三者に開示しないこと。また、これらの情報について取り扱う場合は、漏えい、滅失、き損その他の事故を発生させないよう十分な注意を払うこと。
4. 貴社以外の者から知り得た第三者の営業秘密について、当該第三者の書面による承諾なしに自ら使用し、又は貴社若しくは他の第三者に開示しないこと。当該第三者と貴社との間で当該

営業秘密に関する苦情、紛争等が発生した場合には、自らの責任において対処し、これを解決すること。

5. 本研修の期間中に交付を受けた業務上の資料（電磁的記録によるものを含み、貴社から明示的に返還を免除されたものを除く。）及びその複製物について、すべて返還すること。

以 上

（２）リーガル・クリニックⅠにおける誓約書

年 月 日

九州大学法科大学院

院長 西山芳喜 殿

住所

氏名

印

誓 約 書

私は、九州大学法科大学院の講座であるリーガル・クリニックⅠを受講するにあたり、守秘義務を厳守することはもちろん、諸注意を守り、関係者のプライバシーの侵害等をしないことを誓約します。

上記の誓約にもとづき、受講中または受講に関連して知った事実および弁護士の関与の下で見聞した事実につき、第三者にそれらの事実を漏洩しないことはもちろん、事件記録や私が作成したメモ等の資料の保管や廃棄処分にあたって守秘義務違反やプライバシーの侵害等がないように細心の注意を払います。

万一、私が上記の誓約に違反したときは、本講座による単位認定を受けられないことはもとより、九州大学法科大学院からの除籍・退学を含むいかなる処分を受けても異議ありません。

以上

（３）リーガル・クリニックⅡに関する誓約書

平成 年 月 日

九州大学法科大学院

院長 西山芳喜 殿

住所

氏名

印

誓 約 書

私は、リーガル・クリニックⅡを受講するにあたり、守秘義務を厳守することはもちろん、諸注意を守り、関係者のプライバシーの侵害等をしないことを誓約します。

上記の誓約にもとづき、受講中または受講に関連して知った事実および弁護士の関与の下で見聞した事実につき、第三者にそれらの事実を漏洩しないことはもちろん、事件記録や私が作成したメモ等

の資料の保管や廃棄処分にあたっては守秘義務違反やプライバシーの侵害等がないように細心の注意を払います。

万一、私が上記の誓約に違反したときは、単位認定を受けられないことはもとより、九州大学法科大学院から退学を含むいかなる処分を受けても異議ありません。

以上

資料3-2-C 「エクスターンシップⅠ」シラバス（抜粋）

授業の概要

……コーディネート業務は、九州大学法科大学院の専任教授が行なう。一方で、学生から守秘義務契約を含む宣誓書を調達すると共に、他方で、九州大学法科大学院における基本的な教育の在り方について十分な情報の提供を行なう。

コーディネート業務を行なう法科大学院専任教員が、エクスターンシップの実施について監督責任を負担する。専任教員は、エクスターンシップの実施状況を調査すると共に、学生及び担当受入弁護士・企業法務部指導担当者は、実施状況について報告を行なう。

資料3-2-D エクスターンシップ協定書

エクスターンシップ協定書

〇〇株式会社（以下、「甲」という。）と九州大学法科大学院（以下、「乙」という。）は、乙の授業として実施する「エクスターンシップ」（以下、「エクスターンシップ」という。）に関し、次のとおり協定書（以下、「本協定書」という。）を締結する。

（研修生の派遣及び受入）

第1条 乙は、別に定める乙の学生（以下、「研修生」という。）を甲に派遣し、甲はこれを受け入れるものとする。

（研修生の身分）

第2条 研修生は、乙の学生の身分を有したまま行うものとし、甲は、当該研修生に対し、甲の職員の身分を付与しない。

（研修生の処遇）

第3条 甲は、研修生に対して、賃金、報酬、手当及び旅費等その他一切の金品は支給しない。

（服務）

第4条 乙は、研修生に、甲の社内規定および各種法令その他の規範を遵守させるよう周知徹底しなければならない。

（研修中における事故責任等）

第5条 乙は、研修生について、エクスターンシップ期間中の事故に備えて、災害傷害保険及び賠償責任保険に加入させなければならない。

2 乙は、研修中の事故に関して、自らの責任において対応することとし、甲は一切の責任を負わない。

- 3 甲は、研修生が甲及び第三者に与えた損害に関して、一切の責任を負わない。
- 4 乙は、研修生が甲及び第三者に損害を与えたときは、甲及び当該第三者に対し当該損害を賠償しなければならない。

資料3-2-E 九州大学法科大学院学生実務教育に関する規程

九州大学法科大学院学生実務教育に関する規程

[平成16年7月21日 教授会決定]

(趣旨)

第1条 この規程は、法科大学院の学生等に対する実務教育の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受講等の資格)

第2条 九州大学法科大学院（以下「法科大学院」という。）が開設する授業科目のリーガル・クリニック及びエクスターンシップを受講する法科大学院の学生は、次の各号の要件を充たさなければならない。

- (1) 民事裁判実務、刑事訴訟実務及びリーガル・ライティングの単位を取得していること。
- (2) 守秘義務その他の義務を守る旨を記載した誓約書を法科大学院の長に提出していること。

2 前項の他、法学府及び法学部の学生で、以下の各号の要件を充たす場合には、授業科目以外の相談、調停・斡旋事件等への立合い等に参加できるものとする。

- (1) リーガル・クリニック・センター運営委員会（以下「センター運営委員会」という。）の許可を受けていること。
- (2) 守秘義務その他の義務を守る旨を記載した誓約書を所属学府等の長に提出していること。

(指導担当弁護士について)

第3条 リーガル・クリニック又はエクスターンシップが法律実務の受講であるときは学生の指導担当者は弁護士でなければならない。

(法科大学院学生の事件への関与)

第4条 法科大学院の学生等（以下「学生等」という。）に関与させる相談・事件は、前条の学生指導を行う弁護士（以下「指導担当弁護士」という。）が相談を受け、受任し、選任されている事件又は指導教員が相談、調停又は斡旋の依頼を受けた事件（以下「事件等」という。）とする。

2 学生等は、指導担当弁護士又は指導教員の補助者として関与する。

3 学生等を事件等に関与させる場合には、相談者、事件の依頼者、調停・斡旋の関係者又は被疑者・被告人の個別の同意を得なければならない。

(守秘義務・関係者の名誉の保護等)

第5条 学生等は、関与した事件の守秘義務を遵守し、関係者の名誉・プライバシーを侵害することのないようにしなければならない。

2 指導担当弁護士は、学生等が関与する事件等の相手方との面談・交渉、裁判官又は検察官との面接に当たって、学生等を立合わせる場合は、相手方、裁判官又は検察官の了承を得なければならない。

(指導・監督)

第6条 指導担当弁護士又は指導教員は、学生等が本規則を遵守するよう、学生等に対する適切な指

導・監督を行わなければならない。

(処分)

第7条 学生等が、第4条の規定に違反したときは、学生等の所属する法科大学院等の長は、センター運営委員会の助言に基づき、相談・事件への立合い等を停止し、受講を取り消し、又はその他の処分をすることができる。

附 則

この規則は、平成16年7月21日より施行する。

資料3-2-F ビジネスマナー研修



ロースクールエクスタンプ生 ビジネスマナーサポート研修

概要 時代変化に柔軟に対応し、お客さま意識を高め、サービスを提供するマインドを醸成します。 また企業に従事するために相応しいビジネスマナーを実践的に修得し、エクスタンプ生の評価を高めます。 目的 1. お客さま満足の重要性を認識する。 2. 社会人としてのマナーを身につける。 3. お客さまや社内の方と良好なコミュニケーションを図るためのスキルを修得する。 教材 ビジネスリファインオリジナルテキスト使用 電話の録音機(デモ機)使用 対象 ロースクールエクスタンプ生 コース 4時間コース 定員 20名	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #e6f2ff; padding: 5px;">1. お客さま意識の重要性</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> ・私たちを取り巻く環境の変化 ・世の中のサービスの変化 ・CS(お客さま満足)の意味と意義 < 講義 > </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e6f2ff; padding: 5px;">2. ビジネスマナーの再確認</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> ・マナー5原則の意味 ・来客応対 ・訪問のマナー ・電話の受け方、取り次ぎ方、伝言の受け方 < トレーニング > </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e6f2ff; padding: 5px;">3. 全体ロールプレイング</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> ・電話でアポイントをとる⇒電話を受け対応する ・訪問する⇒お客さまを応対する < 事例研究 > < グループロールプレイング > </td> </tr> </table>	1. お客さま意識の重要性	・私たちを取り巻く環境の変化 ・世の中のサービスの変化 ・CS(お客さま満足)の意味と意義 < 講義 >	2. ビジネスマナーの再確認	・マナー5原則の意味 ・来客応対 ・訪問のマナー ・電話の受け方、取り次ぎ方、伝言の受け方 < トレーニング >	3. 全体ロールプレイング	・電話でアポイントをとる⇒電話を受け対応する ・訪問する⇒お客さまを応対する < 事例研究 > < グループロールプレイング >
1. お客さま意識の重要性							
・私たちを取り巻く環境の変化 ・世の中のサービスの変化 ・CS(お客さま満足)の意味と意義 < 講義 >							
2. ビジネスマナーの再確認							
・マナー5原則の意味 ・来客応対 ・訪問のマナー ・電話の受け方、取り次ぎ方、伝言の受け方 < トレーニング >							
3. 全体ロールプレイング							
・電話でアポイントをとる⇒電話を受け対応する ・訪問する⇒お客さまを応対する < 事例研究 > < グループロールプレイング >							

(2) 授業計画・授業内容・成績評価の学生への周知

授業計画・授業内容・成績評価を学生に周知させる方法として、本法科大学院では、①各科目のシラバスに、授業の目的、概要、各回の授業計画、成績評価(どのような要素をどのように評価するか)、事前学習、課題レポート等の内容・回数・量等を掲載し、年度の初めに学生に配布しているほか、②平成19年度以降は、このシラバスを、マイデスクトップ・ポータルに掲載している。《別添資料06 法科大学院シラバス》

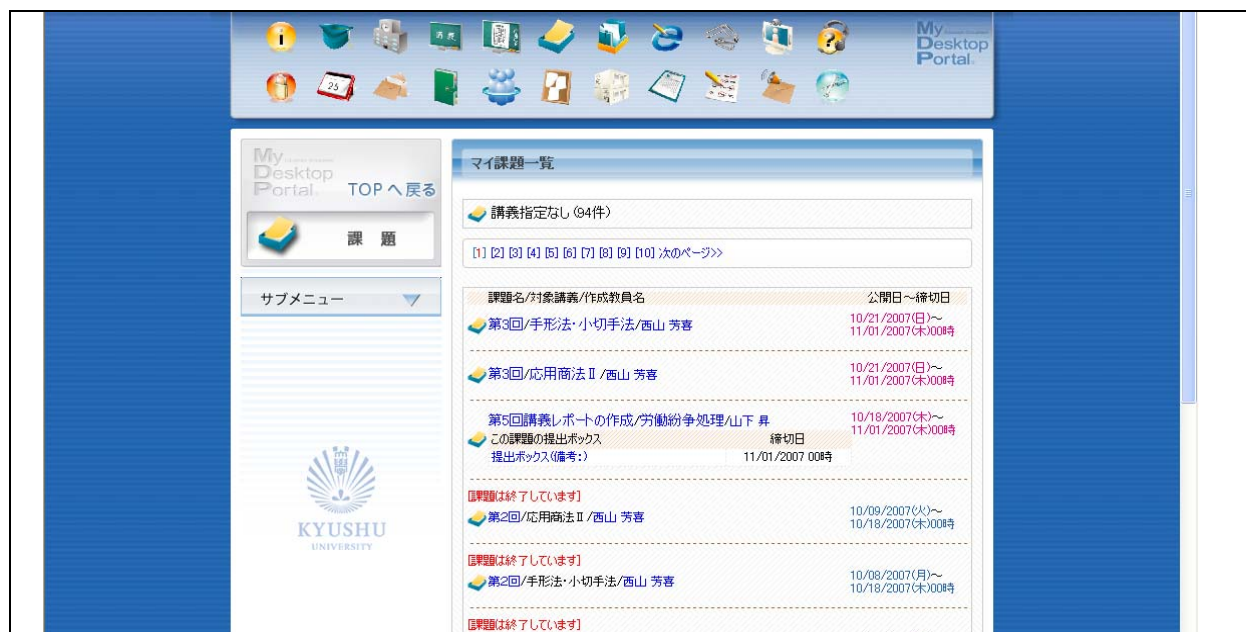
(3) 授業時間外における学習を充実させるための措置

少人数教育の結果としての多数のクラス開講に備えて、時間割は6時限目まで設けられてはいるが、実際には、6時限目の授業は僅かであることから、学生の授業終了後の復習及び予習時間は確保されている。また、土曜日の講義は非常勤講師による授業や補講など例外的な場合のほかは行なわれていないため、週末における学修時間も確保されている。《別添資料09 法科大学院時間割》【解釈指針3-2-1-5 (1)】

予習については、各科目のシラバスに、各回の授業で使用する教材や判例を指定して

おり、事前周知がなされている。また、各教員が学生に課している課題の量については、FD等において教員間で相互に把握し、調整することにより、学生の負担が過重にならないよう配慮している。さらに、平成19年度からは、各教員がマイデスクトップ・ポータルに課題を登録することにより、教員による適切な指示がなされていることについて、把握が可能となっている。《資料3-2-G マイデスクトップ・ポータル（講義課題一覧ボード）》【解釈指針3-2-1-5（2）（3）】

資料3-2-G マイデスクトップ・ポータル（講義課題一覧ボード）



一方、施設、設備については、以下のような整備を行うことで、授業時間外の自修が可能となるような環境を整えている。

（ア）施設

学生が24時間利用可能な学修室（学生の自修室）及び法科大学院専用の図書室（法科大学院図書室）を、法科大学院棟内に完備している。また、本学附属図書館や文系合同図書室の利用も可能である。

（イ）設備

学修室の各席にLANのポートを整備し、インターネットの利用を可能としている。学生の自修に必要な図書、データベースの整備状況については、後述の10章において詳しく述べるが、このうち判例や関連文献の検索・調査については、「LLI 統合型法律情報システム」「法科大学院専用LEX・DB」の2つを採用している。また、マイデスクトップ・ポータルにより、教員への質問、学生への連絡、教材の配布、小テストの成績通知等がなされている。

一方、以上の学修環境の学生に対する周知に関しても、マイデスクトップ・ポータルについては、入学前にパソコン研修の機会を設け、その際に説明をしているほか、新入生に対するオリエンテーションの際に、施設・設備全般に関する詳細な説明を行っている。《資料3-2-H 平成20年度パソコン研修案内(抜粋)》《資料3-2-I LLI 統合型法律情報システム》《資料3-2-J 法科大学院専用LEX・DB》《資料3-

2-K 平成20年度新入生オリエンテーション》《別添資料07 平成20年度新入生オリエンテーション配布資料》【解釈指針3-2-1-5(4)】

資料3-2-H 平成20年度パソコン研修案内(抜粋)

パソコン研修について

九州大学法科大学院では、新入生を対象としたパソコン研修を下記日程で実施いたします。パソコン研修の他にも、大学内のLANに接続するための設定等をおこないますので、参加希望日を3月5日(水)までに、九州大学法科大学院事務室へ回答ください。

*研修に参加できない場合も、入学後、大学内のLANへの初期設定等は個別に対応いたします。

記

1. パソコン研修日時

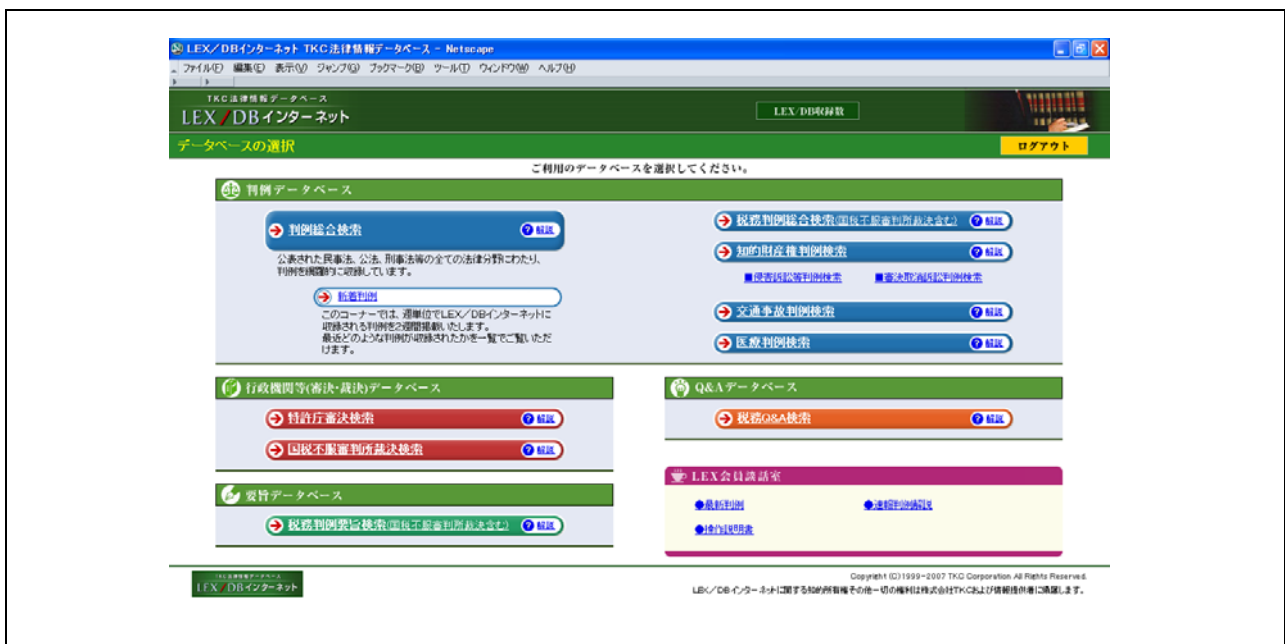
- 日時 : 初級コース 3月26日(水)
中級コース 3月27日(木)
いずれも、午前10時～午後5時(昼休みあり)
- 場所 : 九州大学法科大学院棟1F 演習室
- 研修内容 : パソコン研修(初級または中級:別紙参照)
大学内LANへの接続初期設定
MY DESKTOP POTALの利用説明
- 備考 : 研修当日は、必ずパソコン持参でご参加ください。
※OS: WindowsXP(SP2)以上(XP奨励)、Macの対応なし
ハードディスク: 60GB以上
メモリー: 512MB以上
WEBブラウザ: Internet Explorer6以降

2. パソコン研修希望調査(要回答)

資料3-2-I LLI 統合型法律情報システム



資料3-2-J 法科大学院専用LEX・DB



資料3-2-K 平成20年度新入生オリエンテーション

平成20年度 新入生オリエンテーション	
日時 平成20年4月1日(火)15時	
場所 中講義室	
司会進行 田中	
	資料
1. 法政学会挨拶	・ 法政学会加入案内
2. 教務事項の説明	・ 学生便覧

・配布資料の確認 ・学生便覧記載事項（修了要件、修得単位数、修了年数、最長在学年限及び休学期間、履修手続、「法学既修者」の認定及び単位互換による単位の認定、標準的な履修年次及び履修モデル、など） ・成績評価の方法と進級条件 ・オフィス・アワーについて ・学生担当（チューター）について ・学年暦、時間割について ・大学院共通教育科目及び九州大学専門職大学院コンソーシアム07年度相互履修について ・学修室の利用に関する一般的な説明 ・授業に遅れた者の次の授業への出席は認めない。（例えば、民法ⅠのAクラスの授業に遅れた学生が、Bクラスの授業へ出席するのは認めない。） ・自然災害時における休講措置の対応について	・学年暦 ・時間割 ・クラス編成表 ・九州・沖縄4法科大学院、福岡県内4法科大学院連携科目一覧 ・教務連絡
3. 学修室の利用について、他注意事項等 ・学修室の利用に関する一般的な説明 ・全学の相談窓口について ・セクシャル・ハラスメント等の防止・対策 ・その他説明（法科大学院棟への入館、施設（講義室等）の利用方法、図書室、複写機の利用、法科大学院棟内の飲食禁止場所、自動車通学の許可等）	・学生生活・修学相談室 ・あなたを守る道しるべ ・セクシャル・ハラスメントの防止 ・心の傷あなたに見えますか？ ・施設利用・事務連絡について
・教育情報システムの利用について	・九州大学教育情報システムの利用について ・教育情報システム利用の手引き
4. その他事務的な説明	
・専門職大学院係説明（法科賠加入案内、住所届、学生証発行、履修申請等） 平成20年度前期履修登録期間 履修登録 4月14日（月）～4月25日（金）17：00まで 履修登録確認・修正 5月12日（月）～5月16日（金）17：00まで 履修登録最終確認 5月23日（金）～5月28日（水）15：00まで	・学生センターの概要 ・学割証・在学証明書の発行について ・住所届 ・喫煙について ・健康診断関係書類在中（封書） ※履修申請の手引き（後日配付）

5. 質疑応答

集中講義については、学期中に行うものは、土曜・日曜などを利用して数週間にわたって開講し、夏休み・冬休みの期間に行うものは、原則として7日間程度の期間にわたって行うこととしている。《資料3-2-L 集中講義に関する申合せ》また、授業を履修する学生の、授業時間外の事前事後の学修等に必要な時間を確保するために、可能な限り重複して開講されないよう配慮している。

資料3-2-L 集中講義に関する申合せ

集中講義に関する申合せ

2004年4月21日 教務委員会

- 第1 集中講義は、原則として、各年度に指定された集中講義期間に行う。
- 第2 2単位の集中講義科目は、履修学生が自学自修の時間を確保できるように、原則として、7日間程度の期間にわたって行うものとする。ただし、九州大学法科大学院外において合宿形式で行われる集中講義については、この限りではない。
- 第3 集中講義期間の調整については、教務委員会がこれを行う。
- 第4 その他、集中講義に関して必要な事項は、教務委員会が定める。

(出典：平成16年4月28日教授会資料)

一方、シラバスの配布・公表を通じて、学生の予習範囲が授業開始前に明示されている。また、筆記試験を行う場合は、復習の時間を確保するために集中講義終了後、可能な限り時間をおいて試験日を設けることにしている。《資料3-2-M 集中講義の開講日程、集中講義の筆記試験の日程》

以上の方法で、本法科大学院においては、集中講義を実施する際には、その授業の履修に関して授業時間外の事前事後の学修に必要な時間が確保されるよう配慮している。

【解釈指針3-2-1-6】

資料3-2-M 集中講義の開講日程、集中講義の筆記試験の日程

開講 時期	科目名 (旧カリキュラム)	配当 年次	開講日程	筆記試験 の日程
前期	模擬裁判(同) 民事	3[3]	①4月25日(水)13:00～ ②5月9日(水)15:00～16:00 ③5月24日(木)13:00～14:30、14:40～15:50 ④5月30日(水)13:00～14:30、14:40～15:50 ⑤6月6日(水)13:00～14:30、14:40～15:50 ⑥6月16日(土)10:00～17:00	

九州大学法務学府実務法学専攻 第3章

前期	模 擬 裁 判 (同) 刑 事	3[3]	①4月25日(水)13:00～ ②5月9日(水)14:30～16:30 ③5月17日(木)8:40～10:10 ④5月24日(木)16:40～20:00 ⑤5月30日(水)13:00～16:20 ⑥6月6日(水)13:00～16:20 ⑦6月17日(日)10:00～17:00	
前期	現 代 刑 事 法 演 習 (刑 事 法 総 合)	3[3]	全4回(8:40～16:20) ①6月2日(土) ②6月9日(土) ③6月23日(土) ④7月1日(日)	レポ ート 等 を 提 出
前期	リーガル・クリ ニックⅠ(同)	2・3[2・3]	8月～9月	
前期	知的財産と法(産 業財産法)	2[2・3]	8月25日(土)～8月29日(水) 2～4限	8月31日 (金)
前期	エクスターンシ ップⅠ(同)	2[2]	8月20日(月)～8月24日(金)	
前期	エクスターンシ ップⅡ(同)	2[2]	8月27日(月)～8月31日(金)	
前期	経済法(同)	2・3[3]	8月27日(月)～8月31日(金) 2～4限	レポ ート 等 を 提 出
前期	現 代 弁 護 士 論 (同)	2・3[2]	8月27日(月)～8月31日(金) 3～5限	レポ ート 等 を 提 出
前期	倒産と法(倒産処 理法)	2[2・3]	前半:8月22日(水) 3～4限 8月23日(木) 2～4限 8月24日(金) 3～4限 後半:9月25日(火) 3～4限 9月26日(水) 2～4限 9月27日(木) 2～4限	レポ ート 等 を 提 出
前期	(現代司法論)	[2]	9月1日(土)～9月4日(火) 10:00～16:30 9月5日(水)10:00～(2時間半)	レポ ート 等 を 提 出
前期	民事執行法・民事 保全法(民事執行 法・民事保全法 Ⅰ)	2・3[2・3]	9月7日(金)～9月14日(金)3～4限	9月21日 (金)

後期	少子高齢化社会 と法（子どもと 法）	2・3[3]	12月25日（火）～12月27日（木） 1～4限 1月12日（土） 1～3限	
後期	リーガル・クリニ ックⅡ（同）	2・3[2・3]	後日連絡	
後期	エクスターンシ ップⅠ（同）	2[2]	平成20年2月18日（月） ～2月22日（金）	
後期	エクスターンシ ップⅡ（同）	2[2]	平成20年2月25日（月） ～2月29日（金）	

*[]書きは、旧カリキュラムの配当年次

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準 3-3-1

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

(基準 3-3-1 に係る状況)

(1) 各年次の履修可能単位数の上限

本法科大学院においては、1年次・2年次における履修登録可能な単位数の上限を36単位としている。【解釈指針 3-3-1-1】

(2) 最終年次の履修可能単位数の上限

最終年次については、当該年次への進級が54単位(既修者では26単位)であること、また選択科目の履修可能性を拡大させることを考慮して、上限を40単位としている。【解釈指針 3-3-1-2】

各年次の履修可能単位数の上限は以下の通りである。

	平成 20 年度		
	1 年次	2 年次	3 年次
未修者	36 単位	36 単位	40 単位
既修者	—	36 単位	40 単位

(3) 再履修科目及び、他の大学院等における履修科目の単位数

原級留置となった場合、現在の年次に配当されている法律基本科目群の必修授業科目のうちA評価をとれなかった全科目について、再履修の上、改めて評価を受けることとし、Aの評価を取得した科目については、そのままの評価を維持することとしている。これら再履修科目の単位数についても、(1)(2)の単位数の上限に含まれる。進級が認められた場合についても同様に、再履修科目単位数は進級した年次の単位数の上限に含むこととしている。

また、集中講義や九州・沖縄4法科大学院、福岡県内4法科大学院連携協定に係る授業及び、学府(大学院)間での履修を認める学府共通科目、専門職大学院間での履修を認めるコンソーシアム科目などの単位数についても、当該年次における履修可能単位数の上限に含まれる。《資料 3-3-A 学生便覧(抜粋)》

それ以外の他の大学院で履修する場合についても同様の取扱いを行っている。《資料 3-3-B 九州大学法科大学院規則(抜粋)》【解釈指針 3-3-1-3】

資料 3-3-A 学生便覧(抜粋)

(4) 単位修得の要件等

＊学府共通教育科目、専門職大学院コンソーシアム科目、法学府LLM科目は、履修可能な単位数の上限でのみ履修を認める。

資料3－3－B 九州大学法科大学院規則（抜粋）

（履修科目の登録の上限）

第13条 法科大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を別表2のとおりとする。

別表2

3年制課程	1年次：36単位	2年次：36単位	3年次：40単位
2年制課程	1年次：36単位	2年次：40単位	

2 優れた点及び改善を要する点等

1. 優れた点

(1) 徹底した少人数教育による双方向型授業の確立

本法科大学院では、1年次の基礎演習、3年次の公法総合演習・民事法総合演習では25名規模、刑事法総合演習では35名規模のクラス編成で、双方向型の少人数教育を徹底しており、クラス編成は、最大でも50名規模に押さえている。

また、それぞれの授業内容に関しても、教員が意識を共通化しつつ、各科目に固有の特性を考慮して、教員間の質疑を中心にしたスタイルや学生どうしの討論を重視するスタイルなど、多様性に富んだ双方向型・対話型授業を展開している。

(2) 教育連携の強化

福岡県弁護士会、西南学院大学、福岡大学、久留米大学、鹿児島大学、熊本大学及び琉球大学等と相互連携を行い、九州地域における法曹養成に責任をもつとともに、多様かつ多彩な授業科目を提供している。また、研究者教員と実務家教員の協働による科目やリーガル・クリニック・センターによるリーガル・クリニックやエクスターンシップを配置するなど、理論と実務を架橋する法律実務科目を充実させている。

(3) 学生の自学自修のための環境整備

自学自修を基本として、その時間を確保するための配慮をするとともに、高度IT技術による学修サポートシステムである「マイデスクトップ・ポータル」を導入している。

2. 改善を要する点

(1) 総合演習の内容と分担

平成19年度のカリキュラム改正により、新たに3年次の法律基本科目として導入された「総合演習」に関しては、導入初期における試行錯誤状態が認められる。FDなどにおける担当教員間の意見交換などを通じて、授業内容・方法の整備が必要である。

また、同科目は、平成20年度からは25名4クラスとなり、実務家を含む複数教員による授業担当であるため、開講時間・分担などの調整につき、早い段階から関係教員間の意見交換を行う必要がある。

(2) 複数クラスにおける授業内容・方法の調整

1つの科目を複数クラス開講している場合には、担当教員が異なることにより、授業内容・方法に若干の差が出ている。授業目的を統一したうえで、教材・授業方法などについて、FDなどにおいて関係教員間で調整をすることを予定している。

(3) 非常勤講師等による授業

本法科大学院の専任教員ではない、兼任教員あるいは非常勤講師による授業科目の一

部については、受講生が集中した場合に、受講制限を余儀なくされている。しかしながら、教員の授業負担の公平の問題や、非常勤講師のための予算の制限のため、複数開講は困難であり、本法科大学院の努力だけでは解決できない。関係部局への働きかけを継続する予定である。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- （1）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- （2）当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- （3）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- （4）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

（基準4-1-1に係る状況）

（1）成績評価基準の設定と学生への周知

（ア）成績評価基準

本法科大学院における成績の評点は、A+・A・B・C・Dの5段階からなり、A+・A・B・Cを合格、Dを授業目的により要求される水準に達していないものとして不合格としている。

成績評価の割合、成績評価における考慮要素、及び成績評価における授業への遅刻、欠席の取り扱いについては、《資料4-1-A》のように定めており、教授会及びFDを通じて教員に周知するとともに《資料4-1-B 平成20年4月30日法科大学院FD記録（抜粋）》、学生に対しては、『学生便覧』を配布し、入学時の新入生に対するオリエンテーション、入学後の2・3年生に対するオリエンテーション、及び、留年者、休学後復学した学生に対する履修説明会において、教務委員長がこの点につき丁寧な説明を行い、かつ、質疑応答の機会を設けている。【解釈指針4-1-1-1】

資料4-1-A 「成績評価等に関する申し合わせ」

成績評価等に関する申し合わせ

[平成18年10月18日 教授会]

[平成19年3月22日 教授会]

[平成20年2月20日 教授会]

第1. 成績評価

(1) 授業目的により要求される水準に達していない場合には、D（不合格）とする。

(2) 合格者について、以下の割合を目安として相対評価を行う。

A+ 5%

A 25%

B 40%

C 30%

(3) 受講者が少ない科目（おおむね10名未満）については、(2)の相対評価によらないことができる。その場合には、以下の評価基準による。

A+ 90点以上・・・・・・特に優れている。

A 80点以上90点未満・・・・優れている。

B 70点以上80点未満・・・・良好である。

C 60点以上70点未満・・・・水準に達している。

D 60点未満・・・・・・水準に達していない。

(4) 次の科目については、可否のみを判定し、合格をA、不合格をDとする。

①法曹倫理

②模擬裁判

③リーガル・クリニックⅠ・Ⅱ

④エクスターンシップⅠ・Ⅱ

第2. 評価のあり方

評価においては、原則として平常点や出席数を含めた総合評価を行うこととし、シラバスにその具体的な基準（割合、配点等）を明記する。

第3. 出席及び遅刻の取り扱い

学生には出席を課すこととする。教員は遅刻・欠席の多い学生を把握し、特に、2単位科目（15回開講）について、次のとおり、取り扱うこととする。

(1) 学生が正当な理由がなく欠席した場合は、欠席回数に応じて成績評価に反映させることができるものとする。

また、4回以上欠席した者は、原則として単位の認定を行わない。

(2) 遅刻の多い学生の場合も、その回数に応じて成績評価に反映させることができるものとする。

第4. その他

本申し合わせは、平成20年4月1日から実施し、学生便覧等で、学生に公表する。

（出典：平成20年2月20日 教授会資料）

資料4-1-B 平成20年4月30日法科大学院FD記録(抜粋)

平成20年度法科大学院FD

日時 平成 20 年 4 月 30 日 15:00～16:30

場所 法学部大会議室

出席者 19 名(氏名省略)

テーマ

3. 成績評価の考慮要素について

資料 3-1 成績評価の方法（平成 15 年 10 月設置計画書補正抜粋）

資料 3-2 成績評価（自己評価書 6 頁）

資料 3-3 成績評価に関する申合せ

資料 3-4 平成 19 年度科目別成績評価

資料 3-5 参考資料

3. 成績評価の考慮要素について

成績評価の方法（法科大学院設置計画補正計画書における成績評価の方法）、成績評価に関する申合せ（現在の申合せ）、平成 19 年度の科目別成績評価等について、資料をもとに説明があり、意見交換を行った。

＜まとめ＞

- ・成績評価の考慮要素について、引き続き議論することとした。
- ・「成績評価における試験の比重は 50%とし、残りの 50%をレポート、発言等によって評価することを標準とする」旨の申合せを作成し、教授会の承認を得ることとした。

（２） 成績評価基準に従った成績評価が行われていることの確保措置

上記（１）のような成績評価基準に従った厳格かつ公平な成績評価が、実際に行われていることを確保するために、本法科大学院では、以下のような具体的な措置を講じている。

（ア） 成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会

本法科大学院では、「評価質問書の制度」を設け、学生に対して、期末試験の成績評価の結果に対する不服申立制度を含む、成績評価に関する質問の機会を確保している。なお、本制度の存在についても、成績評価基準同様、学生ならびに教員（非常勤教員も含む）に対して周知徹底させている。《別添資料 01 学生便覧 13 頁（評価質問書）》《別添資料 11 評価質問書》。《別添資料 12 定期試験受験要領（学生用）》

（イ） 筆記試験採点の際における匿名性の確保

期末試験実施に際しては、公平性を期すために、答案に学生の氏名は記載せず、学籍番号のみを記載する方式を採用することで、筆記試験採点の際の匿名性を確保している。

（ウ） 採点分布に関するデータの関係教員間の共有

教授会やFDにおいて、各学期の終了時に、全教員の全科目に関する成績評価の一覧表や成績分布図を資料として配布し、各教員が成績評価基準に従った成績評価を行っているかどうかにつき、教員相互間での確認と意見交換を実施している。《別添資料 10 平成 19 年度成績評価（科目別評価割合）》《資料 4－1－C 平成 19 年 10 月 3 日法科大学院FD記録(抜粋)》【解釈指針 4－1－1－2】

資料4-1-C 平成19年10月3日法科大学院FD記録（抜粋）

平成19年度法科大学院FD

日時 平成19年10月3日 13:00～15:00

場所 法学部大会議室

出席者 24名（氏名省略）

テーマ 3. 平成19年度前期定期試験結果について 【資料3】

4. 意見交換

5. まとめ

配布資料 配布資料については、FD終了後すべて回収

3. 平成19年度前期定期試験結果について

今年度前期定期試験の結果が資料として配布され、科目別評価については、法律基本科目では、あらかじめ学生に示した成績評価の分布（A+評価は5%、A評価はA+とあわせて3割、B評価4割、残り3割はC、D評価）どおりとなったとの説明があった。また、各年次の学生の成績（得点率順）については、成績中位者以降の学生の、学修状況について気をつけていただきたいとの説明があった。

4. 意見交換

（略）

5. まとめ

（略）

（3） 成績評価の学生への適切な告知

上記（1）において述べたように、成績評価の基準、成績評価に際して期末試験の結果が占める割合に関しては、事前にシラバスをマイデスクトップ・ポータルへ掲載することにより、学生に対して告知している。また、試験の後においては、各学生の成績結果を、当該試験に係る評価の基準や成績分布データとともに、個別に告知することとしている。答案の返却も実施している。【解釈指針4-1-1-3】

（4） 期末試験実施方法についての適切な配慮

（ア） 追試験

やむを得ない理由により期末試験を受験できなかった学生は、期末試験に近接した時期に、「追試験」を受験することができる。追試験の実施に際しては、試験監督者を置き、持ち込み可能なものを限定するとともに、入退室の時間を制限するなど、本試験同様に、厳格な試験の実施を行っている。また、試験問題の出題にあたっては、本試験と追試験

の問題が同一、同分野にならないことを、教授会においてアナウンスし、追試験受験者が不当に利益または不利益を受けることのないよう、教員に周知徹底している。《資料4-1-D 試験、成績評価及び入学試験における留意事項（抜粋）》

資料4-1-D 試験、成績評価及び入学試験における留意事項（抜粋）

試験、成績評価及び入学試験における留意事項

[平成19年7月11日 教授会]

試験、成績評価及び入学試験においては、下記の事項に、特に留意しなければならない。

1. 試験及び成績評価について

(1) 試験問題

試験の出題にあたっては、本試験と追試験の問題が同一、同分野でないこと。

(出典：平成19年7月11日教授会資料)

(イ) 再試験

本法科大学院では、成績不良者に対する「再試験」は、原則として認めていない。ただし、法学未修者の3年次（法学既修者の2年次）に配置された必修科目についてのみ、再試験を認めることがある。なお、再試験の実施に際しても、本試験同様に、厳格な試験の実施及び成績評価が徹底されている。【解釈指針4-1-1-4】

基準 4-1-2

学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

（基準 4-1-2 に係る状況）

（１） 単位認定の方法

本法科大学院以外の大学院で修得した単位、海外の交流協定締結大学大学院において修得した単位は、30 単位を上限に、『司法制度審議会意見書』の理念と九州大学法科大学院の理念とその単位の修得基準等に従った厳格な審査を経たうえで、本法科大学院における単位互換の単位として認定することとしている。《資料 4-1-E 九州大学法科大学院規則（抜粋）》単位認定の方法は、次のとおりである。（ただし、九州・沖縄 4 法科大学院連携協定及び、福岡県内 4 法科大学院連携協定に係る授業科目の単位認定の方法については、後述の（ア）及び（イ）のとおり。）

- ① まず、当該科目に関する授業内容（シラバス）と成績証明書を添付して、学生本人が単位互換の適用を申請する。
- ② 単位認定は、提出された書類をもとに教務担当教員が認定を行う。ただし、必要に応じて筆記試験と口頭試験を課すことがある。
- ③ 教務担当教員は、単位認定の原案を作成し、教授会の議を経て、その可否を決定する。

また、この手続は、学生便覧を通じて、学生に周知されている。《別添資料 01 学生便覧 10～11 頁》

なお、これまでには、学生からの単位認定申請は若干数存在したものの、上記のような厳格な審査が行われている結果、認定にまで至ったケースは存在していない。

資料 4-1-E 九州大学法科大学院規則（抜粋）

（他の大学院における授業科目の履修等）

第 14 条 法科大学院において、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（法科大学院において修得したものとみなすことのできる単位数の限度）

第 15 条 前条、次条、第 19 条第 1 項及び第 21 条第 3 項の規定により法科大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、大学院通則第 15 条及び第 17 条の規定の転学等の場合を除き、合わせて 30 単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第16条 法科大学院において、教育上有益と認めるときは、学生が法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。）を、法科大学院に入学した後法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（ア） 九州・沖縄4法科大学院連携協定にかかる授業

九州・沖縄4法科大学院連携協定（旧・九州3法科大学院連携協定）にかかる授業のうち「環境問題と法」については、展開・先端科目の法律実務展開科目として認定し、上限の30単位に含める。「エクスターンシップ」については、法律実務基礎科目としては認定しないが、修了要件単位として認定し、その場合には上限の30単位に含める。

その単位認定については、九州・沖縄4法科大学院連携協定書による。《資料4-1-F 九州・沖縄4法科大学院連携協定書（抜粋）》《別添資料03 法科大学院教育連携パンフレット》

なお、上記以外の九州・沖縄4法科大学院連携協定（旧・九州3法科大学院連携協定）にかかる授業については、原則として、本法科大学院の開講科目としているので、単位互換として認められる上限30単位の範囲外となる。

資料4-1-F 九州・沖縄4法科大学院連携協定書（抜粋）

（単位の認定等）

- 3 特別聴講学生が履修した授業科目の成績評価は、受入れ法科大学院の授業担当教員が行い、当該授業科目の単位の認定は、特別聴講学生の在籍する法科大学院が行う。

（イ） 福岡県内4法科大学院連携協定にかかる授業

また、福岡県内4法科大学院連携による単位互換については、単位互換として認められる上限30単位の範囲内で認めることとしている。

その単位認定については、福岡県内4法科大学院連携協定書による。これらの連携協定に関しては、本法科大学院における教育課程の一体性を維持し確保するために、一方において、開講科目数及び履修可能単位の限定、学生便覧の配布等による情報の共有化が図られるとともに、他方において、ほぼ月1回の割合で定期的に行っている連携協議会を通じた意見交換、教授会での承認、授業評価制度及び授業参観制度などを通じて、その適正な運営に努めている。なお、開講科目は全て授業科目の実質的な内容に基づいた科目区分により展開・先端科目に分類している。《資料4-1-G 福岡県内4法科大学院及び福岡県弁護士会の間の教育連携に関する協定（抜粋）》《前掲資料2-1-D 九州・沖縄4法科大学院及び、福岡県内4法科大学院との連携》

資料4-1-G 福岡県内4法科大学院及び福岡県弁護士会の間の教育連携に関する協定（抜粋）

第7条 連携協定に基づき開講する法律実務家科目については、分担開講法科大学院以外の法科大学

院も連携協定に基づく開講科目として申請し、連携協定による互換単位として各法科大学院において認定し、修了単位に充足することを認めることにする。

但し、連携協定により互換できる単位数は、入学前の他法科大学院の既修得単位として認定された単位数、他法科大学院との単位互換単位数及び法学既修者認定の一環として認定された既修得単位数と合わせて30単位を超えることはできない。

基準 4－1－3

一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4－1－3 に係る状況）

本法科大学院では、1 学年を修了するにあたって履修成果が一定水準に達しない学生に対しては、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）を設けており、その旨は、ホームページに掲載しているほか、4 月に行われるオリエンテーションにおいて、教務委員長が説明を行い、学生に対し周知徹底している。《前掲資料 1－1－C 九州大学法科大学院規則（抜粋） 進級制》【解釈指針 4－1－3－1】

必修科目の単位を取得できずに進級した場合（例えば、1 年次から 2 年次への進級について、基礎憲法の単位を取得できなかったが、28 単位以上を取得し進級したような場合）については、次年次の履修に影響のないよう、事前に学修指導を行なうなどの配慮をしている。《後掲資料 6－2－A 1 年次配当の法律基本科目（必修科目）の単位を取得できずに 2 年次へ進級した学生に対する学修指導についての申し合わせ》

なお、進級条件やいわゆる原級留置の基準等についても、それらが書かれた学生便覧により、上記オリエンテーションの際に口頭で説明し、学生に周知している。《別添資料 01 学生便覧 10 頁以下》

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1

法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科, 専攻又は学生の履修上の区分にあっては, 当該標準修業年限)以上在籍し, 93単位以上を修得していること。

この場合において, 次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から, 他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を, 30単位を超えない範囲で, 当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお, 93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては, その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から, 当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を, アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で, 当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお, 当該単位数, その修得に要した期間その他を勘案し, 1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下, 「法学既修者」という。)に関して, 1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し, アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき, それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし, 3年未満の在学期間での修了を認める場合には, 当該法科大学院において, アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア	公法系科目	8単位
イ	民事系科目	24単位
ウ	刑事系科目	10単位
エ	法律実務基礎科目	6単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

- (3) 法律基本科目以外の科目の単位を, 修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2-1-3参照。)

(基準4-2-1に係る状況)

平成19年度より実施の新カリキュラムにおける本法科大学院の修業年限は、2年ないし3年であり、修了に必要な単位数は、3年生課程においては、93単位以上である。【解釈指針4-2-1-1】

(1) 他の大学院等において修得した単位の認定

本法科大学院では、原則的には、本法科大学院入学以前の既修得単位、本法科大学院以外の大学院で修得した単位、海外の交流協定締結大学大学院において修得した単位は、30単位を上限に、厳格な審査の下で、本法科大学院の単位として認定することとしている。

また、法学既修者に関して、1年を超えない範囲で本法科大学院が認める期間在学し、上記基準4-2-1(1)(ア)と(イ)による単位と合わせて30単位を超えない範囲で本法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととしている。《資料4-2-A 九州大学法科大学院規則(抜粋)》

資料4-2-A 九州大学法科大学院規則(抜粋)

(他の大学院における授業科目の履修等)

第14条 法科大学院において、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(法科大学院において修得したものとみなすことのできる単位数の限度)

第15条 前条、次条、第19条第1項及び第21条第3項の規定により法科大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、大学院通則第15条及び第17条の規定の転学等の場合を除き、合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第16条 法科大学院において、教育上有益と認めるときは、学生が法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)

第15条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。)を、法科大学院に入学した後法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(修了要件)

第17条 法科大学院の専門職学位課程の修了の要件は、専門職学位課程に3年以上在学し、93単位以上を修得することとする。

(在学期間の短縮)

第18条 法科大学院は、第16条の規定により、法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第67条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

(法学既修者)

第19条 法科大学院は、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第17条に規定する在学期間については1年を超えない範囲で法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については、法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。

(進級制)

第20条 学生が別表第3に掲げる単位数を修得できていない場合は、次年次へ進級できない。

- 2 進級できなかった場合、法律基本科目群の必修の授業科目のうち、科目成績Aをとれなかった科目の単位は無効となる。

(留学)

第21条 留学を志望する法科大学院の学生は、書面をもって法科大学院の長に願い出て、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第17条の課程修了の要件としての在学期間に加えることができる。
- 3 第14条第1項の規定は、法科大学院の学生が留学する場合について準用する。この場合において、同条中「他の大学院」とあるのは、「外国の大学院」と読み替えるものとする。

(2) 修了に必要な単位数

平成19年度改正の新しいカリキュラムの下では、3年生課程の学生の修了要件として、法律基本科目につき58単位、法律実務基礎科目につき14単位、基礎法学・隣接科目につき6単位以上、展開・先端科目につき12単位以上、及び、科目群に関係なくその他の授業科目のうちから3単位以上の、計93単位以上の修得を要求している。

一方、2年生課程については、3年生課程の1年次配当の法律基本科目28単位を免除した、65単位以上の修得を修了要件としている。《資料4-2-B 修了要件》

資料4-2-B 修了要件

3. 修了要件

(1) 修了に必要な単位数

93単位以上 (3年制課程)

65単位以上 (2年制課程)

※既修認定者に28単位(3年制の1年次配当の法律基本科目群)を免除した結果です。

(2) 内訳

必修科目 72単位

法律基本科目群(家族法を除く) 58単位

うち、公法系 14単位

民事系 30単位

刑事系	14 単位
法律実務基礎科目群（ロイヤリング・法交渉、 リーガル・クリニックⅠ、リーガル・クリニッ クⅡ、エクスターンシップⅠ、エクスターンシッ プⅡ、公法訴訟実務、要件事実論を除く）	14 単位
選択必修科目	21 単位以上
基礎法学・隣接科目群	6 単位以上
展開・先端科目群	12 単位以上
理論展開科目	6 単位以上
法律実務展開科目	6 単位以上
科目群に関係なくそのほかの授業科目のうちから	3 単位以上

（出典：法科大学院ホームページ）

（２） 法律基本科目以外の科目の修得

修了要件における、法律基本科目以外の科目の単位修得（35 単位以上）は、修了要件単位数（93 単位以上）の 3 分の 1 以上となっている。

なお、本法科大学院では、内容的に法律基本科目に相当する授業科目が、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目として開講されることのないよう、運営委員会、教務委員会等が検討のうえ、法科大学院教授会に諮り、教員全員での審議を行っている。《資料 4－2－C 平成 19 年 8 月 1 日法科大学院 F D 記録(抜粋)》【解釈指針 4－2－1－2】

資料 4－2－C 平成 19 年 8 月 1 日法科大学院 F D 記録(抜粋)

平成 19 年度法科大学院 F D	
日時	平成 19 年 8 月 1 日 13：00～14：40
場所	法科大学院法廷教室
出席者	20 名
テーマ	「法科大学院認証評価基準と遵守事項」
1. 法科大学院認証評価基準と遵守事項について	
大学評価・学位授与機構が実施する法科大学院認証評価基準及び、認証評価を受審する際の留意事項等について説明	
○第 2 章 教育内容（基準 2－1－2、2－1－4）について	
・法律基本科目以外の授業科目として開設されている授業の内容が、法律基本科目にあたらなことを確認し、徹底することとした。	

4-3 法学既修者の認定

基準 4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

（基準 4-3-1 に係る状況）

（1）試験の実施方法

本法科大学院にあっては、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（法学既修者として認定する）にあたっては、本法科大学院の入学者選抜における「公平性」、「開放性」、「多様性」確保の基本方針の下に、以下のような多角的資料による法律科目試験（以下、「法学専門試験」と記載）等を実施している。

【解釈指針 4-3-1-1】**（ア）第1次選抜**

法学既修者コースの志願者が約 150 名を超えた場合には、第1次選抜を行うことがある。この第1次選抜は、学部成績、成績証明書以外の書類選考、適性試験の結果により行う。

（イ）第2次選抜

法学既修者コースの第2次選抜の配点は、第1次選抜の結果（20 点）、法学専門試験（80 点）、面接試験（20 点）となっている。

第2次選抜において、第1次選抜の結果が全体の2割を構成することになるので、これを通じて、適性試験の結果は、適切に試験結果に反映されることとなる。なお、仮に志願者が 150 名を超えず、上記第1次選抜を行わなかった場合でも、第2次選抜の作業を行うことにより、第1次選抜の20点部分を計算することとしている。

また、法学専門試験は、公法系科目（憲法及び行政法。配点 20 点）、民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法。配点 40 点）、刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法。配点 20 点）となっている。これは、既修者コースである以上、司法制度改革の理念に従った法曹養成機関として、2年間で新司法試験へ合格する実力を修得させる必要があることから、新司法試験科目とされる公法系、民事系、刑事系のそれぞれに関する基礎的な知識が既に身に付いているかどうかを確認するためである。

一方、面接試験においては、口頭による表現能力を審査し、20点満点中6点未満の受験生については、それのみで不合格となる方式を採用している。面接試験の方式は、集団によるディスカッション形式ではなく、個人面接（受験生1名に対して面接官2名）を採用し、本法科大学院のスタッフとの間の口頭でのやりとりを通して、表現能力及び課題に対する臨機応変な対処能力を審査する。自分の考えを口頭で明瞭に表現できると、また、自らと異なる考え方に対して、柔軟に対処する能力等を備えていることは、法科大学院における履修はもとより、法曹としての重要な資質であると考えられる。

(2) 他大学出身者との間の公平性

法学専門試験を実施するにあたっては、公平な入学試験の実施を確保するための申合せに基づき、出題者に対しては、当該科目の学部授業を履修していた者が有利となるような問題を出題しない旨を周知徹底している。《別添資料 13 法科大学院における公平な入学試験実施のための申し合わせ》

また、答案には受験番号のみが記載され、受験生の氏名その他は記載されないことで、採点の際の匿名性が確保されている。

以上の手続により、本学部出身の受験者と他の受験者との間で、出題及び採点において、公平性は保たれている。【解釈指針 4-3-1-2】

(3) 法律科目試験に含まれない科目の既修認定

本法科大学院では、本法科大学院の入学者選抜における法学専門試験に含まれない科目（憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法・行政法の7法以外の科目）につき、既修認定は行なっていない。【解釈指針 4-3-1-3】

(4) 本法科大学院以外の機関の法律科目試験の結果に基づく既修認定

本法科大学院では、本法科大学院の入学者選抜における法学専門試験の合格者のみを既修者として認定しており、本法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果に基づく既修認定を行なっていない。【解釈指針 4-3-1-4】

(5) 在学期間の短縮と既修認定との間の相当性

本法科大学院では、既修認定者は、1年次に配当している法律基本科目（これは、上記入学者選抜における法学専門試験の科目である7法に関する法律基本科目である。）の必修単位数28単位に該当する単位を修得したものとみなし、2年次への入学を認める結果、1年間の在学期間の短縮を認めている。《資料 4-3-A 既修認定科目》本法科大学院における既修認定は、上記のように、1年次に配当している法律基本科目のすべてである7法を受験するものであり、また、本法科大学院以外の法律科目試験の結果は利用していないことから、在学期間の短縮と既修認定との間には相当性がある。【解釈指針 4-3-1-5】

資料 4-3-A 既修認定科目

法学専門試験科目	1年次に配当している法律基本科目	単位数
憲法	基礎憲法	2
行政法	基礎行政法	2
民法	基礎民法Ⅰ、基礎民法Ⅱ、基礎民法Ⅲ、基礎民法Ⅳ	8
刑法	基礎刑法Ⅰ、基礎刑法Ⅱ	4
商法	基礎商法Ⅰ、基礎商法Ⅱ	4
民事訴訟法	基礎民事訴訟法Ⅰ、基礎民事訴訟法Ⅱ	4
刑事訴訟法	基礎刑事訴訟法Ⅰ、基礎刑事訴訟法Ⅱ	4

計		28
---	--	----

2 優れた点及び改善を要する点等

1. 優れた点

(1) 成績評価のあり方に関する教員間の徹底した討論

本法科大学院では、設置当初においては、成績評価に関して、当初は絶対評価の方法をとっていたが、平成19年度のカリキュラム改革に伴い、相対評価の方法へと抜本的に改めた。この改変に際しては、教授会ならびにFDにおいて、教員全員により数次にわたる検討を行い、その可否を議論した。

さらに、相対評価導入後においても、期末試験の実施後には、各教員の科目ごとの評価結果（評点の分布）を示した一覧表をFDの資料として配布し、学生の履修状況についての意見交換も交えながら、成績評価基準及び方法について、自己点検・評価を行い、現在、GPAの活用方法その他の改善策につき、教授会・FDにおいて活発な意見交換を行っている。

(2) 成績評価方法の学生への周知徹底

また、旧カリキュラムから新カリキュラムへの移行に伴う成績評価方法の変更は、学生に対して非常に大きな影響を及ぼすため、『学生便覧』において、成績評価の基準及び方法に関する詳細な記載を設けたほか、入学時の新生に対するオリエンテーション、入学後の2・3年生に対するオリエンテーション、及び、留年者、休学後復学した学生に対する履修説明会において、教務委員長が詳細な説明を行い、周知徹底に努めている。

2. 改善を要する点

該当なし。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

(1) 実施体制

法科大学院設置初年度である平成16年度ならびに翌平成17年度においては、運営委員会の指示に基づき、FD企画委員会が、定例の法科大学院教授会ならびにFDのための特別の教授会において、教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究を行ってきた。《資料5-1-A 平成16年度FDの実施状況》、《資料5-1-B 平成17年度FDの実施状況》

さらに、平成18年度からは、①FD企画委員会の内規を整えるとともに、②FDの開催を定例化させ、少なくとも月1回、定例教授会のない水曜日に開催することとし、さらに、必要の場合には、定例FD以外にも、臨時のFDを開催することとして、FD活動の改善・充実を図った。《資料5-1-C FD企画委員会運営規程》

その結果、平成18年5月以降においては、組織的かつ継続的・定期的にFDが開催されており、そこでは、《資料5-1-D FDの実施状況（平成18年度以降）》に示す、教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が行われている。

資料5-1-A 平成16年度FDの実施状況

No	実施日	企画名称	参加対象者	人数
1	9月15日	前期授業評価アンケートに関するFD	教員	21名
2	10月20日	成績評価に関するFD	教員	23名
3	11月3日	授業のあり方についてのFD	教員	24名
4	11月24日	新司法試験サンプル問題についての検討	教員	26名
5	12月13-17日 1月17-21日	授業参観	教員	16名
6	3月31日	外部評価委員との意見交換会	委員、教員	13名

資料5-1-B 平成17年度FDの実施状況

No	実施日	企画名称	参加対象者	人数
1	5月11日	教授会FD（学生の履修状況について）	教員	32名
2	5月21日	3年生の修学サポートに関する意見交換	教員、弁護士	5名
3	6月8日	教授会FD（法科大学院教育の現状と課題）	教員	33名
4	6月15日	前期授業評価アンケート結果等に関するFD	教員	23名
5	6月22日	教授会FD（学生の履修状況について）	教員	32名
6	9月21日	教授会FD（成績評価のあり方について）	教員	29名
7	9月23日	司法試験プレテストの結果に関する専門分野別会議、全体会議	教員	約20名
8	10月5日	司法試験プレテストの結果に関するFD	教員	18名
9	11月2日	教授会FD（成績評価基準について）	教員	29名
10	11月16日	教授会FD（学生の履修状況について）	教員	32名
11	12月9日	認証評価に関する大学評価情報室との意見交換	教員	6名
12	12月13-22日、 1月10-18日	授業参観	教員	14名
13	2月24日	授業参観、成績評価についてのFD	教員	22名

資料5-1-C FD企画委員会運営規程

旧FD企画委員会運営規則（平成18年4月1日施行）	
1.	九州大学法科大学院に、ファカルティ・ディベロップメント（以下、本規則においてFDという）の企画および運営を目的として、FD企画委員会を設置する。
2.	FD企画委員会は、法科大学院長および副法科大学院長のほか、次の教員および委員長をもって組織する。
	（1）教務委員長
	（2）リーガル・クリニック・センター運営委員長
	（3）評価委員長
	（4）入学試験実施委員長
	（5）カリキュラム検討委員長
	（6）学修指導委員委員長
	（7）マネジメント教員

3. F D企画委員会の委員長は、副法科大学院が就任し、必要に応じて会議を開催する。
4. 法科大学院のF Dは、原則として月に1回、教授会の開催されない水曜日に開催することとし、F D企画委員会の委員長がこれを主催する。
5. F Dにおいては、その発言の概要を記録する。

本規則は、平成18年4月1日をもって施行する。

新F D企画委員会運営規程（平成20年4月1日施行）

1. 九州大学法科大学院に、ファカルティ・ディベロップメント（以下、本規則においてF Dという）の企画および運営を目的として、F D企画委員会を設置する。
2. F D企画委員会は、次の委員をもって組織する。
 - （1）運営委員会のF D担当主幹委員及び補佐委員
 - （2）運営委員会の教務担当主幹委員
 - （3）運営委員会の評価担当主幹委員
3. F D企画委員会に委員長を置くものとし、運営委員会のF D担当主幹委員をもって充てる。委員長は必要に応じて、随時委員会を開催するものとする。
4. 法科大学院のF Dは、原則として月に1回、教授会の開催されない水曜日に開催することとし、F D企画委員長がこれを主催する。
5. F Dにおいては、その発言の概要を記録する。

（附則）

- ・本規則は、平成18年4月1日をもって施行する。
- ・本規則は、平成20年4月1日をもって施行する。

資料5－1－D F Dの実施状況（平成18年度以降）

平成18年度				
No	実施日	企画名称	参加対象者	人数
1	4月19日	成績評価に関するF D	教員	20名
2	5月17日	F D（カリキュラムの改正について）	教員	32名
3	6月7日	教授会F D（成績評価のあり方について）	教員	31名

九州大学大学院法務学府実務法学専攻 第5章

4	6月21日	教授会FD（課題・レポートのあり方について）	教員	31名
5	7月3日～ 7月14日	前期授業参観	教員	21名
6	7月26日	FD「授業参観、成績評価基準」	教員	20名
7	10月18日	学生の履修状況について	教員	29名
8	10月25日	新司法試験合格者との意見交換、新司法試験の検証と今後の対応について	教員、法科大学院修了生	23名
9	11月29日	前期授業評価アンケート結果等に関するFD	教員	22名
10	1月15日～ 1月27日	後期授業参観	教員	21名
11	1月24日	学生の履修状況について	教員	27名
12	2月28日	学生の履修状況について	教員	21名
13	3月22日	学生の履修状況と今後の支援方法について	教員	28名
平成19年度				
No	実施日	企画名称	参加対象者	人数
1	4月25日	学生の修学状況と成績について	教員	25名
2	5月9日	チューター会議における学生の意見・要望等について	教員	29名
3	7月2日～ 7月13日	前期授業参観	教員	23名
4	7月4日	新司法試験（短答式）結果の検証について、ほか	教員	27名
5	8月1日	法科大学院認証評価基準と遵守事項	教員	20名
6	10月3日	平成19年度新司法試験結果の検証について、ほか	教員	24名
7	10月10日	大学院生のメンタルヘルスケア	教員	27名
8	11月21日	平成19年度前期授業評価アンケート結果等について、ほか	教員	22名
9	12月3日～12月14日	後期授業参観	教員	25名
10	12月19日	平成19年度後期授業評価アンケート結果等について、ほか	教員	22名
11	1月30日	司法制度改革の趣旨に則った法科大学院教育の在り方について	教員	18名
12	2月20日	1・2年生対象個別学修指導の結果について	教員	25名
13	3月19日	「教員アンケート」に基づく、諸課題について、ほか	教員	25名

平成 20 年度				
No	実施日	企画名称	参加対象者	人数
1	4 月 30 日	学生の修学状況と成績について、ほか	教員	19 名
2	5 月 28 日	学生の修学状況について、ほか	教員	19 名

(2) 教育の内容及び方法の改善を図るための研修

教員各自の間で、他の教員の授業を1学期に少なくとも2件参観することを義務づけ《資料5-1-E 授業参観実施概要》、定められた様式《資料5-1-F 授業参観報告書》により相互評価を行うとともに、その評価に基づいてFDにおいて意見交換を行い、必要に応じ、改善策を検討している。《資料5-1-G 教育内容・方法の改善に向けた取組》

また、各学期に専任教員全員が参加することを目標にして、授業内容、方法、学生の履修状況等について、学生の授業評価の結果、教員による授業参観の報告書などを踏まえながら、総括するためのFDを実施している。FDに参加できなかった教員に対しては、FD実施後の教授会において、FD企画委員会がFDの実施報告を行うことにより、現状の問題点及び改善の方策等について、教員全員への周知に努めている。

資料5-1-E 授業参観実施概要

平成 19 年度 授業参観実施概要	
1. 実施目的	法科大学院の授業を担当する教員の、授業の進め方、学生の理解度の確認、レジュメや課題の量・内容、等について、定められた様式により相互評価を行うとともに、その評価に基づいて意見交換を行うことにより、現状における問題点を把握し、法科大学院担当全教員の共通認識のもと、教員の資質の維持向上に取り組むことを目的とする。
2. 授業参観実施概要	
(1) 実施主体	法科大学院 FD 企画委員会、教務委員会
(2) 実施対象	法科大学院教員（平成 19 年度開講科目の担当教員） * 他学部非常勤、学外非常勤の先生方を含む。
(3) 実施時期	前期 平成 19 年 7 月 9 日(月)～7 月 20 日(金)の間に 2 回以上 後期 平成 19 年 12 月 3 日(月)～ 12 月 14 日(金)の間に 2 回以上 * できるだけ前半の 1 週間に実施する。
(4) 実施方法	①事務室は、授業参観開始 2 週間前までに、教員へ予定表を配布する。 ②教員は、予定表に、参観希望日・科目名を記入し、授業参観開始 1 週間前までに、事務室へ提出する。 ③事務室は、全体の実施予定を教員へメールでアナウンスする。 ④教員は、授業参観実施後、報告書を事務室に提出する。

- (5) FD の実施 授業参観報告書をもとに FD を実施し、授業の内容・方法、学生の履修状況等について意見交換を行う。
- (6) 改善への取組 共通的課題がある場合には組織的に改善に取り組む。個別的課題については、担当者ごとに改善策を明らかにする。

資料 5－1－F 授業参観報告書

平成 1 9 年度前期法科大学院授業参観報告書	
平成 1 9 年 月 日	
報告者 _____	
参 観 日	平成 年 月 日
科 目 名	
授業担当者	
○ レジューメ、課題の量・内容等について。	
○ 教員の授業の進め方、学生の理解度の確認などについて。	
○ 学生の準備状況、授業における発言等について。	
○ 授業参観を行って参考になったこと、逆に改善が必要と思われること。	
○ その他（授業参観に関するご意見、ご感想等をお書きください。）	

資料5-1-G 教育内容・方法の改善に向けた取組

教育内容・方法の改善に向けた取組（平成19年度）	①学生の授業評価アンケート 実施時期 前期 6月18日～7月1日 後期 11月16日～30日 調査内容 授業の進め方、教材内容の質・量、予復習の時間、学修到達度等 実施方法 授業終了10分前にアンケート用紙配布、教員は退出 科目数 前期 45科目 後期 43科目 回答率 前期 85% 後期 86%
	②教員アンケート 実施時期 平成20年1月21日～2月1日 調査内容 教員の教育効果を高めるために行った工夫、授業評価アンケートの結果を受けて改善した点、学生支援についての取組、法科大学院全体に対する意見等 回答 37名 科目数 57科目
	③授業参観 実施時期 前期 7月9日～20日 後期 12月3日～14日 実施内容 授業の進め方、学生の理解度の確認等について、定められた様式(授業参観実施報告書により相互評価を行う。
	①～③ともに、アンケート等の集計結果に基づきFDを実施。問題点を提起し、その改善策を検討した。
改善の状況	①学生の授業評価アンケート 学生に課する課題の量が、学生にとって過大な負担にならないよう、「マイデスクトップ・ポータル(*)」により相互に確認することとした。
	②教員アンケート 非常勤教員に対する、法科大学院に関する情報提供（学生の学修状況、教授会・FD等における決定事項、学生による授業評価アンケートの結果と改善の状況等）の充実を図った。
	③授業参観 ・研究者教員の双方向授業の手法を参考にしている。（実務家教員意見）

(*) マイデスクトップ・ポータル：本法科大学院独自のポータルサイト。詳細については後掲資料7-1-G参照

(3) 授業評価

学生による授業評価アンケート及び、教員による自己評価アンケートを、学期毎に実施しており（教員による自己評価アンケートについては年に1回実施）、評価結果に基づいてFDを実施し、授業の状況、授業の進め方、教材内容の質・量、学生の学修到達度等につき意見交換を行い、共通的課題については組織的に改善に取り組み、また、個別的課題については担当者毎に改善方策を明らかにすることとしている。《資料5-1-H 授業評価アンケートの内容》《資料5-1-I 教員アンケートの内容》《資料5-1-J 授業評価アンケートの結果》《資料5-1-K 教員アンケートの結果》《前掲資料5-1-G 教育内容・方法の改善に向けた取組》

資料5-1-H 授業評価アンケートの内容（平成19年度・質問項目のみ抜粋）

◆これまでの授業方法・内容について
教員の話し方（声の大きさ、話すスピード等）は聞き取りやすかったですか。
教員の黒板の使い方は適切でしたか。
教員の準備は十分にできていましたか。
教員の説明はわかりやすかったですか。
授業は、学生の理解度を確認しながら進められていましたか。
授業の進度は適切でしたか。
授業内容を理解することができましたか。
授業内容の水準はいかがでしたか。
◆予・復習、課題について
課題は適切でしたか。
授業の予習を何時間しましたか。
授業の復習を何時間しましたか。
理解できなかった箇所はどうしましたか。
◆ご意見をお書きください。

資料5-1-I 教員アンケートの内容（平成19年度・質問項目のみ抜粋）

◆これまでの授業方法・内容について
学生の予習は十分にできていたと思いますか。
授業は、シラバスの授業計画にそって行われましたか。
授業は、学生の理解を確認しながら進めましたか。
学生は、活発に意見・質問を出しましたか。
双方向・多方向の授業だったと思いますか。
授業は時間内に終わりましたか。
授業の最後に、学生の理解度を確認しましたか。

◆予・復習、課題について
課題の量は適切だったと思いますか。
1 課題の対応に何時間必要だと思いますか。
この授業の予・復習に、何時間必要だと思いますか。
学生が理解できなかった箇所はどうしましたか。
◆ご意見をお書きください。

資料5－1－J 授業評価アンケートの結果（平成19年度前期抜粋）

e. 授業は、学生の理解度を確認しながら進められていましたか。		
そう思う	1007	48.5%
どちらかといえばそう思う	740	35.6%
どちらかといえばそう思わない	237	11.4%
そう思わない	93	4.5%
計	2077	100.0%
平均	3.3	
f. 授業の進度は適切でしたか。		
そう思う	1150	55.4%
どちらかといえばそう思う	628	30.3%
どちらかといえばそう思わない	208	10.0%
そう思わない	90	4.3%
計	2076	100.0%
平均	3.4	
g. 授業内容を理解することができましたか。		
よく理解できた	685	33.0%
だいたい理解できた	1078	52.0%
あまり理解できなかった	260	12.5%
ほとんど理解できなかった	52	2.5%
計	2075	100.0%
平均	3.2	

資料5－1－K 教員アンケートの結果（平成19年度前期抜粋）

c. 授業は、学生の理解を確認しながら進めましたか。		
そう思う	4	13.8%
どちらかといえばそう思う	25	86.2%
どちらかといえばそう思わない	0	0.0%

そう思わない	0	0.0%
計	29	100.0%
平均	3.1	

なお、授業評価アンケート結果については、平成17年度までは学内でのみ閲覧可能であったが、平成18年度からは、法科大学院のホームページに公開し、学外からも閲覧可能としている。

(URL : <http://www.law.kyushu-u.ac.jp/lawschool/pages/hyouka.html>)

以上より、本法科大学院においては、①具体的な教育内容及び教育方法に関して、②FD担当の教員により企画された定時（毎月1回）及び臨時のFDにより、③教員相互のほか学生も参加し、討論のみならず講演の方法も導入した研修及び研究が行われている。【解釈指針5－1－1－1】、【解釈指針5－1－1－2】、【解釈指針5－1－1－3】

基準 5－1－2

法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

（基準 5－1－2 に係る状況）

本法科大学院では、実務家教員に対して教育の知見を与えるための方策として、また、研究者教員に対して実務上の知見を補完するための方策として、①双方の授業を参観する機会を各学期に設けているほか、②実務家教員と研究者教員との間の、授業内容・方法等についての意見交換、③弁護士登録をしている研究者教員の知見のフィードバック（教授会やFDの機会における意見交換）などを実施している。

①授業参観については、《前掲資料 5－1－G 教育内容・方法の改善に向けた取組》に示すように、参観の期間を2週間設定し、また、事前のアナウンスにおいて、双方の授業を参観することを促すことにより、双方の参観を促進している。《資料 5－1－L 授業参観実施案内（抜粋）》《別添資料 14 授業参観実施状況》

また、②意見交換に関しては、授業参観実施後に、定められた様式により「授業参観報告書」を作成、提出し、それに基づいてFDを実施し意見交換を行い、実務家教員と研究者教員が協力して改善策の検討を行っている。実務家教員は、法科大学院教授会及びFDに出席し、活発な議論を行っている。《資料 5－1－M 授業参観報告書（抜粋）》《資料 5－1－N 平成 20 年 1 月 30 日法科大学院FD記録（抜粋）》

さらに、③研究者教員の弁護士登録を推進し、臨床科目（リーガル・クリニック）を実践する法律事務所に、弁護士登録した研究者教員が所属する制度を採用している。また、弁護士登録をした研究者教員の複数名（4名中3名）が福岡県弁護士会・法科大学院運営協力委員会に所属していることから、実務家教員のうち弁護士と研究者教員との間で、相互の研修につき、密接な連絡ならびに連携関係が確保されている。なお、法科大学院設置後に弁護士登録をした研究者教員は、その全員が弁護士法人九州リーガル・クリニック法律事務所に所属するものとされている。

以上の方法により、実務家として十分な経験を有する教員であって、教育上の経験に不足すると認められる者、あるいは、大学の学部・大学院において十分な教育経験を有する教員であって、実務上の知見に不足すると認められる者について、それぞれの知見を補完する機会を得ることが、制度上確保されている。【解釈指針 5－1－2－1】

資料 5－1－L 授業参観実施案内（抜粋）

平成 19 年 11 月 21 日

法科大学院教員 各位

FD企画委員会
教務委員会

平成 19 年度後期授業参観の実施について

教育方法等の改善・向上を目的として、次のとおり授業参観を実施しますので、ご協力方、よろし

くお願いいたします。

1. 参観時期：12月3日（月）～14日（金）の間に2回以上。ただし、できるだけ、前半の1週間に参観する。
2. 事前調査：11月28日（水）17時までに、参観希望科目、氏名等を参観予定表にご記入後、メールで返信願います。
3. 全体計画の通知：参観の全体計画をメールで、事務室より通知します。
4. 報告書の提出：授業参観実施後、12月21日（金）正午までに報告書を提出願います。
5. 添付資料
 - (1) H19 後期授業参観予定表
 - (2) H19 後期授業参観報告書

資料5－1－M 授業参観報告書（抜粋）

平成19年度前期授業参観報告書				
担当者	レジュメ、課題の量・内容等について	教員の授業の進め方 学生の理解度の確認などについて	学生の準備状況 授業における発言等について	授業参観を行って参考になったこと 逆に改善が必要と思われること
		資料、パワーポイントの使用は明快で、わかりやすい。 法曹三者の立場の違いを占める努力がみられる。	質問は3名、予習に基づく発言であった。質問時間が少し短かったように思える。	学生が弁護士になった時のことを念頭において説明されていることはすばらしい。
	詳細なレジュメが事前に配付されているようで、学生はこれを基に十分に予習することができる。	一人の学生に対して、様々な方向から質問をして、学生に考えさせながら答えさせている。これによって、発言している学生のみならず、聞いている学生にとっても、共犯の本質論に遇ってしっかり理解することの重要性が身に付くものと思われる。学生に対し、掘り下げた質問をしていくので、当然のことながら、学生の理解度も把握できることになる。	様々な質問がくるので、当たりそうなの学生は、かなり予習をしておかないと答えることができず、実際にもよく予習していることがわかる。質問の中には応用にわたるものもあるが、そうした質問によって、学生に対し、いい意味での緊張感を与えている。授業全体が、非常に締まりのあるものであった。	詳細なレジュメを事前に配付して、学生に大いに予習させた上で講義することにより、講義の充実化が図られるということを勉強させていただいた。また、双方向型の授業が実践されながら、講義内容もしっかりと進行しており、質問する場面や質問の仕方等、教員側で準備・工夫すべき点を教えられた。私にとって、非常に意義深いものであった。
	適切である。	設問を学生に答えさせつつ理解を深めさせる、という授業方法であるから、学生の理解度を確認しながらスムーズに授業は進められている。	学生の中には準備が必ずしも十分でないものもみられたが、概して学生はよく発言している。	具体的な事例設問に対しては、学生がぜひ熱心に考えており、参考になった。
	適切である。 質問形式になっており、学生との問答を通して行政法	レジュメにそって問題を学生に答えさせ、学生の理解を確かめながら授業がスムーズに進行している。	学生の準備状況では、良好な者とそうでない者がかいと感じた。若干理解の不確かな学生について	基礎を確実におさえる点、および、それを実際的な事例で考えさせる点で、非常に良好なレジュ

資料5－1－N 平成20年1月30日法科大学院FD記録（抜粋）

平成19年度法科大学院FD	
日時	平成20年1月30日 13:00～15:00
場所	法学部大会議室

出席者 教員 18 名（うち実務家教員 3 名） （氏名省略）

（注）当日は月曜の振替授業が行われたため、月曜の授業担当者は欠席。

テーマ 4．平成 19 年度後期授業参観実施結果について

4．平成 19 年度後期授業参観実施結果について

平成 19 年度後期授業参観の実施報告書について、意見交換を行った。実施報告書の中に、授業参観の実施方法等に関する意見も見られたことから、運営委員会において今後の授業参観のありかたについて検討し、教授会に提案することとした。

2 優れた点及び改善を要する点等

1. 優れた点

(1) 教員相互の授業参観、教員による自己評価アンケートの実施

本法科大学院では、設置初年度より、教員相互の授業参観ならびに教員による自己評価アンケートを実施しており、実施後にはFDにおいて意見交換を行い、必要に応じ、改善策を検討している。

(2) FDの組織化・内容の充実化

一方、FD企画委員会の組織に関する規定を整え、定期的なFD活動の開催を諮った結果、平成18年5月以降においては、組織的かつ継続的・定期的にFDが開催され、教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が行われている。また、その活動内容に関しても、上記本法科大学院の特色である授業参観の報告書ならびに自己評価アンケートの結果を、集計後直ちに検討し、あるいは、FDの場に新司法試験合格者(2名)を招いて、授業内容等に関する意見・要望を直接聴取し、その結果判明した改善を必要とする事項については、直近の定例教授会あるいはFDにおける報告事項・審議事項として、可能な限り速やかな処理を行うなど、改善措置が適切に実施されている。

2. 改善を要する点

(1) FD活動の合理化・効率化

平成18年度以降におけるFDの強化の結果、各教員は、月2回の定例教授会のほか、FDならびにその準備資料作成に時間をとられて、教育・研究の成果公表が低下する危険が生じているほか、特に時間的拘束のある実務家教員につき、定例教授会ならびにFDへの出席率の低下が危惧されている。定例教授会ならびにFDの議事進行・手続内容につき効率化・合理化を図ることによって、教育・研究・実務のための時間を確保できるよう、研究者教員ならびに実務家教員の負担を軽減する方策を講ずる必要がある。

(2) 実務家教員・研究者教員の研鑽の機会の拡充

実務家教員に関しては、裁判官・検察官・弁護士としての本務を阻害しないよう配慮しつつ、教育上の経験の確保措置が図られる必要がある。他方、研究者教員に関しても、弁護士業務に関しては無報酬とされ、時間と労力における負担のみが生ずることから、弁護士登録をする研究者教員が目下のところ続いていない点が問題となっている。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

（基準6-1-1に係る状況）

（1）アドミッション・ポリシーの前提となる教育理念・目的

本法科大学院は、次のような教育理念に立っている。

① 司法制度改革を支える法律実務家育成の理念

法律実務家の養成が、九州大学の社会的責務であることを認識し、国家プロジェクトとしての司法改革の中核に位置する法律実務家養成に貢献することによって、大学の新たな社会的役割を創出する。

② 新たな法律実務家像とその育成過程の創設の理念

21世紀のグローバル化の中で、社会が求める新しい法律実務家像を追求するとともに、その基盤を形成するためにプロセスを重視した養成課程の創設を目指す。

③ 教育連携及び公益弁護士活動の推進の理念

法化社会の形成に寄与し、九州全域を視野に入れた「社会生活上の医師」としての法律実務家を輩出するために、九州・沖縄地域の他大学法科大学院や弁護士会と連携するとともに、公益的な弁護士活動を支援できる体制を構築する。

このような教育理念から、公平性・開放性・多様性を旨とした法科大学院における法律実務家養成過程を具体化するために、本法科大学院では、特に次の4点に配慮した。

① 公平性と多様性の重視

入念な入学者選抜制度により、様々なバックグラウンドと高いモチベーションをもつ法科大学院生を広く受け入れ、総合大学という基盤を活かし、多様な専門領域の教員陣により、学生が体得しかつ選択可能な多種多様の学識を提供する。

② 社会的文脈の重視

法律実務家を養成するという目的意識を明確にし、法理論教育の修得の機会を前提として、充実した実務基礎教育を行い、理論と実務を架橋するとともに、法律実務家が社会の中でどのような役割を担っているかを体感できる実務教育体制をも整備する。

③ 法科大学院間の連携の重視

九州における基幹大学としての役割を担い、福岡県内4法科大学院の教育連携のみならず、九州・沖縄4法科大学院の教育連携をも重視する。

④ 財政支援の重視

公平性・開放性・多様性の理念を財政的に支え、社会の隅々まで「社会生活上の医師」を派遣する奨学金による財政支援プログラムを確立する。

本法科大学院では、このような教育理念の下で、人間に対する温かい眼差しをもち、自律した総合的判断を行い、権利を保護し救済を獲得でき、かつ社会正義を実現できる能力を身につけた法律実務家（後述）の養成を、教育目的としている。

（２） 本法科大学院のアドミSSION・ポリシー

本法科大学院は、上記のような本法科大学院の教育理念・目的に対する理解と共感を有する者を、公平性・開放性・多様性が確保される方法で選抜することを、アドミSSION・ポリシーとしている。これは、具体的には、以下の諸点からなる。

第1に、公平性・開放性・多様性を重視する観点から、社会人・他学部出身者にも広く門戸を開放する。なお、社会人・他学部出身者のためだけに、特別の入学者定員枠を設けることは、多様性・開放性の観点をかえって阻害するおそれがあるため、行っていないが、入学者選抜における書面審査の際の評価を通じて、定員の30%以上が社会人・他学部出身者になるよう配慮している。

第2に、多様な人材につき、従前の学修過程や職業経験等を適切に評価できるように、入学者選抜は、法学既修者コースと法学未修者コースとに分けて実施する。

第3に、選抜の際には、本法科大学院の教育理念・目的に共感し、実践できる者を求めて、特に次の4点に関する資質の有無を判断する。

- ① 法律実務家を志す明確な動機があること。
- ② 人間に対する暖かい眼差しと冷静な分析力を備えていること。
- ③ 広い視野に立った柔軟な思考力と果敢な決断力を備えていること。
- ④ 複雑化し高度化した社会に対する順応性を身につけていること。

（３） 入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制

入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うに際しては、運営委員会の入学試験担当主幹委員及び入学試験実施委員会が中心となり、教員スタッフ全員が関わり、入学者受入に関する情報を共有し、法科大学院全体として責任をもって入学者受入に係る業務を行っている。《後掲資料9-1-B 九州大学法科大学院運営委員会新旧規程（抜粋）》、《資料6-1-A 法科大学院入学試験実施委員会規程》

また、職員に関しても、法科大学院事務室職員2名、専門職大学院係1名のスタッフが、教員と緊密な連絡をとりながら、入学者受入に関する事務手続を組織的・計画的に処理している。なお、入学者の決定は教授会において教員全員の承認を得て行っており、入学者受け入れにかかる業務につき責任ある体制が構築されている。【解釈指針6-1-1-1】

資料6-1-A 法科大学院入学試験実施委員会規程

入学試験実施委員会規程

1. 九州大学法科大学院に、法科大学院入学試験の実施計画及び実施体制の業務を執り行うことを目的として、入学試験実施委員会を設置する。

2. 入学試験実施委員は、次の委員をもって組織する。
- (1) 運営委員会の入学試験担当主幹委員及び補佐委員
- (2) その他、法科大学院長が指名する者若干名。
3. 入学試験実施委員会に委員長を置くものとし、運営委員会の入学試験担当主幹委員をもって充てる。
4. 入学試験実施委員会委員長は、法科大学院教授会において、入学試験の実施に関する事項について報告を行う。
5. 入学試験実施委員会は、必要に応じて随時開催するものとする。
- 本規則は、平成18年4月1日をもって施行する。
- 本規則は、平成19年4月1日をもって施行する。
- 本規則は、平成20年4月1日をもって施行する。

(4) アドミッション・ポリシーの公表

本法科大学院の教育理念及び教育目的、設置の趣旨、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法等については、法科大学院の教育活動等に関する重要事項（詳細は後述の基準9-3-2において述べる。）とともに、本法科大学院のホームページ及び法科大学院パンフレット等に掲載している。（URL：

<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/lawschool/pages/outlinemenu/outline.html#5>）《別添資料02 九州大学法科大学院パンフレット（2008年度版）》、《別添資料03 法科大学院教育連携パンフレット》《別添資料04 平成21年度九州大学法科大学院学生募集要項》

また、学外の法科大学院進学相談会への積極的参加、学内説明会の実施により、入学志願者に対する学生受入方針等の周知を図っている。《資料6-1-B 2008年度及び2009年度法科大学院入学試験説明会日程及び担当者等一覧》

以上の方法で、本法科大学院の理念・教育目的、設置の趣旨、アドミッション・ポリシー、入学者の選抜方法等に関しては、広く公開されている。【解釈指針6-1-1-2】

資料6-1-B 2008年度及び2009年度法科大学院入学試験説明会日程及び担当者等一覧

2008年度法科大学院入学試験説明会日程及び担当者等一覧			
平成19年7月7日			
学外説明会			
日 時	企画名	主催団体・開催場所	出席者
6月30日（土） 14:40-17:00	法科大学院 進学相談会	読売新聞社 福岡	西山教授
7月14日（土） 14:00-17:00	全国ロースクール 進学相談会	早稲田セミナー 東京本校	川嶋教授
同	ロースクール 進学合同説明会	辰巳法律研究所 福岡本校	野田教授

学内説明会

日 時	企画名	開催場所	出席者
7月7日(土) 14:00-	入学試験等 学内説明会	文系中講義室	野田法科大学院長 田中教授

2009年度法科大学院入学試験説明会日程及び担当者等一覧

平成20年6月4日現在

学外説明会

日 時	企画名	主催団体・開催場所	出席者
4月19日(土) 13:30-16:30	福岡地区合同 進学相談会	早稲田セミナー福岡校 福岡市中央区天神 3-3-5 天神安田第6ビル4F	堀野教授
6月28日(土) 13:00-17:00	福岡地区 進学相談会	読売新聞社 福岡エルガーラホール 福岡市中央区天神 1-4-2	西山委員長 堀野教授
6月29日(日)	北海道地区 合同進学説明会	早稲田セミナー札幌校 札幌市中央区基地5条西2 JRタワーオフィスプラザ 19F	資料参加
7月12日(土) 14:00-17:30	全国法科大学院 合同進学説明会	早稲田セミナー 高田馬場校 東京都新宿区高田馬場 2-16-3 Wセミナー	西山委員長 七戸教授
7月13日(日) 14:00-17:00	進学合同説明会	辰巳法律研究所福岡校 福岡市中央区天神 1-10-17 西日本ビル8階	岡田准教授

学内説明会

日 時	企画名	開催場所	出席者
7月5日(土) 14:00-	入学試験等 学内説明会	文系中講義室	西山法科大学院長 堀野教授
15:30-16:20	L S 施設見学	法科大学院棟	

基準 6－1－2

入学者選抜が各法科大学院のアドミSSION・ポリシーに基づいて行われていること。

（基準 6－1－2 に係る状況）

（１） 本法科大学院のアドミSSION・ポリシー

基準 6－1－1 において述べたように、本法科大学院のアドミSSION・ポリシー（入学者受入方針）は、本法科大学院の教育理念・目的に共感する学生を、公平性、開放性、多様性を重視する観点に立って選抜するというものであり、第 1 に、定員の 30% 以上が社会人・他学部出身者になりうるよう配慮し、第 2 に、受験者の多様なバックグラウンドに適切に対処するため、既修者コースと未修者コースを設け、第 3 に、①法律実務家を目指す明確な問題関心を持ち、②柔軟な思考力と果敢な決断力を備え、③人間に対する温かい眼差しと冷静な分析力を備え、④社会問題への接近方法を身につけている者の入学を期待している。

（２） アドミSSION・ポリシーに基づいた入学者選抜の実施

上記アドミSSION・ポリシーに基づき、本法科大学院では、多様なバックグラウンドを持った学生を広く受け入れるために、以下の方法により、入学者選抜を実施している。

（ア） 入学志願者へのアドミSSION・ポリシーの告知

上記アドミSSION・ポリシーに関しては、ホームページ等により対外的に公表することにより、法学を履修する課程以外の課程を履修した者（他学部出身者）又は実務等の経験を有する者（社会人）の受験を広く募っている。

（イ） 出願書類の多様性

また、出願時の提出書類に関しても、適性試験の結果、出身大学の成績証明書、志望理由書以外に、①社会活動報告書（社会活動の経験がある場合に、その内容及び法科大学院希望との関連について、所定の字数でまとめたもの）、②職業経験報告書（職業経験がある場合に、その内容及び法科大学院希望との関連について、所定の字数でまとめたもの）、③外国語能力証明書、④職業資格証明書を任意に提出できる書類としている。《別添資料 04 平成 21 年度九州大学法科大学院学生募集要項 3 頁》

（ウ） 書面審査を通じての社会経験等の評価

第 1 次選抜において上記多様な書類は、成績証明書以外の書類として、100 点満点中、20 点が配点されている。また、仮に志願者数が一定数を超えず、第 1 次選抜を行わなかった場合でも、第 1 次選抜に相当する作業を行い、この 20 点部分を計算して最終合格者を決定することとしており、その結果、第 1 次選抜の有無にかかわらず、受験生の多様な知識または経験が学生の選抜において考慮されることになる。

また、第 2 次選抜においても、第 1 次選抜結果（20 点）、論文試験（既修者コースについては法学専門試験）（80 点）、面接試験（20 点）の総合考慮を行うことで、上記アド

ミッション・ポリシーに基づいた入学者選抜を行っている。《別添資料 04 平成 21 年度法科大学院学生募集要項 4～5 頁》

(エ) 過去の実績

過去の入学者の状況を見ると、平成 16 年度は、全入学者 100 名のうち、社会人 38 名、他学部出身者 12 名、平成 17 年度は、全入学者 93 名うち、社会人 24 名、他学部出身者 9 名、平成 18 年度は、全入学者 104 名のうち、社会人 34 名、他学部出身者 10 名、平成 19 年度は、全入学者 101 名のうち、社会人 21 名、他学部出身者 10 名、平成 20 度は、全入学者 103 名のうち、社会人 26 名、他学部出身者 7 名という状況であって、毎年、入学者の 3 割以上を、他学部出身者もしくは社会人が占めている。《別紙 2 (別紙様式 2) 学生数の状況》

基準 6-1-3

法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

(基準 6-1-3 に係る状況)

(1) 入学者選抜試験を受ける公正な機会

入学者選抜において、本学の法学部に在学、卒業した者（以下「自校出身者」という。）に対して、何らの優遇枠は存在せず、事実上の優遇も行われていない。この点に関しては、《別添資料 13 法科大学院における公平な入学試験実施のための申し合わせ》に基づき、出題者に対しては、当該科目の学部授業を履修していた者が有利となるような問題を出題しない旨を周知徹底している。また、学部教育において、本法科大学院入学のための特別な受験指導も行われていない。このことについても、入学者選抜実施に際しての注意事項として、入学試験実施委員会が教授会においてアナウンスし確認している。《資料 6-1-C 試験、成績評価及び入学試験における留意事項(抜粋)》【解釈指針 6-1-3-1】

資料 6-1-C 試験、成績評価及び入学試験における留意事項(抜粋)

試験、成績評価及び入学試験における留意事項 記 2. 入学試験について 入学者選抜試験の実施にあたり、自大学出身者に対する優遇措置（法科大学院入学のための特別な受験指導など）を行わないこと。 (以 上)
--

出典：平成 19 年 7 月 11 日教授会資料

(2) 九州以外の受験生に対する受験機会の配慮

全入学者のうちの自校出身者の数は、平成 16 年度において全入学者 100 名に対して 30 名、平成 17 年度において全入学者 93 名に対して 32 名、平成 18 年度において全入学者 104 名に対して 34 名、平成 19 年度において全入学者 101 名に対して 26 名、平成 20 年度において全入学者 103 名に対して 35 名であり、出身校別に見ると、最も多くなっている。

しかしながら、この結果は、本法科大学院のロケーションに由来するものであり、他大学出身の受験生であっても、九州の出身者であるか、あるいは現在の実家が福岡にある者が多いところに、本法科大学院の有する地域的特殊性が見受けられる。

こうした状況に対して、公平性、開放性、多様性の観点に立った入学者受入れをアドミッション・ポリシーとする本法科大学院としては、広く全国各地から入学者を受け入

れるべく、九州という地理的条件のハンディの克服を目指してきた。

この点に関して、平成 18 年度までは、第 1 次選抜（論文試験）を、東京と京都で行う方法を試みたが、既修者認定試験の会場を本法科大学院とせざるを得なかったことから、受験者数は伸びなかった。

そこで、平成 19 年度のカリキュラム改革を機に、入学者選抜に関しても、第 1 次選抜を書面審査とし、また、第 2 次選抜において既修者と未修者の 2 コースに分けて入学者選抜を行い、さらに、既修者コースと未修者コースの併願を認めることによって、九州以外に住む受験生が福岡まで足を運ぶ負担を軽減させ、実質的な受験機会の平等を図ることとした。

（３）九州以外の受験生に対する情報提供

また、本法科大学院の入学者選抜試験に関する情報提供に関しても、九州以外の受験生に対する地域格差が生じないように、以下のような手段を用いて、情報発信を行っている。

（ア）九州大学法科大学院ホームページ

本法科大学院のホームページにおいて、アドミッション・ポリシーや学生募集要項（試験の配点比率を含む）、過去の試験問題、成績結果、合格者数などを公開し、すべての志願者がこれらの情報を閲覧することができるよう配慮している。また、情報の迅速かつ公平な伝達のため、本ホームページは、できる限り頻繁に更新するように努めている。

（イ）説明会

また、九州地区のみならず関東、関西でも説明会を開催して、全国規模で受験生への説明と、きめ細かい質疑応答を行うように心がけている。平成 19 年度は、7 月 7 日に九州大学法科大学院で「入学試験等学内説明会」ならびに「法科大学院施設見学会」を開催し、58 名の参加者を集め、36 名の施設見学者を迎えた。このほかにも、《前掲資料 6－1－B 2008 年度及び 2009 年度法科大学院入学試験説明会日程及び担当者等一覧》に示すとおり、福岡県内外における説明会に参加している。なお、平成 20 年度は、7 月 5 日（土）に「入学試験等学内説明会」及び「法科大学院施設見学会」を開催予定であり、《前掲資料 6－1－B》に示す説明会（学外における説明会）に参加する予定である。

以上より、他大学出身者が自校出身者に比して、情報へのアクセスが悪いということはないと考えられる。

なお、以上のほか、入学者選抜試験に関する資料の入手や受験申込手続も郵送で行ない、自校出身者以外の受験生、特に遠隔地に居住する受験生に不利にならないように配慮している。

（４）寄付

本法科大学院は、入学者に対する寄付の募集を行っていない。よって、寄付の有無が、入学者選抜において考慮される余地はない。【解釈指針 6－1－3－2】

基準 6－1－4

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

（基準 6－1－4 に係る状況）

平成 18 年度までの入学者選抜においては、既修者・未修者を問わず、同一の試験を行い、合格者の中から 2 年コースの学生を選抜するという方式を行っていたが、平成 19 年度のカリキュラム改革に伴い、入学者選抜試験制度についても変更を加え、既修者コース（2 年間）と未修者コース（3 年間）の 2 つの試験を実施することとした。

（１） 第 1 次選抜

①既修者コース志願者（併願志願者を含む）が約 150 名を超えた場合、または、②未修者コース志願者が約 120 名を超えた場合には、第 1 次選抜を行うことがある。この第 1 次選抜は、学部成績、成績証明書以外の書類選考、適性試験の結果により行う。

なお、第 1 次選抜においては、100 点満点中 60 点が、適性試験の結果に配点されている。その理由は、大学入試センターもしくは日弁連法務研究財団の実施する適性試験が、論理的思考力や文章読解力・分析力など、本法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、受験者の適性を適確に審査するのにふさわしいと考えたからである。【解釈指針 6－1－4－1】

（２） 第 2 次選抜（既修者コース）

既修者コースの第 2 次選抜の配点は、第 1 次選抜の結果（20 点）、法学専門試験（80 点）、面接試験（20 点）となっている。第 2 次選抜において、第 1 次選抜の結果が全体の約 2 割を構成することになるので、この過程を通して適性試験の結果が考慮されることとなる。なお、仮に志願者が 150 名を超えず、対外的に第 1 次選抜を行わなかった場合でも、志願者に関しては第 1 次選抜に相当する作業を行ってこの 20 点部分を計算する。

一方、法学専門試験は、公法系科目（20 点）、民事系科目（40 点）、刑事系科目（20 点）となっているが、これは、既修者コースである以上、2 年間で新司法試験へ合格する実力を修得させる必要があることから、新司法試験科目とされる公法系、民事系、刑事系のそれぞれに関する基礎的な知識が既に身に付いているかどうかを確認するためである。

さらに、第 2 次選抜においては、面接試験を実施して、口頭による表現能力を審査している。なお、20 点満点中 6 点未満の受験生については、そのみで不合格とされる。面接方式は、集団によるディスカッション形式ではなく、個人面接方式（受験生 1 名に対して面接官 2 名）を採用し、本法科大学院の教員スタッフが、口頭によるやりとりを通して、表現能力及び課題に対する臨機応変な対処能力を審査する。法科大学院の教育では、ソクラティック・メソッドを主として用いるため、自分の考えを口頭で表現できること、自らと異なる考え方に対して、柔軟に対処する能力等を備えていることは、履

修の前提となる重要な要件と考えられる。

（３） 第２次選抜（未修者コース）

未修者コースの第２次選抜の配点は、第１次選抜の結果(20点)、論文試験（80点）、面接試験（20点）となっている。第２次選抜において、第１次選抜の結果が配点される趣旨は、既修者コースと同様である。

論文試験は、社会科学的な知識・素養、論理的思考の能力及び文章構成力・表現力を評価するために行われる。未修者用の選抜試験という性格上、法律的な知識を問う問題は出題しない。採点においては、教員スタッフの合議により決定した採点基準に従い、グループで採点を行った上で、最終的にグループ間の点数差を補正するという方式によって、公平かつ客観的な点数となるような配慮がなされている。面接試験を行う趣旨については、既修者コースと同様である。

基準 6－1－5

入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

（基準 6－1－5 に係る状況）

（１） 多様な知識・経験を有する者を入学させるための手段

本法科大学院では、出願時の提出書類として、適性試験の結果、出身大学の成績証明書、志望理由書以外に、①社会活動報告書、②職業経験報告書、③外国語能力証明書、④職業資格証明書を任意に提出できる書類としている。《別添資料 04 平成 21 年度法科大学院学生募集要項 3 頁》

大学等の在学者については、入学者選抜において、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績が適切に評価できるよう、外国語の能力を証明する検定試験や各種資格試験の証明書を有する場合には、その証明書を任意で提出できることとしており、また、ボランティア活動等社会活動の経験がある場合には、その内容及び法科大学院希望との関連について、社会活動報告書としてまとめたものを、任意に提出することができることとしており、それらの書類は評価の際に考慮されている。なお、大学の成績証明書に関しては、法学関係の講義の受講の有無その他の事情は、一切考慮せず、法学部在学者と法学部以外の学部在学者とを区別しないよう配慮している。【解釈指針 6－1－5－1】

社会人等に関しては、上記多種多様な書類の提出を認めることにより、多様な実務経験及び社会経験を有する者を適切に評価できるよう配慮している。【解釈指針 6－1－5－2】

また、配点比率に関しても、第 1 次選抜において、100 点満点中、学部成績に 20 点、適性試験に 60 点、成績証明書以外の書類選考に 20 点が配点されており、さらに、既修者コース、未修者コースともに、第 1 次選抜の結果が、第 2 次選抜における 20 点の配点として考慮される。既述のように、仮に志願者数が一定数を超えず、第 1 次選抜を行わなかった場合でも、第 1 次選抜に相当する作業を行ってこの 20 点部分を計算することから、第 1 次選抜の有無にかかわらず、受験生の多様な知識または経験が学生の選抜において考慮されることになる。

（２） 社会人・他学部出身者の受入れに関する配慮

本法科大学院では、アドミッション・ポリシーにおいて、「公平性・開放性・多様性を重視する観点から、法学部卒業生等のためだけではなく、社会人・他学部出身者にも広く門戸を開放する。」「社会人・他学部出身者のためだけに、特別の入学者定員枠を設けることは、多様性・開放性の観点をかえって阻害するおそれがあるため、行っていないが、入学者選抜における書面審査の際の評価を通じて、定員の 30% 以上が社会人・他学部出身者になり得るように、配慮している。」旨の文言を掲げ、かつ対外的に公表していることから知られるように、上記（１）において述べた書類の審査の際の評価を通

じて、定員に占める社会人・他学部出身者の割合が30%以上になるよう努めている。【解釈指針6－1－5－3】

平成16年度以降の、全入学者における社会人及び他学部出身者の割合は《別紙2（別紙様式2） 学生数の状況》のとおりであり、平成16年度以降、他学部出身者もしくは社会人が、入学者の3割以上を占めている。【解釈指針6－1－5－4】

なお、社会人の中には、公認会計士、税理士、医師（歯科医師を含む）など多種多様で、かつ高度の職業資格を有する者が含まれており、社会人それ自体の内部においても、アドミッション・ポリシーに掲げる多様性の方針を満たしている。

6-2 収容定員と在籍者数

基準 6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

(基準 6-2-1 に係る状況)

(1) 本法科大学院の在籍者数の実態

本法科大学院の1学年の入学定員は100名であり、収容定員は300名である。

各年度の在籍者数は、《前掲資料 1-1-D 学生の進級状況》に示すとおりである。

平成20年5月1日現在、本法科大学院には300名の法科大学院生が在籍しており、在籍者数が恒常的に収容定員を上回る状態にはない。【解釈指針 6-2-1-1】

(2) 在籍者数が収容定員を上回らないための措置

このように在籍者数が収容定員を上回らない常態を保つために、本法科大学院では、次のような配慮がなされている。【解釈指針 6-2-1-2】

(ア) 入学者選抜における配慮

入学者選抜にあたっては、入学者が、入学定員に等しいか又はそれを若干下回るような人数になるような配慮を行っている。特に、平成17年度以降は、前年・前々年の歩留率(約85~88%)を参考に合格者数を決定し、入学定員に近い入学者数を確保することに成功している。

(イ) 在学者の単位取得に関する配慮

未修1年次では最大36単位まで履修でき、28単位以上を取得すれば2年次への進級が可能になるため、1年次に配当されている法律基本科目(必修科目)28単位について最大4科目(8単位)まで落としても2年次に進級する可能性が残されている。この場合には、例えば、基礎憲法、基礎行政法、基礎民法Ⅰ、基礎民法Ⅱを落として2年次に進級した場合、これら科目と応用憲法Ⅰ、応用行政法Ⅰ、応用民法Ⅰを2年前期で履修することとなる。こうした学生に対しては、2年次の履修に影響がでないよう、担当教員が次に述べるような学修指導を通じて、学修上の配慮を行うことを法科大学院教授会で決定している。《資料 6-2-A 1年次配当の法律基本科目(必修科目)の単位を取得できずに2年次へ進級した学生に対する学修指導についての申合せ》

資料 6-2-A 1年次配当の法律基本科目(必修科目)の単位を取得できずに2年次へ進級した学生に対する学修指導についての申合せ

1年次配当の法律基本科目(必修科目)の単位を取得できずに
2年次へ進級した学生に対する学修指導についての申合せ

[平成19年11月14日 教授会決定]

1年次に配当されている法律基本科目（必修科目）の単位を取得できずに2年次へ進級した学生に対しては、2年次の履修に影響のないよう、担当教員が以下の学修指導を行うこととする。

1. 授業開始前に1年次科目の担当教員と当該科目と関連する2年次科目の担当教員との間で、当該学生に関する学修状況に関する意見交換、情報伝達の会合を持つこと。
2. 2年次科目の担当教員が当該学生と履修上の相談を目的に、面談の機会を持つこと。
3. 上記1. 及び2. の状況について、2年次科目の担当教員が法科大学院運営委員会に報告すること。

（出典：平成19年11月14日教授会資料）

こうした学修指導を通じて2年次以降において無理なく単位取得することが可能となり、3年間での法科大学院修了、在籍者増加の防止が可能となる。

（ウ） 休学者・留年者に対する配慮

また、休学者や原級留置者が増加した場合にも、3年間での修了が困難となり、在籍者数が増加することになるが、担当教員制度（教員チューター制度）を採用し、学生が、学修や生活についての相談や助言を教員に求めやすい体制を整えることなどにより、休学者・留年者が増加しないための工夫を行っている。

基準 6－2－2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

（基準 6－2－2 に係る状況）

（１） 本法科大学院の入学者受入れの実態

本法科大学院の平成 16 年度から平成 18 年度までの、志願者、合格者、入学者の数は、《別紙 2（別紙様式 2） 学生数の状況》の通りである。

平成 19 年度からは既修者コース（定員 50 名）・未修者コース（定員 50 名）に分けて入学者選抜を行っており、平成 19 年度以降の、コース別の志願者、合格者、入学者の数は、《別紙 2（別紙様式 2） 学生数の状況》に示す通りである。

本法科大学院の入学定員は 100 名であるから、過去 4 年間、実際の入学者と入学定員との間に大きな乖離は見られていない。

（２） 実際の入学者が入学定員と乖離しないための措置

過去 4 年間、実際の入学者と入学定員との間に大きな乖離は見られていないが、入学者数が入学定員を大きく上回った（あるいは下回った）場合には、運営委員会において検討することとしている。【解釈指針 6－2－2－1】

2 優れた点及び改善を要する点等

1. 優れた点

(1) 公平性・開放性・多様性の確保

入学者選抜に際して、公平性・開放性・多様性を確保する、との本法科大学院のアドミッション・ポリシーは、パンフレットだけでなく、ホームページや、説明会その他の媒体を用いて、九州以外の受験生にも知られるよう広く公表されている。また、入学者選抜方法も、社会活動報告書・職業経験報告書を審査対象とすることで、様々なバックグラウンドを有する他学部出身者を受け入れるような配慮を行っている。

その結果、入学者の内訳は、社会人や他学部出身者が平成16年度以降3割以上を占め、社会人の職業構成に関しても、公認会計士、税理士、医師（歯科医を含む）など、多種多様で、かつ、高度な職業資格を有する者が含まれている点が特徴的であり、結果的に見ても、公平性・開放性・多様性に適合した入学者選抜方式が実施されていると判断することができる。

(2) 入学者選抜制度の早期改革

志願者数の激減や、在籍者数の超過といった事情がないにもかかわらず、本法科大学院では、在籍者のカリキュラム変更に歩調を合わせて、法科大学院設置完成年次の3年目において、入学者選抜制度の大幅変更を行った。

その結果設けられた既修者コースにより、受験者は、自己の学修進度に見合ったコース選択が可能となり、法科大学院受験の段階において、その後の学修計画を立てやすいようになった。また、九州以外に在住する受験生は、第2次選抜のときに、一度だけ本法科大学院に来ればよいこととなり、九州以外の志願者に対する地理的障害も、ある程度解消されている。

2. 改善を要する点

(1) 社会人・他学部志願者の一般的減少傾向に対する対応策

近い将来訪れるであろう法曹人口の爆発的増加に加えて、新司法試験の合格率が予想外に低かったことにより、法科大学院への進学を希望する社会人や他学部学生数は激減している。このような状況において、公平性・開放性・多様性のアドミッション・ポリシーの下に、社会人・他学部出身者の占める比率30%以上を、今後とも維持していくための具体的な手だてを講じなければならない。

この点に関しては、たとえば、第1次選抜における学部成績・適性試験の結果以外の任意提出書類（社会活動報告書・職業経験報告書等）の配点比率（100点満点中20点）の変更その他の方法が考えられているが、こうした構想を、可能な限り早期のうちに実行に移す必要がある。

(2) 既修者・未修者の定員の見直し

同じく、既修者コース・未修者コース各50名の定員に関しても、上記のような外部事情を的確に判断しながら、公平性・開放性・多様性のアドミッション・ポリシーが実現されるよう、見直しの必要がある。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準 7-1-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

(基準 7-1-1 に係る状況)

(1) 入学者に対するガイダンスの実施

本法科大学院では、入学前に主に未修者を対象とした事前の学修指導として「法学入門講義」を開催している。全く法学を学修したことのない者に対し、入学前の一定の日時（平成 20 年度入学者に対しては 2 月 23 日に実施）に民事法系、公法系、刑事法系の各教員により、六法の使い方に始まり、法的なものの考え方や各法領域の概観、学修の方法などについて講義形式で指導している。《資料 7-1-A 「法学入門講義」実施要領》《別添資料 15 「法学入門講義」配付資料》

資料 7-1-A 「法学入門講義」実施要領

平成 20 年度 新入生事前学修指導・「法学入門講義」実施要領

1. 日時 平成 20 年 2 月 23 日（土） 13 時 30 分～17 時 00 分
2. 場所 法科大学院・法廷教室
3. 対象 法学未修者
4. 「法学入門講義」次第
 - 進行 田中 教雄 教授
 - (1) 挨拶 法科大学院長
 - (2) 法学入門
 - 六法の使い方
 - 法的三段論法
 - 法の体系：私法と公法、一般法と特別法、実体法と手続法、民事法、刑事法、行政法、裁判所制度
 - (3) 各領域の概観
 - ① 民事法
 - ② 公法
 - ③ 刑事法
 - (4) 全般的な質疑・アンケート

(出典：平成 20 年 2 月 26 日教授会資料)

また、入学式当日にも、入学者に対してオリエンテーションを実施し、本法科大学院の教育理念、目的等を伝達し、在学期間中に必要となる事項（履修方法、進級条件、成績評価方法、オフィス・アワー、チューター制度、学修室の利用、法科大学院図書室の利用、全学相談窓口等）についての説明を行っている。《前掲資料3-2-K 平成20年度新入生オリエンテーション》【解釈指針7-1-1-1】

（２） 法学未修者に対する法律基本科目の学修指導

法学未修者に対しては、合格発表後、入学前の段階において、事前に予習しておくべき、1年次配当の法律基本科目に関する入門書・基礎的教科書の一覧を送付し、各自の入学前の学修を促している。《資料7-1-B 【未修者用】入学予定の皆さんへ（抜粋）》

また、平成20年度入学者に対しては、法学未修者向けの3時間程度の法学入門講義（六法の使い方・法的判断の特殊性・裁判手続・各法領域の概観）や修学相談（運営委員がオフィス・アワーの時間に事前の修学相談を受け付ける、遠方のためオフィス・アワーの利用が困難な場合は、電子メールで修学相談を受け付ける。）を、入学前に実施している。さらに、入学後には未修者を対象とした学修懇談会を実施しているほか、チューターによる個別の学修相談を行っている。

なお、学修相談会及びチューターへの相談において出された相談内容について、検討が必要な場合は、教授会、FDにおいて検討し、改善が必要な場合は改善に取り組んでいる。【解釈指針7-1-1-2】

資料7-1-B 【未修者用】入学予定の皆さんへ（抜粋）

平成19年12月21日

入学予定の皆さんへ

■法学入門書について

法律・法学の全体像を把握するために、以下の事項について学習してください。

- (1) 法的三段論法や法源・事実認定などの法的判断とその特殊性
- (2) 私法と公法の区別、一般法と特別法の区別、実体法と手続法の区別、民事責任と刑事責任の区別など、法の体系の全体像、
- (3) 憲法、民法、商法、刑法などそれぞれの法領域の概要、
- (4) 民事・刑事などの裁判の流れや三審制、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、簡易裁判所、家庭裁判所などからなる裁判制度の概略

法学入門書としては、次のようなものがあります（定価は全て本体価格）。

1. 法学の入門書

- ① 『法の世界へ（第4版）』池田真朗，犬伏由子，野川 忍，大塚英明著 有斐閣 1700円（本
当の入門書・今まで法律を全く勉強したことのない人に）
- ② 『初めての法律学（第2版）』松井茂記，松宮孝明，曾野裕夫著 有斐閣 1700円（同上）
（③-⑦略）

2. 法リサーチのための入門書

『法律学習マニュアル（第2版）』弥永真生著 有斐閣 2000 円（リーガルリサーチの仕方をはじめ、学習の仕方を要領よく解説）

■法学入門講義と修学相談

(1) 法学入門講義

平成20年2月23日（土）の13時30分から九州大学法科大学院棟で、法学未修者向けの3時間程度の法学入門講義（六法の使い方・法的判断の特殊性・裁判手続・各法領域の概観）を行ないますので、都合が付く方は、是非ご参加ください。大学などで法学をすでに学んだことがあるという方も、知識の確認を兼ねて参加してください。

参加する際には、六法を持参してください。

事前の受付は不要ですので、当日、九州大学法科大学院棟へ直接お越しください。

(2) 修学相談

下記の教員（運営委員）がオフィス・アワーの時間に事前の修学相談を受けつけますので、ご利用ください。その際には事前に電子メールでご予約ください。また、遠方のためオフィス・アワーを利用できない方は、電子メールでご相談ください（なお、すべてのメールに返答できるわけではありませんので、その点は予めご了承ください）。

表（略）

■六法について

（略）

■六法の使い方

（略）

(3) 既修者に対する理論と実務の架橋を図るための学修指導

一方、法学既修者に対しては、法学部等で学んだ基礎的・理論的な法律学の知識を、法曹となった後に直面する現実の事件に対して当てはめることができるよう、毎年春、2年次学生すなわち既修者1年と未修者2年とを対象としたガイダンスを改めて開催し、法律基本科目の知識を前提に、今後どのような学修を進めてゆくべきか指導している。

《資料7-1-C 平成20年度2・3年生オリエンテーション》【解釈指針7-1-1-3】

資料7-1-C 平成20年度2・3年生オリエンテーション

平成20年度2・3年生オリエンテーション

日時 平成20年3月28日（金）14時

場所 中講義室

司会進行 田中

内 容	資 料
1. 教務事項の説明 ・ 配布資料の確認 ・ 学生便覧記載事項（修了要件、修得単位数、単位互換による単位の認定、標準的な履修年次及び履修モデルなど） ・ 成績評価の方法と進級条件 ・ オフィス・アワーについて ・ 学生担当（チューター）について ・ 学年暦、時間割について ・ 大学院共通教育科目及び九州大学専門職大学院 コンソーシアム 08 年度相互履修について ・ 履修登録期間について（後日掲示板にて周知）	・ 学生便覧 ・ 学年歴 ・ 時間割 ・ 九州・沖縄 4 法科大学院、福岡県内 4 法科大学院連携科目一覧 ・ L L . M / Y L P 授業科目一覧
2. 質疑応答	質問事項等がある場合は、氏名と質問事項を書いたものを、4 月 2 日（水）以降に、法科大学院事務室へ提出してください。本日は受け付けません。

この他、留年した学生、休学後復学した学生に対する履修説明会を行っている。《資料 7-1-D 留年者、休学後復学した学生に対する履修説明会》

資料 7-1-D 留年者、休学後復学した学生に対する履修説明会

法科大学院生各位 九州大学法科大学院 教務委員長 田 中 教 雄 平成 20 年度オリエンテーション実施について オリエンテーションについて、以下の通り実施します。 履修に関する重要な連絡事項もありますので、各自関係するオリエンテーションには必ず出席してください。 記	平成 20 年度 3 月 19 日
--	--------------------------

■在校生オリエンテーション

対象：全学生（留年・復学者も含む）

日時：3月28日（金）14時～15時

会場：講義棟 101

備考：・教務全般について説明後、質疑応答に応じる。

・履修について質問がある学生は、予め質問等を簡潔にまとめてくること。

・必ず出席すること。（欠席せざるを得ない学生は、理由を添えて法科大学院事務室に申し出てください。関係資料を後日お渡しします。）

■留年者・復学者オリエンテーション

対象：①今年度留年が決定した学生

②20年度に復学する学生

③これまでに留年・休学した学生で、履修について質問等がある学生

日時：3月28日（金）15時～16時

会場：講義棟 101

備考：・留学・休学に関する部分を説明した後、質疑応答に応じる。

・履修について質問がある学生は、予め質問等を簡潔にまとめてくること。

（参考）

■新入生オリエンテーション

対象：①20年度入学者

②20年度以前の入学者で、20年度復学する学生

日時：4月1日（火）15時～17時

会場：中講義室

内容：①開会の挨拶

②法政学会の案内

③教務事項の説明（履修案内など）

④質疑応答

（出典：留年者、休学後復学した学生に対する履修説明会開催案内）

（４） 教育理念・目的に照らし適切なガイダンスの実施

本法科大学院では、学生が在学期間中に課程の履修に専念できるよう、また教育課程上の成果を上げるために、第2章において述べた3つの標準的な履修モデルを用意するとともに、学生便覧にも記載して、自律した総合的判断力をもつ法律実務家を養成するという教育目的に照らし適切なガイダンスを行っている。

また、きめ細かな教育を実践することを目的とする本法科大学院においては、これを実現する手法として、専任教員による担任（チューター）制度を実施しているほか、オフィス・アワーを設け、法学未修者ならびに既修者に対して、その学修進度に応じた個別的な指導を行っている。さらに、先に述べたように、本法科大学院が独自に開発した

「マイデスクトップ・ポータル」を活用して、学生と教員間のコミュニケーションを充実したものとしている。

なお、これらを通じて得た学生の学修進度に関する情報は、適宜、教授会やFDの場において開示・共有され、これに基づいて、学生全体ないしは当該学生に対して、さらなる履修指導が行われている。【解釈指針7－1－1－4】

基準 7-1-2

各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

(基準 7-1-2 に係る状況)

本法科大学院は、教員と学生との間のコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学修・生活相談・助言体制として、(1) チューター制度、(2) オフィス・アワー、(3) マイデスクトップ・ポータルを活用している。

(1) チューター制度

チューター制度は、多様で個別具体的な学生のニーズに合った学修相談、助言を行うために、本法科大学院発足当初から導入されている制度である。この制度は、毎年、FDを通じて自己点検・評価を行い、その改善に努めている。

法科大学院設置初年度である平成 16 年度においては、学生数が少なかったため、単独担任制がとられたが、平成 17 年度においては、学生数の増加に対応して、2 人ないし 3 人の教員による共同指導体制に変更した。だが、共同担任制では、必ずしも責任の所在が明らかではなく、その結果、意図された機能が十分に発揮できなかったことから、平成 18 年度以降においては、再び単独担任制に復帰し、1 人の教員が、1 年生から 3 年生を各 3～4 人ずつ担任し、毎月数回会合を開き、あるいは電子メールや個別相談を通じて、学修面・生活面における相談・助言を行っている。なお、この制度においては、各班の構成を 1 年生、2 年生、3 年生とすることによって、上級生が下級生に対して、日常的に学修上・生活上の問題を相談・助言しやすい環境作りにも配慮している。《資料 7-1-E 平成 20 年度教員別学生担当 (抜粋)》

さらに、個々の教員だけでは対応できない、カリキュラムや学生の課題の負担といった制度全体に関わる相談に関しては、これを教授会やFDの場において提示し、教員全員で議論するようにしており、チューター制度は、学生の意見をFDに反映させるための媒介としての重要な機能も営んでいる。《別添資料 16 平成 19 年 5 月 9 日法科大学院FD記録》

資料7-1-E 平成20年度教員別学生担当(抜粋)

平成20年度 法科大学院学生担当

担当	08入学 1年		08入学 2年		1・2年	3年		(08.04.25)	学生数
	学籍番号	氏名	学籍番号	氏名	学生番号	氏名	学生番号	氏名	
赤松 秀岳	2LS08001N		2LS08003K		2LS04035W		2LS05019E		13
	2LS08002E		2LS08004T		2LS06003W		2LS05046M		
	2LS08050G						2LS05072P		
	2LS08054K						2LS06001T		
吾郷 真一							2LS06002M		11
	2LS08011K		2LS08005M		2LS06025N		2LS06004P		
	2LS08015P		2LS08006W		2LS06037M		2LS06005S		
							2LS06007G		
五十川 直行							2LS06008R		11
							2LS06009N		
	2LS08016S		2LS08007P		2LS06042E		2LS06010M		
	2LS08021M		2LS08008S		2LS06053M		2LS06011W		
清水 巖							2LS06013S		11
							2LS06014Y		
	2LS08024S		2LS08009Y		2LS06061M		2LS06015G		
	2LS08025Y		2LS08010E		2LS06064S		2LS06016R		
田淵 浩二							2LS06017N		11
							2LS06019K		
							2LS06020P		
							2LS06021S		
西山 芳喜	2LS08026G		2LS08012T		2LS06068N		2LS06022Y		13
	2LS08027R		2LS08013M		2LS06072S		2LS06023G		
							2LS06024R		
							2LS06026E		
							2LS06027K		13
	2LS08028N		2LS08014W		2LS06092N		2LS06028T		
	2LS08029E		2LS08017Y		2LS06078K		2LS06029M		
							2LS06030Y		
							2LS06031G		13
							2LS06032R		
							2LS06033Y		
							2LS06034G		

(2) オフィス・アワー

上記チューター制度のほか、本法科大学院においては、オフィス・アワーも実施している。

各教員のオフィス・アワーの日時や面談の予約の方法は、「マイデスクトップ・ポータル」に明記されており、シラバス及び1年次のオリエンテーションにおいて学生に告知されている。

オフィス・アワーの時間帯に関しては、各教員が任意に設定しているが、時間を問わず相談を受け付ける教員もいる。【解釈指針7-1-2-1】

場所に関しては、各教員の研究室で行う場合も多いが、授業終了後、学生がすぐに相談しやすいよう、オフィス・アワーを授業終了直後に設定し、授業の行われた法科大学院講義棟内にある「研究室」(会議、学生の自主ゼミ等多目的に利用している部屋)で実施する例も複数存在する。《資料7-1-F 平成20年度前期オフィス・アワー(抜粋)》【解釈指針7-1-2-2】

平成20年度前期 オフィス・アワー

曜 日	教 員 名	専 門 等	時 間 帯	場 所
月曜	教 授	民法	18:00～19:00	法学部研究棟 3階 研究室
月曜	教 授	弁護士	12:00～13:00	法科大学院棟 1階 教員研究室
月曜	教 授	商法	14:50～16:20	法学部研究棟 2階 研究室
火曜	准教授	契約実務	14:50～16:20 18:30～20:00	法科大学院棟 1階 教員研究室
火曜	教 授	国際私法	12:00～14:00	法学部研究棟 3階 研究室
火曜	教 授	民法	18:00～19:00	法学部研究棟 1階 研究室
火曜	教 授	弁護士	授業終了後	法学部研究棟 3階 研究室
火曜	教 授	刑事訴訟法	13:00～14:30	法科大学院棟 3階 研究室
火曜	教 授	心理学	午後	文学部研究棟 3階 研究室
火曜	准教授	労働法	12:30～16:00	法学部研究棟 1階 研究室
水曜	教 授	行政法	11:00～13:00	法学部研究棟 3階 研究室
水曜	教 授	福岡地裁判事	15:00～	法学部研究棟 3階 研究室
水曜	講師(非)	知的財産法	講義終了後	法科大学院棟 教員研究室・講義室等
木曜	教 授	民法	12:10～12:50	法学部研究棟 3階 研究室
木曜	教 授	民法	12:00～13:00	法学部研究棟 3階 研究室
木曜	教 授	行政法	14:50～16:20	法学部研究棟 3階 研究室
木曜	教 授	民法	12:10～12:50	法学部研究棟 1階 研究室
木曜	教 授	西洋法制史	16:40～18:10	法学部研究棟 2階 研究室
木曜	教 授	商法	14:50～16:20	法学部研究棟 2階 研究室
木曜	教 授	民事訴訟法	15:30～17:00	法科大学院棟 1階 教員研究室
木曜	教 授	憲法	12:00～13:00	法学部研究棟 3階 研究室
木曜	准教授	商法	13:00～14:30	法学部研究棟 2階 研究室
金曜	教 授	政治学	12:00～13:00	法学部研究棟 2階 研究室
金曜	教 授	消費者法	12:00～14:30 16:40～18:10	法科大学院棟 1階 教員研究室
金曜	教 授	刑法	13:00～14:30	法学部研究棟 2階 研究室
金曜	教 授	弁護士	16:40～18:10	法科大学院棟 1階 教員研究室
金曜	教 授	税法	12:10～12:50	法学部研究棟 2階 研究室
金曜	教 授	憲法	18:30～20:00	法学部研究棟 2階 研究室
土曜	講師(非)	公証人	10:00～10:30 14:30～	法科大学院棟 1階 法廷教室
随時	教 授	国際法・国際経済法		法学部研究棟 2階 研究室
随時	教 授	国際契約法・国際取引法・企業法務		法学部研究棟 3階 研究室
随時	准教授	社会保障法		法学部研究棟 3階 研究室
随時	准教授	民法		法学部研究棟 2階 研究室

(3) マイデスクトップ・ポータル

一方、学生1人1人には大学のメールアドレスが割り当てられているため、電子メールによる学修相談も適宜行われているが、しかし、これとは別に、本法科大学院においては、固有の通信システムとして、「マイデスクトップ・ポータル」が構築されている。これは、先に述べたように、本法科大学院が独自に開発したシステムであり、クローズドなネット上で、限られた利用者（学生・教職員）が安全な環境で、いつでも、どこからでも利用できるものである。学生の自学自修の支援、進路相談などの教員とのコミュニケーション、外部の実務家等との情報交換等に活用されている。《資料7-1-G マイデスクトップ・ポータル》

その他、本法科大学院においては、学期始めに、特に成績不良者を対象とした「個別学修指導」を実施するなど、1人1人の習熟度に合わせた学修相談や助言を行えるように配慮している。【解釈指針7-1-2-2】

資料7-1-G マイデスクトップ・ポータル

◆MDP：マイデスクトップポータル コンテンツ説明
—Version2.0—



マイデスクトップポータルは
あなたへの
その日の情報が表示されます

・MDP：マイデスクトップポータルは学生及び教職員を含めた多数のユーザーに対して、学習・研究支援・コミュニケーション・遠隔授業・外部ネットワークとの情報発信及び情報収集を効率よく提供できる学修グループウェアです。

アクセス専用
USBキーが必須です

・ヘルプデスクテクニカルスタッフとビデオチャット&リモートシステムを利用してパソコン操作など分からない事をリアルタイムにサポートを受けることができます。

1. お知らせ(緊急)	2. 学 生	3. 教職員
4. 講 義	5. マイ時間割	6. 課 題
7. マイボックス	8. イーラーニング	9. マイリンク
10. ビデオチャット	11. ヘルプデスク	12. セキュリティ
13. スケジュール	14. メッセージ	15. マイアドレス
16. マイグループ	17. 掲示板	18. 施設 予約
19. 学生カルテ	20. アンケート	21. ボイスメール
22. カスタマイズ	23. アクセスログ	24. 管 理

管理者専用

※MDPはコピー禁止・印刷禁止・ダウンロード禁止等セキュリティ管理施されたポータルサイトです。

基準 7-1-3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-1-3 に係る状況)

本法科大学院では、教育補助者による学修支援体制の一環として、(1)ティーチング・アシスタントの任用、(2)情報機器やその操作方法等に関する専属のスタッフの配置、(3)法務研究員制度の導入を行っている。

(1) ティーチング・アシスタント

本法科大学院では、法科大学院設置初年度(平成16年度)より、ティーチング・アシスタントの制度を導入している。《別添資料 17 九州大学ティーチング・アシスタント実施要領》《資料 7-1-H ティーチング・アシスタントの採用状況》これは、教員より要望のあった専門科目に関してのみ、本大学院法務学府の博士後期課程ないしは修士課程に在籍する大学院生、あるいは本法科大学院の上級生を任用するもので、任用は、原則的に、担当教員の推薦による。ティーチング・アシスタントの職務内容は、専門科目のレポートや答案の添削、授業における教員の補助、教材の整理やコピー、専門科目に関する修学相談や修学指導をはじめとした種々の教育補助であり、学生は、学修上・生活上の相談を、教員のみならず、ティーチング・アシスタントに求めることができる。

資料 7-1-H ティーチング・アシスタントの採用状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
採用数(延べ人数)	14	10	6	9

(2) 情報システム関係の専属スタッフ

本法科大学院では、教員と学生間の情報伝達(お知らせ、休講・補講の掲示、レポートの提出など)は、本法科大学院独自の閉じられたウェブシステムである「マイデスクトップ・ポータル」を通じて行っている。「マイデスクトップ・ポータル」の操作方法や、法科大学院設置の情報機材の取扱い等に関する学生からの質問に対して、スピーディーに対応するため、平成19年度まではテクニカルスタッフ、平成20年度よりシステム開発会社からの派遣社員が待機しており、これにより、学生は、電子機器の操作に手間取ることなく、円滑に自己の学修や、教員との学修上の連絡を図ることが可能となっている。

(3) 法務研究員

本法科大学院は、大学院を修了し、司法試験に合格するまでの期間、自学自修の場が失われることを考慮し、学修をサポートするため、本学附属図書館あるいは本法科大学院附設のリーガル・クリニック・センターが利用できるよう、修了者に対して法務研究員

の資格を付与している。この法務研究員は、修了者に対する資格付与による学修支援体制の整備という役割のほかに、下級生である在学生に対する教育補助者としての役割も担っている。5月の新司法試験受験の後、9月の合格発表までの間、修了生は比較的手が空くため、その間の実力低下を避けることも兼ねて、後輩である在学生に対する学修指導を積極的に行っており、また、在学生と教員との間を結ぶ重要なパイプ役にもなっている。法務研究員の資格は、基本的には法科大学院修了者全員が、申請により取得することができる。平成19年度の任用者数は総計76名である。《資料7-1-I 九州大学法科大学院法務研究員の受入に関する内規(抜粋)》

資料7-1-I 九州大学法科大学院法務研究員の受入に関する内規(抜粋)

九州大学法科大学院法務研究員の受入に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、九州大学が定める研究員等の受入規定に基づく研究員以外の者を法科大学院の法務研究員として受け入れる場合について、規定するものである。

(受入資格)

第2条 法務研究員とは、本学法科大学院を修了し、法務博士(専門職)の学位を取得した者とする。

(受入期間)

第3条 法務研究員の受入期間は、1年以内とする。ただし、特別な理由があると認められるときには、この限りではない。

2 法科大学院長は、研究期間延長の申し出があった場合、提出された理由書をもとに、法科大学院教授会の議を経て、期間の延長を承認するものとする。

(申込手続)

第4条 法務研究員として研究しようとする者は、法科大学院長に対し、所定の受入調書を提出するものとする。

(受入許可)

第5条 法科大学院長は、法科大学院教授会の議を経て、法務研究員の受入を許可する。

(研究場所等)

第6条 法務研究員は、九州大学法科大学院附属リーガル・クリニック・センター(以下「KLCセンター」という。)に所属するものとする。

2 法務研究員は、KLCセンター運営委員会が定める規則・指示に従い、主に同センターにおいて研究を行うものとする。

3 法務研究員は、法科大学院長の許可がある場合には、本学法科大学院棟の講義室・図書室等を使用することができる。

(義務等)

第7条 法務研究員は、KLCセンター運営委員会の指示に従い、同センターの業務に協力すべき義務を負う。

2 法務研究員は、無給とする。

(許可取消)

第8条 法科大学院長は、法務研究員が研究を継続することが不適当と認めたときは、許可を取り消すことができる。

7-2 生活支援等

基準7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

(基準7-2-1に係る状況)

(1) 学生に対する経済的支援

本法科大学院では、学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援として、各種の奨学金ならびにローンの紹介や推薦を行っている。

(ア) 奨学金

主要な奨学金としては、「独立行政法人日本学生支援機構」の奨学金制度があり、本法科大学院では、学内の掲示板やウェブサイトなどを通じて、これを学生に広く紹介し、学生の申請に際して推薦を行っている結果、学生の多くが奨学生として採用されている。また、それ以外にも、「公益信託池田育英会トラスト」をはじめ、各種奨学金制度に関しても、同様に広く学内の掲示板やウェブサイトなどを通じて学生に紹介し、申請に際して推薦を行っている。なお、推薦人ならびに推薦書の作成に関しては、チューター制度を活用して、奨学金を希望する学生を担当するチューターが責任を持って行うことにしている。

(イ) ローン

奨学金制度以外に、本法科大学院では、三井住友銀行福岡法人営業第一部による「法科大学院提携教育ローン(無担保型)」の商品概要を紹介している。《資料7-2-A 「法科大学院提携教育ローン(無担保型)」》本ローンは、入学金や授業料に対する融資であり、これを上記の各種奨学金制度と組み合わせることによって、学生は、経済面での不安に直面することなく、履修に専念できる。

資料7-2-A 「法科大学院提携教育ローン(無担保型)」

～ローンの商品概要～

②ご融資金額	10万円以上在学期間中の要資合計金額以内 (上限金額600万円、1万円きざみ)
③お使いみち	大学に納付する入学金、授業料、教材費等教育 に関するもので、お使いみちが確認できるもの
③ご融資利率	別途ご案内いたします <ご参考 H16.4.1現在> 店頭金利 年 4.375% (変動金利 年2回見直し) (短期プライムレート+3.0%)
④ご融資期間	1年以上16年以内(1か月きざみ)
⑤分割融資方式	入学金と授業料等のお支払いの2回のみ可能
⑥ご返済方法	元利均等返済 毎月返済と併用して、半年ごと増額返済も可能 (半年ごと増額返済はご融資金額の50%以内)

(ウ) 入学料・授業料の免除

本法科大学院では、経済的理由により入学料の納付が困難で、かつ、学業優秀と認められる入学者には入学料免除の制度があり、経済的理由により授業料の納付が困難で、かつ、学業優秀と認められる学生を対象とした授業料免除の制度も設けている。《資料7-2-B 経済支援(1)、(2)》【解釈指針7-2-1-1】

資料7-2-B 経済支援 (1) 入学料免除/入学料の徴収猶予

KYUSHU UNIVERSITY

ホーム | ENGLISH

受験生の皆様 学生の皆様 ご家族の皆様 卒業生の皆様 企業の皆様 教職員 (学内限定) Search

学生の皆様

お知らせ
イベント
年間スケジュール
学生納付金
経済支援
伊都新キャンパス情報
教務情報
生活支援
健康支援
就職支援
海外留学情報
学生寄宿舍

経済支援

TOP | 学生の皆様 > 経済支援 > 入学料免除/入学料の徴収猶予

入学料免除/入学料の徴収猶予

入学料免除

入学料免除の制度は、経済的理由により入学料の納付が困難で、かつ、学業優秀と認められる大学院入学者を主に対象とし、また、特別な事情があると認められた学部入学者を対象として、申請に基づき選考の上、入学料を免除するものです。

なお、免除は限られた予算の範囲内で実施されるため、必ずしも免除が許可されるとは限りません。

入学料免除申請者は、免除の許可又は不許可の通知があるまで入学料の納付が猶予されます。したがって、その間入学料を納付しないでください。

なお、すでに入学料を納付している場合は、入学料免除の申請はできません。

(URL: <http://www.kyushu-u.ac.jp/student/life/exempt.php#1>)

資料7-2-B 経済支援 (2) 授業料免除

KYUSHU UNIVERSITY

ホーム | ENGLISH

受験生の皆様 学生の皆様 ご家族の皆様 卒業生の皆様 企業の皆様 教職員 (学内限定) Search

学生の皆様

お知らせ
イベント
年間スケジュール
学生納付金
経済支援
伊都新キャンパス情報
教務情報
生活支援
健康支援
就職支援
海外留学情報
学生寄宿舍

経済支援

TOP | 学生の皆様 > 経済支援 > 授業料免除

授業料免除

授業料免除の制度は、経済的理由により授業料の納付が困難で、かつ、学業優秀と認められる学生を主に対象とし、申請に基づき選考の上、その学期(前期又は後期)の授業料を免除するものです。

授業料免除の申請は、前期分、後期分とその学期ごとに申請する必要があり、選考については、その期ごとに選考を行います。

また、免除は限られた予算の範囲内で実施されるため、必ずしも免除が許可されるとは限りません。

授業料免除申請者は、免除の許可又は不許可の通知があるまで授業料の納付が猶予されます。したがって、その間授業料を納付しないでください。

なお、すでに授業料を納付している場合は、授業料免除の申請はできません。

また、授業料を銀行引き落とししている場合は、授業料免除の決定がなされるまで、引き落としは行われません。

授業料免除の対象者

1. 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
2. 授業料の納付前6ヵ月以内(新入生の場合は、入学した期の申請に限り入学前1年以内)に、出願者の主たる家計支持者の死亡又は出願者本人若しくは出願者の主たる家計支持者が風水害等の災害を受けたことによ

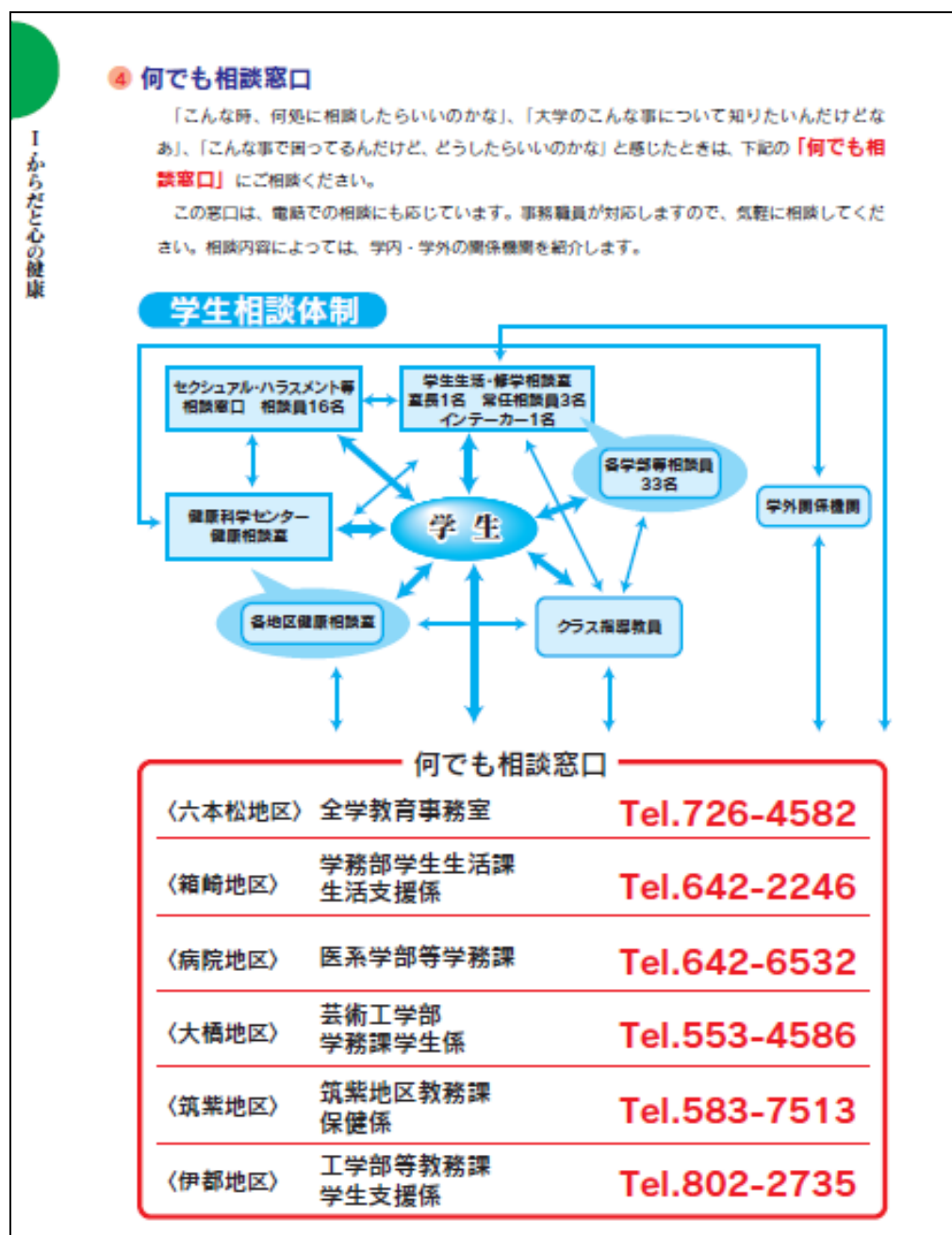
(URL: <http://www.kyushu-u.ac.jp/student/life/exempt.php#3>)

(2) 生活面に関する相談・助言・支援体制

本法科大学院において、学生の生活面に関する相談・助言・支援の根幹となっているのは、チューター制度であり、そもそもチューター制度は、単に学生の学修面における指導のみならず、生活全般に関する相談・助言をも行うことを目的として設けられたものである。学生は、担当のチューターとの会合において、あるいはメールを通じて、生活面に関する個別的な相談を申し込み、チューター側では、これに応じて適宜個別面談を行う態勢が整えられており、学生の相談内容に応じて臨機応変に対応することによって、適切な助言や支援が可能になっている。また、チューターだけでは対応できないような場合には、学修面での相談の場合と同様、FDの場において対応を協議するようにしている。

その他、本法科大学院では、各種ハラスメントに対応する全学組織や、学生のメンタルヘルスの相談機関との間の連絡体制も整えており、後者に関しては、大学内の部局として学生生活・修学相談室ではカウンセラーによる相談が受けられ、健康科学センターで医師による相談を受けられる。《資料7-2-C あなたを守る道しるべ(抜粋)》またチューターは、担当学生らとの会合や、本人の直接の相談などによって、専門的な助言や支援が必要と判断した場合には、九州大学内の機関である各種ハラスメント委員会や健康科学センターを紹介するようにしている。なお、平成19年度には、本学学生生活・修学相談室の常任相談員を講師として招き、法科大学院の学生のメンタルヘルスケアについての講習を行った。【解釈指針7-2-1-2】

資料7-2-C あなたを守る道しるべ(抜粋)



(URL: <http://www.kyushu-u.ac.jp/student/pamphlet/michishirube2008.pdf>)

また、本法科大学院においては、学修室の環境の改善を目的とした、学生による自主組織「学修室環境委員会」が存在し、同委員会が、実質的に、他大学における学生自治会に相当する機能を営んでいる。同委員会と本法科大学院との話し合いも定期的に行われており、学修室の環境整備にとどまらず、広く生活面一般につき、学生と教員組織とを結びつけるパイプ役を果たしている。《別添資料 18 九州大学法科大学院学修室環境委員会規約》《別添資料 19 学修室環境委員会組織、運営のイメージ》

7-3 障害のある学生に対する支援

基準 7-3-1

身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-3-1 に係る状況)

本法科大学院は、身体に障害のある者に対しても、(1) 受験の機会を確保するとともに、(2) 施設・設備の充実、(3) 学修・生活上の支援体制の整備に努めている。

(1) 公平な受験の機会の付与

本法科大学院では、身体に障害を有する入学志願者に対し、受験の機会を確保するために、学生募集要項において事前相談に係る内容を明記している。《別添資料 04 平成 21 年度九州大学院学生募集要項 7 頁》

平成 19 年度入学者選抜に際しては、1 名の車いすによる受験希望者があり、願書提出前に修学可能性に関する問い合わせを受けたため、実際に来学していただいて、法科大学院の建物を見学し、施設・設備等を自ら検分していただいた。その際には、試験の条件等についても説明を行い、各自の障害の程度に応じて、車いすの利用、試験時間の延長などを認める旨の回答を行った。当該受験希望者は、結果的に出願には至らなかったが、受験が可能であることを認識した上での願書不提出であった。【解釈指針 7-3-1-1】

(2) 施設・設備の充実

本法科大学院の建物に関しては、その設計段階から、身体に障害のある学生の修学のために必要な、基本的な施設及び設備の充足の視点が盛り込まれており、玄関までのアプローチに細かい傾斜を設けること、車いすのまま使用できる専用トイレの設置などは、建築当初より設置済みである。また、障害者用エレベータ設置のためのスペースも予め確保されており、身体に障害のある学生の入学が確実になった段階で、予算措置を講じたうえ、エレベータを設置できる状態にある。《別添資料 20 施設見取り図》【解釈指針 7-3-1-2】

(3) 学修・生活上の支援体制の整備

身体に障害のある学生に対して支援を行う体制（専門の支援組織、支援室、専門のカウンセリングスタッフ等）については、平成 19 年度に 1 名の車いすによる受験希望者があったこともあり、将来に向け、運営委員会を中心に検討を行っている。なお、健常者の学生が、一時的な病気・怪我により、学修面・生活面において困難を強いられる状態は、これまでに数度存在し、そのような学生に対して、定期試験につき、追試験の実施や別室による受験などの特別の措置をとる体制が、すでに組織的にでき上がっている。また、通常授業に関しても、運営委員会より、受講科目の担当教員に対して、修学面で

の特別措置を依頼したこともあり、これらの点を、身体に障害のある学生が入学した場合の支援に活かしたいと考えている。《別添資料 21 平成 18 年 9 月 6 日教授会資料》【解釈指針 7－3－1－3】

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準7-4-1に係る状況）

法科大学院制度が、法曹養成機関であり、学生のほぼすべてが司法試験を受験することから、本法科大学院においては、一般的な就職支援に関する特別の窓口は設けていないが、エクスターンシップや弁護士会との懇談会（たとえば10月に行われている合格者座談会）などを通じて、実務家との交流をはかることにより、就職情報の取得などの機会を提供している。

特に就職情報に関しては、法曹三者、法律家諸団体、自治体、企業、同窓会などからの就職情報を収集し、学生に提供する体制を整備することを、法科大学院の中期計画に掲げ、設置年度より取り組んでおり、各教員が個別に入手した雇用情報について、教授会において意見交換を行っているほか、企業法務関係のエクスターンシップ受入れ先との懇談会を行い、法科大学院修了後の学生受入れの可能性について状況を把握している。このようにして得た情報は、「マイデスクトップ・ポータル」を利用して学生に提供できるようシステムを整備しており、修了生にも「マイデスクトップ・ポータル」の利用を認め、修了後も学生と連絡をとり、法科大学院修了後の学生からの情報提供が可能となるよう、環境を整えている。なお、企業法務関係のエクスターンシップ受入れ先との懇談会では、エクスターンシップ先での学生に対する実務面の高い評価を得ており、また、法務博士に対するニーズを把握できている。

このほかにも、学生の進路決定に必要な情報の入手先としては、九州大学出身の法曹組織である松法会のほか、福岡県弁護士会も、福岡県下の法科大学院生との間で交流の機会を設けており、法科大学院の運営委員会・教務委員会・事務室ならびに九州リーガル・クリニック法律事務所に所属し弁護士登録をした法科大学院教員は、こうした法曹団体と学生との間を結ぶ橋渡し役を務めることによって、オフィス・アワーなどを通じて、学生が、将来の進路につき、実務家から直接助言・指導を受ける機会を設けている。

【解釈指針7-4-1-1】

2 優れた点及び改善を要する点等

1. 優れた点

(1) 学修・生活支援のための人的システム

本法科大学院では、学生のために3つの履修モデルを設定して、その説明をはじめとしたきめ細やかな履修ガイダンスが、教務委員会により組織的・体系的に行われているが、この点に関しては、他の法科大学院においても同様であろう。

これに対して、本法科大学院に特徴的なのは、このような教務委員会による学修支援のほかに、①教員自身が担任となるタイプのチューター制度や、②時間制限を設けない「コンビニ」型の、あるいは法科大学院の建物において行う「出張サービス」型のオフィス・アワー、あるいは、③通常の電子メールではなくして、本法科大学院独自のウェブシステムである「マイデスクトップ・ポータル」による通信といった、非常に多種多様な手法を通じて、学生の学修上ならびに生活上の相談を受け付ける体制が、組織的・制度的に組み上がっている点である。さらに、授業科目である④エクスターンシップも、学生の将来の職業選択との関係で、すでに高い評価を得ている。しかも、これらの人的なシステムは、相互に連携・補完し合い、また、これらを通じて学生から得た学修上・生活上の問題点は、FDの場で取り上げられ、組織的な対応を行うという筋道ができている。

(2) 学修・生活支援のための物的システム

一方、学修・生活支援の物的システムとしては、第1に、学生による法科大学院棟の利用が24時間可能である点が大きいの。

第2に、他の法科大学院にはない独自の物的システムとして、本法科大学院のために特別に開発された独自のウェブシステムである「マイデスクトップ・ポータル」の存在を挙げることができる。各教員の講義レジュメは、このシステムのフォルダに収納され、また、学生の自主ゼミのための教室予約も、このシステムによって行われる。本法科大学院の教員と学生しかアクセスすることのできない「閉じられた」空間であるため、学生は安心して、掲示板に質問を書き込んだり、教員との間でのやり取りをすることが可能となっている。

2. 改善を要する点

だが、上記「マイデスクトップ・ポータル」を除けば、本法科大学院への物的な設備投資は、非常に貧弱である。これは、九州大学が移転の最中であるという外部的制約に基づくものであり、法科大学院の建物も、移転が行われるまでの仮設棟（プレハブ）である。早期のうちに移転を完了し、障害のある学生に対する対応に関しても、エレベータの付設その他手厚い物的設備の充実を図る必要がある。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格と評価

基準8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

本法科大学院においては、1学年100名、収容定員300名の学生に対して、少人数によるプロブレム・メソッド、ソクラテス・メソッドなどの教育手法による教育を達成するため、1クラスを、法律基本科目(必修)は50名規模、法律実務基礎科目(必修)は25名ないし50名規模、その他の選択必修科目も25名ないし50名規模に設定している。そこで、このようなカリキュラムを担う教員に関しても、(1)数の側面において、十分な教員数の確保、ならびに、(2)質の側面において、当該科目を担当するに十分な研究教育実績と経験を有する教員の確保が図られるとともに、(3)各教員が各高度の教育上の指導能力を有することを示す資料を、学内外に公表している。

(1) 教員の数の確保

上記少人数教育の理念を実現するため、本法科大学院は、専任教員26名、兼任教員19名、兼任教員35名を配置している。

(2) 教員の質の確保

上記のようなきめ細やかな少人数教育を行うためには、他方において、当該科目を担当する教員が、その担当する分野について、高度な専門的知識と教育実績を有している必要がある。この点に関して、本法科大学院では、平成19年度より、極めて厳格な教員の科目適合性審査を実施することとした。

すなわち、第1に、審査対象となる教員の人的範囲に関して、設置申請時において文部科学省大学設置・学校法人審議会により行われた科目適合性審査は、専任教員に限られていたが、平成19年度より実施される新カリキュラムの授業を担当する教員については、これらの者に加えて、兼任教員、兼任教員も含め、全教員につき、履歴・業績を記載した個人調書の提出を求め、新カリキュラムにおいて担当する授業科目との間の科目適合性を判断したうえで、当該科目の担当を依頼することとした。法学府(従来型の大学院)・法学部の兼任教員の新規依頼に際しては、履歴ならびに業績書の提出が求められ、教授会の審議・決議を経る手続きが踏まれており、今回の措置は、法務学府(法科大学院)に関しても、同一の手続きを要求するものである。

また、第2に、上記教員個人調書の記載内容に関しても、最近5年間における教育上又は研究上の業績に必ずしもとどまらず、可能な限り詳細に業績等を記載するよう求め

ている。

(3) 教員の教育能力を示す資料の公表

上記個人調書の記載事項のうち、教員の高度の教育上の指導能力を示す情報であって、教員の個人情報に属する情報を除く情報は、法科大学院ホームページを通じて、広く学内、学外に公表している。《資料8-1-A 九州大学法科大学院教員一覧（個人のページ）》なお、本学所属教員に関しては、九州大学ホームページの「研究者情報（<http://hyoka.ofc.kyushu-u.ac.jp/search/index.html>）」により、さらに詳細な情報を知ることができる。【解釈指針8-1-1・2-1】

資料8-1-A 九州大学法科大学院教員一覧（個人のページ）

赤松 秀岳 AKAMATSU Hidetake 教授	
学歴・学位	同志社大学大学院法学研究科博士後期課程満期退学 博士(法学)
所属学会・ 社会における活動等	日本家族(社会と法)学会 日本私法学会 九州法学会 日本法社会学会 比較法学会 日本法哲学会 ベツト法学会
主な経歴	徳島文理大学講師(1985.4) 徳島文理大学助教授(1989.4) 熊本大学法学部助教授(1990.4) 熊本県立大学総合管理学部教授(1995.10) 岡山大学大学院法務研究科教授(2004.4) 九州大学大学院法学研究院教授(法務学府)(2007.4～現在に至る)
主な著書・論文等	『関連で見る民法3債権総論』(共著・日本評論社, 2007) 『法学講義民法4 債権総論』(共著・悠々社, 2007.10刊行予定) 『「抵当権に基づく妨害排除請求」に関する一試論』 (岡山大学法学会雑誌55巻3・4号, 2006)
研究教育活動等報告書	

(URL : <http://www.law.kyushu-u.ac.jp/lawschool/pages/sen/akamatsu.html>)

基準 8-1-2

基準 8-1-1 に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8-1-2 に係る状況)

本法科大学院の専任教員 26 名中、研究者教員——(1) 専攻分野について教育上・研究上の業績を有する者に該当する者は 20 名(うち、専・他 6 名)、実務家教員——(2) 専攻分野について高度の技術・技能を有する者ないし (3) 特に優れた知識・経験を有する者に該当する者は 6 名(うち、実務家みなし専任教員 3 名)である。《資料 8-1-B 設置基準で必要とされる専任教員数等及び現員数》

資料 8-1-B 設置基準で必要とされる専任教員数等及び現員数

平成 20 年 5 月 1 日現在

	必要数等	現 員
専任教員	20 人	26 人
実務家専任教員	4 人	6 人
うち、実務家みなし専任教員	(3 人まで可)	(3 人)
実務家専任教員のうち法曹経験者	3 人	4 人
※ 本法科大学院(収容定員 300 人)の、設置基準で必要とされる専任教員数は 20 人であり、うち、実務家専任教員は 4 人(2 割)以上必要とされている。 なお、実務家専任教員のうち、3 人(実務家専任教員の 3 分の 2)以下までは、みなし専任教員で対応することができることとされている。 また、平成 25 年度までの経過措置として、専任教員であるが他の学部・大学院(修士課程)を担当する専任教員 6 人(必要とされる専任教員の 3 分の 1)以下を専任教員として取扱うことができることとされている。 さらに、実務家専任教員(みなし専任教員を含む)のうち、3 人(実務家専任教員の 3 分の 2)以上は、法曹としての実務の経験を有するものであることとされている。		

(1) 教員の専攻ごとの適正配置

本法科大学院では、上記基準 8-1-1 において述べたとおり、本法科大学院における教育の理念及び教育目的に応じた教員を配置する際には、履歴・業績を記載した個人調書により極めて厳格に科目適合性審査を行なっており、その際には、上記基準 8-1-1 で述べたような本法科大学院の一般的な教育理念及び教育目的との適合性のほか、教員の専攻と本法科大学院における担当科目との間の適合性に関しても、法科大学院教

授会の場合において、教員全員による厳格な審査を行っている。《資料8-1-C 法科大学院の人事に関する申し合わせ》《資料8-1-D 法科大学院専任教員選考手続内規》

資料8-1-C 法科大学院の人事に関する申し合わせ

法科大学院の人事に関する申し合わせ

[平成18年1月11日教授会決定]

1. 法科大学院の議事における申し合わせ

法科大学院の専任教員のうち、もっぱら法科大学院の講義担当を予定する教員の人事については、法学研究院総合人事委員会の提案により、法学研究院教授会の承認を経た上で、法科大学院教授会において人事専門委員会を設置し、その発議にもとづき、法学研究院に先だって審議・決定する。

2. 法学研究院の議事に関する申し合わせ

(1) 法学研究院教授会における、法科大学院の専任教員の一部の人事に関する附議方法の特則

「九州大学大学院法学研究院教授会運営内規」第2条に定める審議事項9「その他研究院の管理運営に関すること」として、次の事項を確認する。

法科大学院で先議された、法科大学院の専任教員の人事について、審議・決定する。この場合に、もっぱら法科大学院の講義担当を予定する専任教員の人事については、法科大学院の決議を尊重するものとする。

(2) 人事専門委員会の設置とその特則

法科大学院の専任教員の採用のための人事専門委員会の設置にあたっては、3名のうち少なくとも2名を法科大学院の専任委員の中から選出する。

ただし、法科大学院専任教員のうち、もっぱら法科大学院の講義担当を予定する教員の採用については、人事専門委員会は、法科大学院教授会において設置する。

(以上)

資料8-1-D 法科大学院専任教員選考手続内規

九州大学法科大学院専任教員選考手続内規

[平成19年1月10日 教授会承認]

[平成19年3月22日 教授会承認]

(趣旨)

第1条 この内規は、九州大学大学院法学研究院教員選考手続規程第9条に基づき、本法科大学院の専任教員の選考手続について定めるものとする。

(選考方針)

第2条 専任教員の選考は、本法科大学院の授業を担当する資格を備え、かつ、本法科大学院に相応しい高い識見を有する者について、教育能力及び研究能力などを総合的に判断して行うものとする。

2 専任教員の選考は、法科大学院教授会に人事企画委員会と人事選考委員会を設置して行う。

(人事企画委員会)

第3条 法科大学院教授会は、法科大学院の教員の確保・充実を図るため、人事企画委員会を設置する。

2 人事企画委員会は、法科大学院の中期目標及び中期計画に基づき、人事戦略、人事方針及び具体的人事計画を策定し、法科大学院教授会の承認を得るものとする。

3 人事企画委員会は、前項の人事計画を策定するに際し、法科大学院の教授及び准教授からの申し出、あるいは、委員会が必要に応じて行うヒアリングの結果を考慮することができる。

4 人事企画委員会は、法科大学院長、法科大学院副大学院長及び法科大学院教授会の指名する法科大学院専任教員若干名をもって構成する。委員長は、法科大学院副大学院長をもって充てるものとする。

(人事選考委員会)

第4条 前条2項の人事計画に基づく人事を遂行するために、人事企画委員会の下に人事選考委員会を設置する。

2 人事選考委員会は、法科大学院教授会によって選出された委員3名で構成する。

3 人事企画委員会は、人事選考委員会の委員の選出に際して、必要な専門領域等に関する情報を法科大学院教授会に提供することができる。

4 人事選考委員会は、当該専門領域の候補者を選考するに際して、男女共同参画社会基本法の趣旨に基づき、候補者の中に女性候補者を加えて検討するよう努めるものとする。

5 人事選考委員会は、審議経過及び内容をできる限り法科大学院教授会に報告しなければならない。
(発議)

第5条 人事選考委員会が候補者を確定したときは、人事企画委員会は、その手続に瑕疵がないことを確認した上で、法科大学院教授会に対して当該人事の発議を行い、教授会の承認を得るものとする。

2 人事企画委員会は、特段の事情がある場合を除き発議後少なくとも3週間、候補者の履歴、業績目録及び主要業績を法科大学院教授会構成員の閲覧に供する。

(ヒアリング)

第6条 人事企画委員会及び人事選考委員会は、発議を行った人事について、推薦及び投票に先立ちヒアリングの機会を設けなければならない。

(推薦及び投票)

第7条 人事企画委員会は、特段の事情がある場合を除き発議後少なくとも3週間を経て、法科大学院教授会に候補者を推薦するものとする。

2 人事企画委員会及び人事選考委員会は、当該人事の候補者について、法科大学院教授会に説明をしなければならない。

3 当該人事の投票・決定方法については、法科大学院教授会規程の定めるところによる。

(人事選考委員会の再設置)

第8条 前条の規定による推薦が否決された場合には、人事企画委員会は、新たに人事選考委員会を設置することができる。

(法務研究院教授会への報告)

第9条 第7条の規定による推薦が可決された場合には、法科大学院長は、法科大学院教授会を代表して、法学研究院教授会に対して、選考内容並びに選考結果を報告し、承認を得るものとする。

(改正)

第10条 この内規の改正は、構成員（休職者、海外渡航者、兼任者、公務研究出張者を除く。）の2分の1以上が出席した教授会において、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

附 則

1. この規程は、平成19年 1月10日から施行する。
2. この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

（2） 教員の科目適合性に関する開示

基準8-1-1において述べたとおり、教員の専攻ごとの適性を審査する際に用いた個人調書は、教員の個人情報に属する部分を除き、法科大学院ホームページを通じて、広く学内、学外に公表されており、公表されている項目の中には、当該教員が担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを証する情報も含まれている。《前掲資料8-1-A 九州大学法科大学院教員一覧（個人のページ）》【解釈指針8-1-2-1】

また、九州大学の教員であるところの専任教員ならびに兼任教員の業績及び学外における公的活動、ならびに社会貢献活動に関する情報については、九州大学ホームページの「研究者情報（<http://hyoka.ofc.kyushu-u.ac.jp/search/index.html>）」において、公開している。【解釈指針8-1-2-2】

（3） 専任教員であるが他の学部・大学院（修士課程）を担当する教員（専・他）

本法科大学院の専任教員数《前掲資料8-1-B 設置基準で必要とされる専任教員数等及び現員数》には、平成25年度までの経過措置として他の学部・大学院（修士課程）を担当する専任教員（（専・他）教員、6人）を含んでいる。一方、専任（専・専）教員は14人、実務専任教員は3人、実務みなし専任教員は3人であるから、上記（専・他）教員6人を除いても、専任教員数は20人であって、現段階においてすでに、法科大学院設置基準の要求する最終目標数20人を充足している。《別紙2（別紙様式3） 教員一覧》、【解釈指針8-1-2-3】、【解釈指針8-1-2-4】

基準 8－1－3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

（基準 8－1－3 に係る状況）

（１） 専任教員の採用及び昇任に関する取扱い

法科大学院の専任教員の採用及び昇任のいずれに関しても、法科大学院において、人事企画委員会を設置して人事方針・人事計画を策定し、個々の教員の採用・昇任の際には、人事選考委員会を設置し、候補者を確定して法科大学院教授会に発議し、法科大学院教授会において審議・決定する仕組みとなっている。なお、審査の基準に関しては、基準 8－1－1 ならびに基準 8－1－2 で述べたとおり、各候補者に対して詳細な個人調書の提出を義務づけ、本法科大学院の理念ならびに担当予定科目との間の適合性につき、上記審議過程のすべての段階において、二重三重の審査を行っている。《前掲資料 8－1－C 法科大学院の人事に関する申し合わせ》《前掲資料 8－1－D 法科大学院専任教員選考手続内規》

（２） 兼任教員・兼任教員の採用に関する取扱い

兼任教員の新規採用ならびに再任の手続に関しても、上記専任教員の新規採用ならびに再任手続とまったく同様である。

なお、兼任教員の新規採用ならびに再任に関しても、平成 19 年度からは、専任教員ならびに兼任教員とまったく同様の厳格な審査及び手続が、教授会にて決定された。《資料 8－1－E 九州大学法科大学院改善検討委員会最終報告書（抜粋）》

資料 8－1－E 九州大学法科大学院改善検討委員会最終報告書（抜粋）

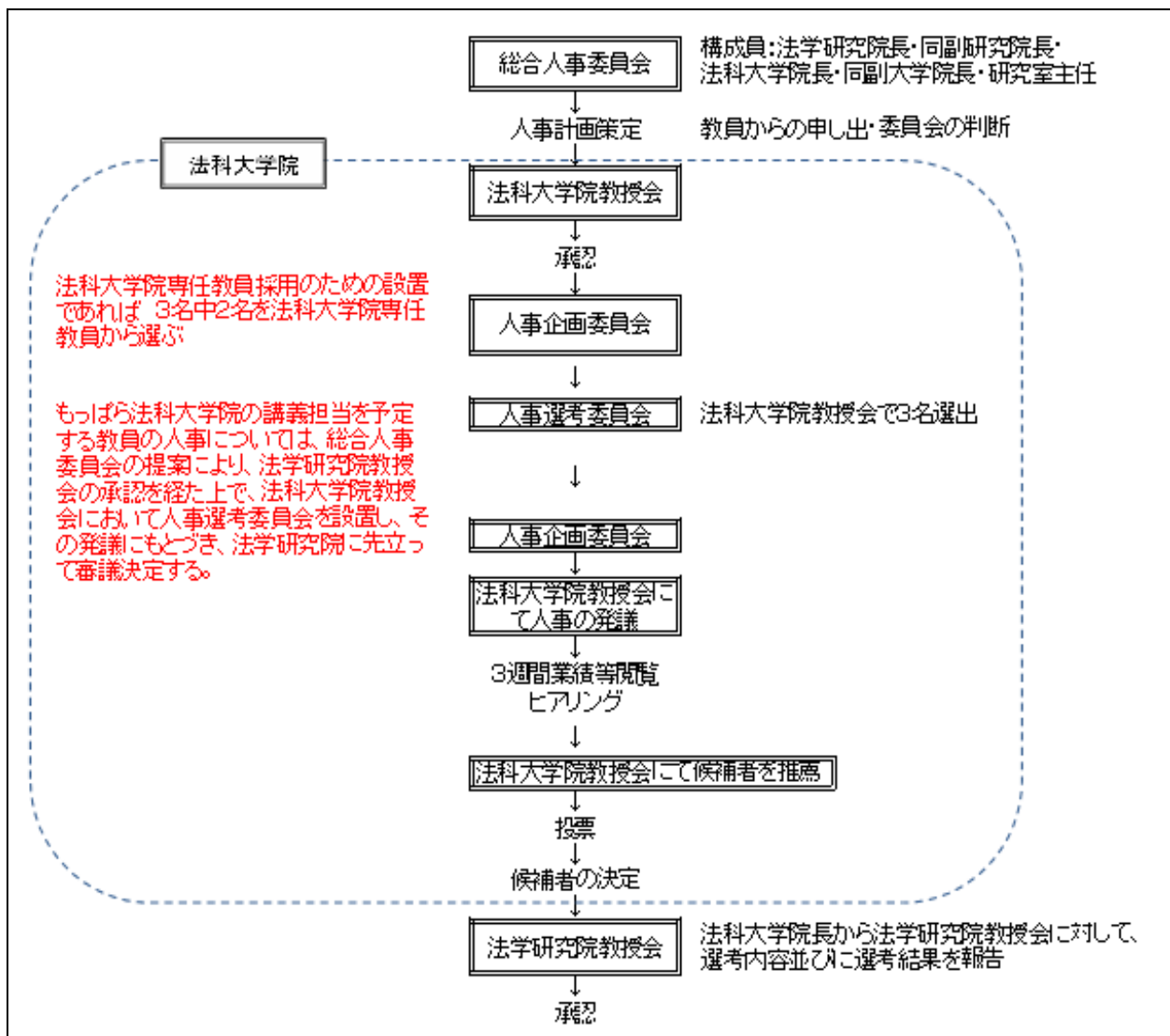
法科大学院では、平成 19 年 1 月 17 日開催の運営委員会において、下記の改善策を施す旨が決定された。

①…法科大学院に設置される全科目につき、担当教員に改めて個人調書の提出を求め、当該科目の担当につき、法科大学院での改めての承認を行う。

上記の運営委員会決定は、平成 19 年 1 月 24 日開催の法科大学院教授会において審議のうえ承認され、法科大学院において授業を担当する全教員（非常勤教員を含む。）に対して、個人調書の提出を求める手続が実施された。

以上のような、専任教員ならびに兼任・兼任教員の採用・昇任・再任手続の流れを図示するならば、下図のようになる。《資料 8－1－F 教員採用手続に関する体制図》

資料8-1-F 教員採用手続に関する体制図



8-2 専任教員の配置と構成

基準 8-2-1

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

（1） 専攻ごとに置かれる専任教員

本法科大学院は1専攻のみであり、専任教員は他の専門職大学院の専任教員として取り扱われていない。【解釈指針8-2-1-1】

（2） 専任教員に占める教授の割合

本法科大学院においては、収容定員数300人に対し、設置基準で求められる必要専任教員数20人を超える26人の専任教員を配置しており、そのうち23人が教授である。《別紙2（別紙様式3） 教員一覧》、【解釈指針8-2-1-2】

（3） 法律基本科目を適切に指導できる専任教員の配置

法律基本科目の専任教員配置に関しては、平成20年5月段階で、憲法に関しては教授2人、行政法に関しては教授2人、民法に関しては教授6人・准教授1名、商法に関しては教授1人、民事訴訟法に関しては教授1人、刑法に関しては教授1人、刑事訴訟法に関しては教授2人を配置している。また、これらの専任教員に関しては、基準8-1-2において述べたとおり、その担当する科目との厳密な適合関係において、十分な指導の力を有する者と認められる。《別紙2（別紙様式4） 科目別専任教員数一覧》、【解釈指針8-2-1-3】

（4） 複数の専任教員の配置

【解釈指針8-2-1-4】では、「入学定員101～199人の法科大学院については、法律基本科目のうち民法に関する分野を含む少なくとも3科目について複数の専任教員を置いていること。」とされているが、本法科大学院の入学定員は100人であるため、該当しない。

（5） 教育の理念及び目的を実現するための、教員の適切な配置

本法科大学院にあっては、教育目標達成のため、上記【解釈指針8-2-1-1】に定める数20人よりも6人多い26人の専任教員を配置しており、かつ、基準8-1-2

において述べたとおり、これらの教員のすべてについて、担当科目との間で、厳格な科目適合性審査を行い、適切な配置がなされている。《別添資料 05 教員調書》【解釈指針 8－2－1－5】

基準 8－2－2

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

(基準 8－2－2 に係る状況)

(1) 法科大学院の理念や教育目的に応じた専任教員の配置

本法科大学院では、専任教員 26 人のうち、法律基本科目に 16 人の教員を配置しているほか、本法科大学院の理念や教育目的に応じて、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目にも下記のように専任教員を配置している。

- ① 人間的洞察力や深い倫理性を備えたバランスのとれた人材を供給していくためには、隣接諸分野や基礎法分野などから幅広い思考枠組みを学び、視野を深めていくことが必要であり、そのために基礎法学・隣接科目を設置しており、「法と政治」、「司法政策論」等に専任教員を配置している。
- ② 現代の先端的社会問題に対応し、創造的思考による問題発見・解決能力を養うための領域横断的な科目群として提供されているのが、展開・先端科目であり、「労働と法」、「国際関係と法(公法)」、「法律外書講読Ⅰ」「企業法務」「インターネットと法」「紛争管理と調停技法Ⅰ・Ⅱ」等の科目に専任教員を配置している。

《別紙 2 (別紙様式 1) 開講授業科目一覧》、《別紙 2 (別紙様式 3) 教員一覧》、《別紙 2 (別紙様式 4) 科目別専任教員数一覧》、【解釈指針 8－2－2－1】

(2) 専任教員の年齢別構成

専任教員の年齢構成は、30 歳代が 3 人、40 歳代が 6 人、50 歳代が 14 人、60 歳代が 3 人という構成である。

法科大学院の専任教員には、当該授業担当科目との適合関係における、高度の専門的知識と指導能力が要求されるため、若年の教員は比較的少なく、しかも、高齢者には偏っておらず、本法科大学院においては、専任教員の年齢構成に著しい偏りはない。《別紙 2 (別紙様式 3) 教員一覧》、《別紙 2 (別紙様式 4) 科目別専任教員数一覧》、【解釈指針 8－2－2－2】

8-3 実務経験と高度な実務能力を有する教員

基準 8-3-1

基準 8-2-1 に規定する専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準 8-3-1 に係る状況)

(1) 実務家教員の数

本法科大学院の実務家専任教員数は 6 人であり、専任教員数(基準 20 名)のうちおおむね 2 割以上すなわち 4 名以上を上回る数の実務家教員を配置している。また本法科大学院の実務家みなし専任教員数は 3 名であり、実務家専任教員数の 3 分の 2 (3 人) 以下までの基準を満たしている。《前掲資料 8-1-B 設置基準で必要とされる専任教員数等及び現員数》

(2) 実務家教員の経験及び能力

一方、上記 6 名の実務家教員のうち、2 名は国際的に活動する大企業の企業法務に関する 20 年以上の実務経験を有していることから、法科大学院では、この実務経験に対応する科目として、1 名は「契約実務」、「インターネットと法」の授業及び「エクスターンシップ」のコーディネーターを担当しており、もう 1 名は、「企業法務」「国際取引法」の授業を担当している。残る 4 名(うち、みなし専任教員 3 名)は、弁護士または検察官、裁判官として実務経験を有する者であり、みなし専任教員である弁護士 2 名は、いずれも経験年数は 20 年以上である。

以上のように、本法科大学院の実務家教員 6 名は、すべて 5 年以上の実務経験と高度の実務能力を有する者であり、かつ、これらの者については、担当科目との間で厳格な科目適合性審査を経たうえで、実務経験との関連が認められる科目を担当している。《別紙 2 (別紙様式 3) 教員一覧》、【解釈指針 8-3-1-1】

(3) 実務家みなし専任教員

《前掲資料 8-1-B 設置基準で必要とされる専任教員数等及び現員数》に示すように、本法科大学院の実務家みなし専任教員の現員数は 3 名(弁護士 2 名、派遣裁判官 1 名)である。実務家みなし専任教員は、1 年につき 6 単位以上の授業科目を担当しているほか、法科大学院教授会への出席や入学試験業務、FDへの参加その他、教育課程の編成その他法科大学院における組織の運営に責任を担っている。《資料 8-3-A 「みなし専任教員」の身分についての申し合わせ》《別紙 2 (別紙様式 3) 教員一覧》、【解釈指針 8-3-1-2】

資料 8-3-A 「みなし専任教員」の身分についての申し合わせ

資料 九州大学法科大学院における「みなし専任教員」の身分についての申し合わせ

第1条 「みなし専任教員」の人事については、法科大学院教授会で決定する。ただし、最高裁判所及び法務省からの派遣教員については、人事専門委員会による推薦を必要としない。

第2条 「みなし専任教員」は、法科大学院教授会の構成員として、他の専任教員と同様の権利、義務を有する。ただし、法科大学院長の選考にあたっては、被選挙権を有しない。

(以上)

(出典：平成18年1月25日教授会資料)

基準 8－3－2

基準 8－3－1 に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

（基準 8－3－2 に係る状況）

《前掲資料 8－1－B 設置基準で必要とされる専任教員数等及び現員数》に示すように、収容定員 300 人の本法科大学院に求められる実務家専任教員の数（4 名以上）のうち、「その少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること」とされているが、本法科大学院においては、法曹としての実務の経験を有する教員を4名配置しており、基準を満たしている。

《別添資料 05 教員調書》、《別紙 2（別紙様式 3） 教員一覧》【解釈指針 8－3－1－2】

8-4 専任教員の担当授業科目の比率

基準 8-4-1

各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

(基準 8-4-1 に係る状況)

(1) 本法科大学院における「教育上主要と認められる授業科目」の意義

本法科大学院は、法科大学院教育のコアとなる授業科目であって、かつ、本法科大学院におけるカリキュラムの特色として重要と考えている授業科目については、カリキュラム編成上、必修科目としている。したがって、基準 8-4-1 にいう「教育上主要と認められる授業科目」とは、本法科大学院にあっては、すべての必修科目——①法律基本科目群 58 単位のすべて、ならびに、②法律実務基礎科目群のうち 14 単位——を指すことになる。

(2) 「教育上主要と認められる授業科目」への専任教員の配置

そこで、本法科大学院における「教育上主要と認められる授業科目」すなわち必修科目について、専任教員が配置されている比率を分析すると、《資料 8-4-A》のようになる。

資料 8-4-A 教育上主要と認められる授業科目への専任教員の配置状況

教育上主要と認められる授業科目			専任教員の配置状況
法律基本科目	公法	12	11
	民事法	24	22
	刑事法	10	10
法律実務基礎科目		19	13

なお、専任教員と非常勤講師との複数教員で実施する授業科目については、専任教員が当該授業科目の成績評価、実施体制等について責任者である場合に、専任教員が実施する授業科目と位置づけている。

以上により、本法科大学院にいう「教育上主要と認められる授業科目」においては、合計 65 科目中 56 科目に専任教員が配置されていることになり、これは 86% に相当する。特にその中心となる法律基本科目群に関しては、46 科目中 43 科目に専任教員が配置されていることになり、これは 93% に相当する。《別紙 2 (別紙様式 1) 開講授業科目一覧》、《別紙 2 (別紙様式 3) 教員一覧》、【解釈指針 8-4-1-1】

8-5 教員の教育研究環境

基準 8-5-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲にとどめられていること。

（基準 8-5-1 に係る状況）

本法科大学院所属の専任教員の授業負担状況（全学教育、学部、大学院、他大学の非常勤講師を含む）は、《資料 8-5-A 専任教員の授業負担状況》のとおりである。年間 20 単位の授業負担を超える教員は 5 名であるが、最も多く担当している者の担当単位数は 26.7 単位であって、年間 30 単位を超えていない。《別紙 2（別紙様式 3） 教員一覧》、【解釈指針 8-5-1-1】

資料 8-5-A 専任教員の授業負担状況（全学教育、学部、大学院、他大学の非常勤講師を含む）

	20 単位以下	21-25 単位	26-30 単位	30 単位以上	計
専任教員	18	3	2	0	23
実務家みなし 専任教員	3	0	0	0	3

基準 8－5－2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

（基準 8－5－2 に係る状況）

本法科大学院（法務学府）の教員が所属する研究組織である法学研究院では、教育研究活力の維持・向上を図るために、研究専念期間（サバティカル）制度を設けており、本制度は、全学の「九州大学サバティカル実施要項」及び、法学研究院の「サバティカル制度運用方針」により実施している。

実際の運用に関して、サバティカル制度運用委員会は、平成 17 年度に 1 名につき実施、また、平成 19 年度には 2 名の候補者（うち 1 名は法科大学院の専任教員）を決定し、教授会で承認された。なお、当該教員の法科大学院担当科目に関しては、隔年開講とすることにより、学生の単位取得に支障が生じないよう手当がなされた。

だが、法科大学院における担当科目との関係で、サバティカルを取得するのが事実上困難な教員も存在する。特に法律基本科目については、教員数に余裕があるわけではなく、また、サバティカル期間中の非常勤講師の確保が現実には難しい場合もある。このような教員に対して、サバティカルをどのように保障していくかが、今後の検討課題である。《別添資料 22 九州大学サバティカル実施要項(抜粋)》《別添資料 23 法学研究院サバティカル制度運用方針》

基準 8－5－3

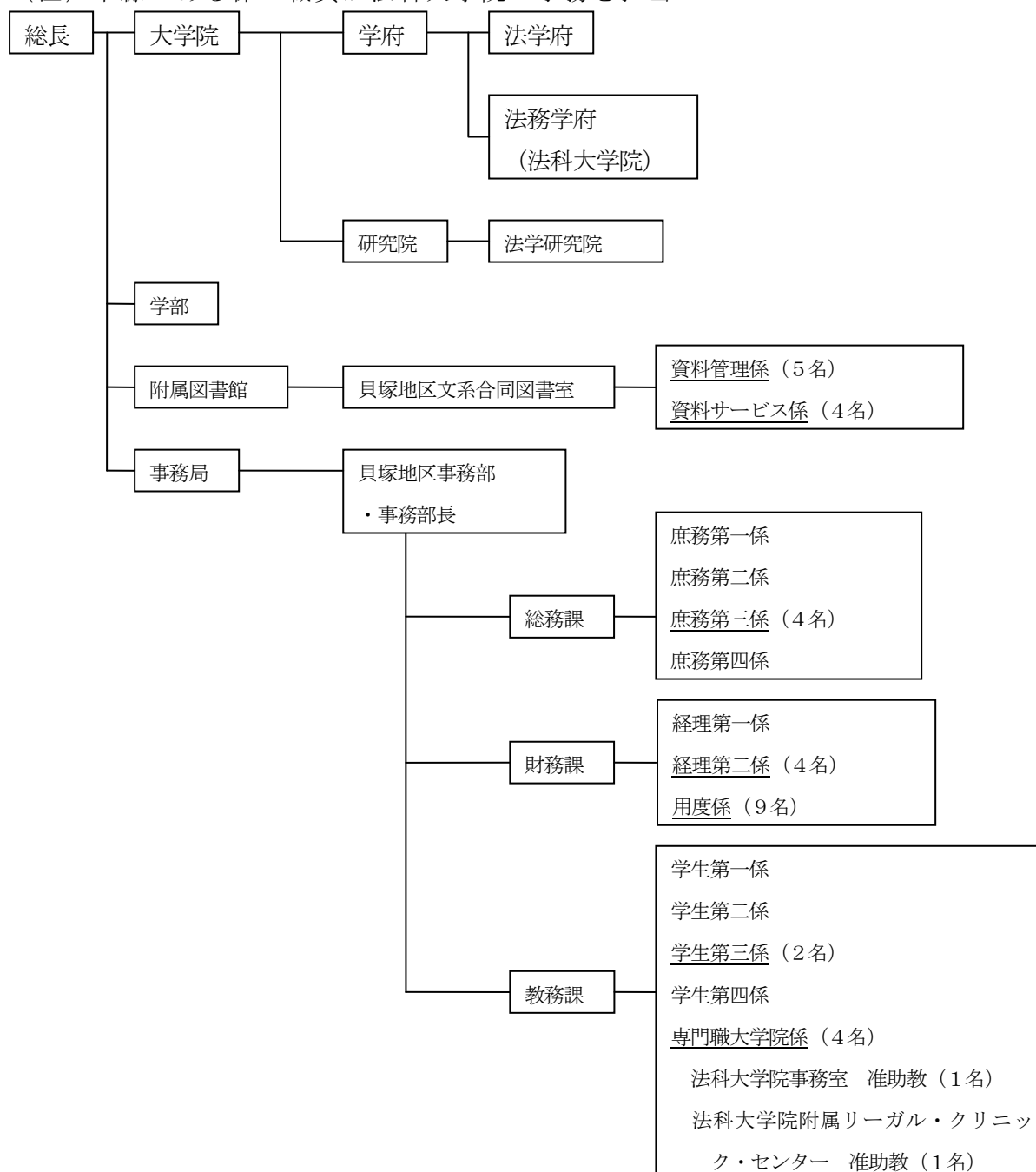
法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

（基準 8－5－3 に係る状況）

本法科大学院では、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員を、《資料 8－5－B》のとおり配置している。

資料 8－5－B 法科大学院関係職員配置図

（注）下線のある係の職員が法科大学院の事務を担当



① 法科大学院事務室

法科大学院事務室には、法学研究院所属の准助教1名と、専門職大学院係所属の一般職員1名が配置され、教育研究上の直接的な補助業務を担当している。

② 専門職大学院係

法学部棟に設置された専門職大学院係に、①の一般職員1名及び、③の1名を除く、一般職員3名が常駐し、そのうち1名が法科大学院の専門担当である。なお、同係では、庶務及び学務関係について、広範な職務を担当している。

③ 九州大学法科大学院附属リーガル・クリニック・センター事務

法学研究院所属の准助教が、本法科大学院附属のリーガル・クリニック・センターに常駐し、リーガル・クリニックの講義に伴う事務だけでなく、本法科大学院の教員が所属している弁護士法人リーガル・クリニック法律事務所の事務も行っている。

④ 図書関係に関しては、文系合同図書館の職員が、図書の受入れを担当している。一方、総合的な図書及びデータベース等の整備については、法学研究院所属の准教授及びマネジメント担当助教が協力している。

⑤ このほか、法学研究院の研究補助室に配置されている講師1名、准助教4名が、必要に応じて法科大学院の教材作成や資料収集等を分担し、また、法学研究院に所属する、評価及びIT関係の業務を担当する講師1名も、法科大学院の業務のうち、評価関係資料の作成、運営委員会、FDなど各種委員会及び法科大学院教授会などの記録作成、入学者選抜及び成績関係資料等の作成などを担当している。

2 優れた点及び改善を要する点等

1. 優れた点

(1) 法科大学院の理念や教育目的に応じた専任教員の配置

本法科大学院では、少人数による肌理細かな教育を行うために、設置基準で最低限必要とされる専任教員数 20 人を超える、専任教員 26 人（うち、教授 23 人）を配置しており、「理論と実務の架橋」を図る法科大学院教育の理念を実現するため、26 人の専任教員中、実務経験と高度な実務能力を有する教員を、実務家専任教員として 3 人、実務家みなし専任教員として 3 人配置している。

専任教員 26 人のうち、法律基本科目には 16 人の教員を配置しているが、本法科大学院の理念や教育目的に応じて、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目にも基準 8－2－2 で述べたように、専任教員を配置しており、①人間に対する深い洞察能力や倫理性、②現代の先端的社会問題に対応する、創造的思考による問題発見・解決能力③広い視野にたった総合的分析能力を備えた、「人間に対する温かい眼差しをもち、自律した総合的判断を行ない、権利を保護し救済を獲得でき、かつ社会正義を実現できる能力を身につけた法律実務家」の養成に努めている。

(2) 教員の質の確保

本法科大学院の理念や教育目的に応じた教育を行うために、本法科大学院では、平成 19 年度より、兼任教員、兼任教員も含め、全教員につき、履歴・業績を記載した個人調書の提出を求め、新カリキュラムにおいて担当する授業科目との間の科目適合性を極めて厳格に審査している。

(3) 情報の開示

九州大学の教員である専任教員ならびに兼任教員の業績及び学外における公的活動、ならびに社会貢献活動に関して、本学のホームページにおいて、一般に公開している。

2. 改善を要する点

文系キャンパスの事務統合といった、九州大学固有の特殊事情から、法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するための事務職員の数には不足しているが、法学研究院・専門職大学院係・文系合同図書室等の協力を仰ぎながら、現在の職員体制で、事務手続の合理化・省力化をすすめ、効率的な事務運営を図っている。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

(基準9-1-1に係る状況)

本法科大学院は、(1)法科大学院教授会を最高の意思決定機関とし、その下に運営委員会、その他種々の委員会を設け、管理運営にあたっている。教授会は、法科大学院の専任の教授、准教授及びみなし専任教授をもって構成し、法科大学院に係る重要事項等を審議する。《資料9-1-A 九州大学法科大学院教授会規程(抜粋)》運営委員会は、法科大学院長及び副法科大学院長のほか、《資料9-1-B 九州大学法科大学院運営委員会新旧規程(抜粋)》に示す構成により組織されており、法科大学院の管理・運営全般にわたる課題について検討し、法科大学院教授会にその実施に関わる提案を行うとともに、実施にあたっては、専任の長である法科大学院長を補佐する。なお、運営委員会規程は、平成20年4月1日より改正され、法科大学院長を補佐するスタッフとしての位置づけをより明確にした。【解釈指針9-1-1-1】

【解釈指針9-1-1-2】【解釈指針9-1-1-3】

資料9-1-A 九州大学法科大学院教授会規程(抜粋)

(審議事項)

第2条 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 法科大学院長の選考に関する事
- 二 法科大学院の専任教員及び授業担当教員の選考に関する事
- 三 非常勤講師等の任用に関する事
- 四 法科大学院に係る重要事項に関する事
- 五 授業科目、教育方法及び試験等教育課程に関する事
- 六 学生の入学、課程の修了、休学、退学等に関する事
- 七 学生の除籍、懲戒等に関する事
- 八 法科大学院内の諸規則等の制定改廃に関する事
- 九 法科大学院の自己点検・評価(外部評価を含む。)に関する事
- 十 その他法科大学院の管理運営に関する事

(構成)

第3条 教授会は、法科大学院の専任の教授、准教授及びみなし専任教授をもって構成する。

(議長)

第4条 教授会は、法科大学院長がこれを招集し、その議長となる。

資料9-1-B 九州大学法科大学院運営委員会新旧規程（抜粋）

（組織構成）

旧第3条（平成18年4月1日施行） 運営委員会は、法科大学院長及び副法科大学院長のほか、次の委員会委員長、委員、及び教員をもって組織する。

- （1）FD企画委員会委員長
- （2）教務委員会委員長
- （3）九州リーガル・クリニック法律事務所長である教員
- （4）評価委員会委員長
- （5）入学試験実施委員会委員長
- （6）カリキュラム検討委員会委員長
- （7）学修指導委員会委員長
- （8）マネジメント教員
- （9）その他、以上の構成員の専門分野によって対応できていない専門分野からも委員を選出するものとする。

（組織構成）

新第3条（平成20年4月1日施行） 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- （1）法科大学院長及び副法科大学院長
- （2）法科大学院長が指名する次の業務を所掌する者、各若干名

管 理 部 門	教 育 部 門
① 人事 ② 経理 ③ 将来計画 ④ 評価 ⑤ 入学試験 ⑥ 広報・マネジメント ⑦ 図書 ⑧ その他の管理事項	① 教務 ② FD ③ 学修指導 ④ 進路指導 ⑤ リーガル・クリニック ⑥ エクスターンシップ ⑦ 教育連携 ⑧ その他の教育事項

なお、みなし専任教員（平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項により法科大学院の専任教員とみなされる者）は、法科大学院教授会の構成員として、他の専任教員と同様の権利、義務を有する。ただし、法科大学院長の選考にあたっては、被選挙権を有しない。《前掲資料8-3-A 「みなし専任教員」の身分についての申し合わせ》、【解釈指針9-1-1-4】

基準 9－1－2

法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

（基準 9－1－2 に係る状況）

（１） 事務体制

本法科大学院では、《資料 9－1－C 法科大学院関係事務担当組織図》に示すような事務体制により、法科大学院の事務をほぼ円滑に遂行している。本法科大学院の規模から考えると、十分な事務体制であるとは言いがたいが、法学研究院・専門職大学院係・文系合同図書室等の協力を仰ぎながら、現在の体制で、事務手続の合理化・省力化をすすめ、効率的な事務運営を図っている。【解釈指針 9－1－2－1】



(2) 職員の能力向上の努力

本法科大学院では、職員の能力の向上を図るため、《資料9-1-D 職員の能力向上へ向けた取組》に示すような研修を行っている。

資料9-1-D 職員の能力向上へ向けた取組

職員の能力向上へ向けた全学の取組			
事務系職員の能力向上のために、全学的に研修体系を策定し、これに基づき階層別研修、専門研修、海外研修及び民間企業等への派遣研修を実施している。また、アジアに開かれた大学の構築のため、英語に加えて中国語・韓国語の語学研修を実施している。なお、各研修プログラムについては、研修時のアンケート等を参考にその内容の充実等の見直しを随時行っている。 法科大学院に關係する職員の主な参加状況は以下のとおりである。			
名称	開催日	内容	参加人数
ファシリテーション基礎研修	平成20年3月	ファシリテーターとして必要な基礎的知識・手法を修得するための講義及び演習を行う。	1名
事務系職員情報リテラシー研修(パソコンリーダー研修、ワード基礎ほか)	平成20年2月～3月	情報リテラシー育成を効果的に実施するため、知識・スキルのレベルや職務内容等に応じた体系的な研修を行う。	7名
事務系職員業績等評価者研修	平成20年2月	業績等評価の考え方、全体の流れ・目標管理の考え方、進め方を修得するための講義及び演習を行う。	5名
フォローアップ研修	平成20年1月	新採用職員研修の受講者に対し、今後の職務への取り組み方についての意識の確立を図る。	2名
ステップアップ研修	平成19年10月	業務上の高度の管理運営や指導能力を習得させることにより、組織運営の管理・監督者としての能力及び見識の向上を図る。	1名
九州地区中堅係員研修	平成19年5月	中堅係員に対し、その職務遂行に必要な基礎的な知識、技術及び社会的識見を付与する。	3名

以上のような形で、法科大学院の管理運営を適切に行うための職員の能力向上を図るための体制は整えられている。【解釈指針9-1-2-2】

基準 9 - 1 - 3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

(基準 9 - 1 - 3 に係る状況)

(1) 財政

平成 19 年度の法科大学院予算額は、《別添資料 24 平成 19 年度法科大学院予算》のとおりである。

これは、平成 19 年度より部局予算の積算基準の変更が行われたことにより、従来より増額されたものであり、平成 19 年度に関して、本法科大学院が教育理念に沿った教育活動等を適切に実施するために必要な財政措置を予算編成において受けている。なお、過年度においても、法科大学院の充実のため、総長裁量経費（平成 16 年度法廷教室備品購入費、平成 17 年度図書充実のための購入費等）が配分されている。【解釈指針 9 - 1 - 3 - 1】

(2) 法科大学院の予算額の決定基準

本法科大学院では、教育活動等の維持及び向上を図るため必要な財政措置を予算編成において受け、教材等の各種印刷費、備品・消耗品費などの固有の予算が計上され、法科大学院の教育を適切に実施できるように配慮されている。

しかし、平成 19 年度からの入試改革により学生総定員が減少し、これに伴って配分される予算の減少が見込まれるため、経費の無駄を省くとともに、これに対処するための特別な学内措置を求める必要があるといえる。【解釈指針 9 - 1 - 3 - 2】

(3) 設置者が法科大学院の意見を聴取する機会

本学では、概算要求に際して、総長をはじめとして、理事、大学本部が意見を聴取するシステムが採られており、法科大学院の財政上の事項についてもその機会に意見が聴取されている。《別添資料 25 部局活動報告会の実施について》そのため、法科大学院長を中心に、総長、総務担当理事、財務担当理事、施設担当理事等の役職者及び大学本部の各担当部署との間で緊密な連絡、協議が行われるように努力している。ことに法科大学院長は、部局長として、全学の部局長会議・教育研究評議会等の各種の会議に参加し意見・要望を述べるとともに、定期的に「部局長活動報告」の提出の機会があるため、活動の状況や将来計画、さらには教育活動の障害となる事項等について文書でも具申ししている。これらを通じて、前述の総長裁量経費のように、法科大学院に配慮した特別の予算措置等が実現している。

以上の通り、本法科大学院は、教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎と改善のための手続を有しているといえる。【解釈指針 9 - 1 - 3 - 3】

9-2 自己点検及び評価

基準 9-2-1

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

(基準 9-2-1 に係る状況)

本法科大学院では、法科大学院としての教育水準の維持向上を図り、法科大学院としての目的及び社会的な使命を達成するため、評価委員会を設置し《資料 9-2-A 法科大学院評価委員会新旧規程》、①法科大学院設置時に策定した、法科大学院の中期計画・中期目標に基づき、毎年度、教育の成果、教育内容・方法、教育の実施体制、学生支援等に関する年度計画を立て、自己点検及び評価を実施し、その結果を「年度計画の実績報告書」(自己点検・評価報告書)としてとりまとめている。また、②平成 18 年度には、法科大学院認証評価機関が定める予備評価に向けた自己点検及び評価を行い、③平成 19 年度には、本学が大学機関別認証評価を受審するにあたり、部局としての自己点検及び評価を実施した。①から③の、自己点検及び評価を行った結果については、いずれも法科大学院ホームページにおいて公表している。(URL : <http://www.law.kyushu-u.ac.jp/lawschool/pages/hyouka.html>)

資料 9-2-A 法科大学院評価委員会新旧規程 (抜粋)

旧評価委員会規程 (平成 18 年 4 月 1 日施行)

1. 九州大学法科大学院に、自己点検評価の企画及び運営の業務を執り行うことを目的として、評価委員会を設置する。
2. 評価委員会は、法科大学院の専任教員の若干名及び法学研究院の評価担当講師をもって組織する。
3. 評価委員会には、評価委員の互選により、評価委員長を置く。

評価委員長は、法科大学院運営委員会の委員になるとともに、法科大学院教授会において評価に関する事項の報告を行う。

新評価委員会規程 (平成 20 年 4 月 1 日施行)

1. 九州大学法科大学院に、自己点検・評価の企画及び運営の業務を執り行うことを目的として、評価委員会を設置する。
2. 評価委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 運営委員会の評価担当主幹委員及び補佐委員
- (2) 運営委員会の教務担当主幹委員
- (3) 運営委員会のFD担当主幹委員
- (4) 運営委員会の入学試験担当主幹委員

3. 評価委員会には、評価委員長を置くものとし、運営委員会の評価担当主幹委員をもって充てる。

4. 評価委員長は、法科大学院教授会において評価に関する事項の報告を行う。

基準 9－2－2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

（基準 9－2－2 に係る状況）

（１） 自己点検・評価項目の設定

基準 9－2－1 の①に関し自己点検及び評価を行うにあたっては、各年度初めに、評価委員会が中心となって、法科大学院の管理運営、入学者選抜、教育体制、教育内容・方法、学修支援、成績評価等について、教育に関する目標を達成するための評価項目を設定し、年度計画としてとりまとめたものを、法科大学院教授会に諮り、教授会の承認を得ている。《別添資料 26 平成 19 年 5 月 23 日教授会資料》

なお、基準 9－2－1 において述べた、①から③の自己点検及び評価を行うにあたり、設定した評価項目は、《別添資料 27 自己点検・評価項目》のとおりである。

（２） 自己点検・評価の実施体制の整備

本法科大学院には、常設の委員会として、評価委員会を設置している。委員会の構成は、平成 19 年度までは、教授 3 名、准教授 1 名（いずれも法科大学院専任教員）、平成 20 年度より運営委員会の評価担当主幹委員及び補佐委員、教務担当主幹委員、FD 担当主幹委員及び入学試験担当主幹委員である。このほか、各種教務・管理データの作成・保存等については、基準 9－1－2 において述べた事務職員及び、各種データの作成・保存等を職務内容に含む法学研究院に所属する教員（評価及び IT 関係の業務を担当する講師）が行っている。

一方、自己点検・評価のために必要な資料収集に関しては、運営委員会及び評価委員会が中心となって、教員や学生の意見を聴取しているほか、教育内容・方法等の改善に向け、組織的かつ継続的・定期的に FD を開催し、教員全体が課題を把握し、改善の方策を検討し、改善に向け取り組んでいる（詳細は「基準 5－1－1」参照）。【解釈指針 9－2－2－1】

基準 9-2-3

自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

(基準 9-2-3 に係る状況)

基準 9-2-1 において述べた自己点検及び評価の結果、明らかとなった改善を要する点については、教授会等で検討し、改善案及びその具体的な実施方法等を定め、運営委員会を中心として、各種委員会が改善に取り組むとともに、①については、自己点検及び評価の結果が次年度計画の策定にも反映されている。《資料 9-2-B 教育活動等の改善へ向けた取組例》【解釈指針 9-2-3-1】

資料 9-2-B 教育活動等の改善へ向けた取組例

評 価	改善を要する点	改善へ向けた取組例
①法科大学院の中期計画・中期目標に基づく自己点検・評価（平成 16 年度以降毎年度）	成績中低者に対する学修支援	・完全未修者に対する学修指導のさらなる充実（FDにおける意見交換により具体的方策を決定）。
②法科大学院認証評価機関が定める予備評価項目に基づく自己点検・評価（平成 18 年度）	年間を通じた計画に基づく系統だった自己点検や FD 等の実施が不十分。	・委員会編成、委員会規程等の見直し実施。 ・FD の計画的実施、改善状況の把握。
③大学機関別認証評価を行う評価機関が定める評価項目に基づく自己点検・評価（平成 19 年度）	修了生等の意見を、教育の質の向上及び改善のために適切な形で反映させる体制の整備。	・修了生を招いての FD の実施。 ・「マイデスクトップ」を利用した、修了生に対するサポート体制の整備。

さらに、教授会において検討された改善案及びその方策にそって改善が図られていることを確認するために、定期的に FD を開催し、実務家教員を含めた教員間の活発な意見交換を行っている。《前掲資料 5-1-C FD 企画委員会運営規程》、《前掲資料 5-1-D FD の実施状況（平成 18 年度以降）》

基準 9-2-4

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準 9-2-4 に係る状況)

本法科大学院では、教育体制の改善・改革のためには、外部者の視点による評価も必要であるとの方針に基づき、外部評価委員を選任し、外部から意見や助言を得る体制を整え《資料 9-2-C 九州大学法科大学院外部評価に関する内規(抜粋)》、基準 9-2-1 において述べた自己点検及び評価の結果(「年度計画の実績報告書」)について、外部評価委員による外部評価を受けている。

本法科大学院の外部委員は、《資料 9-2-D 外部評価委員》に示すとおり、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する委員を含むいずれも学外の委員である。【解釈指針 9-2-4-1】

なお、外部委員による評価の報告書に関しても、法科大学院ホームページにより公表している。

(URL:<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/lawschool/pages/hyouka/gaibuhyouka.html>)

資料 9-2-C 九州大学法科大学院外部評価に関する内規(抜粋)

九州大学法科大学院外部評価に関する内規

[平成18年11月22日 教授会決定]

(設置)

第1条 九州大学法科大学院に、法科大学院外部評価制度を設ける。

(任務)

第2条 外部評価は、次に掲げる事項について、法科大学院長の求めに応じて、審議し、評価するものとする。

- 一 法科大学院の教育の目的を達成するための基本的な計画に関する重要事項
- 二 法科大学院の教育活動等の状況について、法科大学院が行う自己評価に関する重要事項
- 三 その他法科大学院の管理運営に関する重要事項

(委員)

第3条 外部評価委員は、産官学界、法曹界及び地域の関係者等で、法科大学院に関し、広くかつ高い見識を有する者のうちから、法科大学院が委嘱する委員若干名をもって構成する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

資料 9-2-D 外部評価委員 (平成20年5月現在)

Veronica Taylor

Prof. of Asian Law Center
School of Law
University of Washington

本林 徹

東京弁護士会弁護士 森・浜田松本法律事務所
元日本弁護士連合会会長（平成14年～平成16年）

大野 誠

株式会社 西広顧問
元西日本新聞社編集局次長、同論説委員長

なお、以上の外部評価等において、評価委員と本法科大学院の教員との間で意見交換を行った結果得られた改善を要する点については、教授会及びFDにおいて改善の方策を検討したうえで改善に取り組み、法科大学院の教育水準の維持向上等に努めている。

《資料9－2－E 改善へ向けた取組》

資料9－2－E 改善へ向けた取組

評 価	改善を要する点	改善へ向けた取組例
外部評価	・授業評価アンケートの回収率が低い。 ・授業評価等の結果、改善の状況が学生にフィードバックされていない。	・授業評価アンケートの回収方法改善により、回収率が約60%向上。 ・授業評価の全体の結果をホームページにより公開。個別の結果については各教員が開示。

9－3 情報の公表

基準 9－3－1

法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

（基準 9－3－1 に係る状況）

本法科大学院における教育活動等の状況については、法科大学院設置当初より、①パンフレット等の印刷・配布《別添資料 02 法科大学院パンフレット（新旧版）》、《別添資料 03 法科大学院教育連携パンフレット（新旧版）》、②ウェブサイトへの掲載《別添資料 28 法科大学院ホームページ》のほか、③本法科大学院の主催する説明会における説明、④外部の法科大学院進学相談会への参加《前掲資料 6－1－B 2008 年度及び 2009 年度法科大学院入学試験説明会日程及び担当者等一覧》、により、積極的に情報を提供している。

基準 9－3－2

法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

（基準 9－3－2 に係る状況）

（１） 重要事項を記載した文書の公表

本法科大学院の教育活動等に関する重要事項については、《資料 9－3－A》に示すものを法科大学院ホームページにより公表している。

（URL：<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/lawschool/pages/outlinemenu.html>）

《別添資料 28 法科大学院ホームページ》、【解釈指針 9－3－2－1】

資料 9－3－A 重要事項の内訳

（１）設置者
（２）教育上の基本組織
（３）教員組織
（４）収容定員及び在籍者数
（５）入学者選抜
（６）標準修了年限
（７）教育課程及び教育方法
（８）成績評価及び課程の修了
（９）学費及び奨学金等の学生支援制度
（10）修了者の進路及び活動状況

9-4 情報の保管

基準 9-4-1

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 9-4-1 に係る状況)

(1) 評価の基礎となる情報の調査・収集

基準 9-3-2 において述べた、本法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書及び、基準 9-2-1 に規定する自己点検及び評価に関する文書(「自己点検・評価報告書」及びその根拠資料、「外部評価報告書」等)を含む、評価の基礎となる情報については、本法科大学院運営委員会ならびに各委員会の組織的な分担の下に、情報の調査及び収集が日常的に行われており、「年度計画の実績報告書(自己点検・評価報告書)」を毎年度末に作成する際には、評価委員会を中心として、当該年度の情報調査・収集作業を行っている。

また、これらの情報は、《別添資料 29 法人文書管理規程》に基づき、以下のように管理している。

第1に、上記の情報は、そのすべてが①専門職大学院係ならびに②法科大学院事務室の2個所で整理・保管されており、さらに、これらの情報のうち、入学者選抜、学生数、卒業・修了、進路の状況などの教育に関連する情報は、③本学の「大学評価情報室」においても管理されている。

保管している情報の種類及び保管方法については、《資料 9-4-A》のとおりである。

【解釈指針 9-4-1-1】 【解釈指針 9-4-1-2】

資料 9-4-A 保管している情報の種類及び保管方法

①専門職大学院係及び②法科大学院事務室

種 類	保管方法	保管期間
案内書(パンフレット、学生募集要項等)	(1) 専門職大学院係及び法科大学院事務室の2個所で整理・保管	5 年
シラバス、時間割等	(1) と同様	5 年
試験問題、答案等(入学選抜試験含む)	② 専門職大学院係 * 金庫内厳重管理	5 年
成績	(2) と同様	永年
学生カルテ	「マイデスクトップ・ポータル」上で管理	永年
修了者の進路・活動状況	(1) と同様	5 年
授業評価アンケート、教員アンケート等	(1) と同様	5 年

自己点検・評価書	①と同様	永年
その他の資料	①と同様	法人文書管理規程に準ずる

③大学評価情報室

九州大学 マネジメント情報<学内公開データ>

*他学府の共通項目であるため、該当しないものも含む。

項目一覧
入試状況の経年変化
入学者選抜方式別の男女別人数
出身大学別の男女別人数
学府全体の受験倍率
出身大学比
出身大学別入学者数
在学・教育状況の経年変化
学年別在学人数
専攻別学生数
専攻別充足率
各種比率
非正規課程在籍数
転学・退学の状況
外国人留学生の出身国別人数
外国人留学生の出身地域別人数 (正規課程生)
外国人留学生の出身地域別人数 (非正規課程生)
外国への国別留学者数
外国への地域別留学者数
開講状況
履修状況
インターンシップの状況
TA・RAの採用数
常勤教員の状況
非常勤教員の状況
学府FDの実施状況
修了状況の経年変化
学位授与状況
専攻別修了者数
在学年数別修了者数

修了者の専攻別在学年数比率
進路別修了者数
修了者の男女別進路比率
修了者の専攻別進路比率
就職者の状況
進学者の進学先
国家試験の状況

なお、これらの情報は、学内での調査・確認の必要がある場合、ならびに、第三者評価その他学外からの求めに応じて、速やかに提出できる状態に置かれている。【解釈指針 9－4－1－3】

2 優れた点及び改善を要する点等

1. 優れた点

実質的な管理運営については、運営委員会のもとに、FD企画委員会、教務委員会、リーガル・クリニック・センター運営委員会、教育支援委員会、評価委員会、入学試験実施委員会、カリキュラム検討委員会、広報・HP委員会、学修指導委員会を整備しており、運営委員会の各メンバーは、委員会の下部組織である上記各種委員会を主宰しており、各委員にスムーズな意思伝達が図られる。さらに、平成20年度からは、法科大学院長の補佐するスタッフとしての機能をより明確化する形で運営委員会を刷新し、より迅速で機動的なトップダウンによる意思決定とその実施が可能な体制としている。

自己点検及び評価については、法科大学院としての教育水準の維持向上を図り、かつまた、法科大学院としての目的、さらにはその社会的な使命を達成するため、本法科大学院における教育活動を含む総合的な状況について、自己点検及び評価を行い、その結果を公表することに努めている。とりわけ、本法科大学院では、各種教務・管理データの作成・保存を職務内容に含む法学研究院に所属する教員（評価及びIT関係の業務を担当する講師）を配置している。また、常設の評価委員会には、外部の委員を含み、その中には、法律実務に従事し、かつ、法科大学院の教育に関し広くかつ高い見識を有する委員が含まれている。その意味では、点検項目、定期的点検実施時期・方法等について検討し、評価報告書を取りまとめる体制が整えられている。

2. 改善を要する点

本法科大学院の規模から考えると、予算については、経費の削減を図りつつも、総長裁量経費の配分申請等により、より一層の拡充を必要とするが、長期的視点からは、法科大学院における高い質の教育を維持するためには、恒常的に十分な資金を確保できる仕組みを模索することが課題である。また、事務体制については、特に業務が集中する法科大学院事務室の業務の軽減を図るとともに、人員確保等に努めなければならない。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設の整備

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

(基準10-1-1に係る状況)

本法科大学院では、平成16年度の設置当初より、法科大学院専用の施設（法科大学院棟）を備えており、完成年度に至るまでの、学生数の増加、授業の多様化に対応し、施設の増築を行うなど、本法科大学院の運営に必要な十分な施設の整備に努めている。

《別添資料30 法科大学院棟平面図》《別添資料01 学生便覧 70頁（法科大学院図書規則）》《別添資料31 学修室等の利用について》

(1) 教室、演習室及び法廷教室

法科大学院棟内には、本法科大学院専用の講義室、演習室、法廷教室が備えられており、すべての授業をこれらの施設において実施できるよう、時間割編成の際に配慮して授業を行っている。《資料10-1-A 教室、演習室及び法廷教室の概要》

資料10-1-A 教室、演習室及び法廷教室の概要

施設	個数	概要
講義室	50名収容×2	少人数教育に対応できる講義室。
演習室	100名収容×1	連携教育に利用する高速度通信演習室。高機能遠隔講義支援システム及び、各座席にLANポートを整備。
法廷教室	50名収容×1	日常的に法廷の雰囲気になじむための法廷教室。

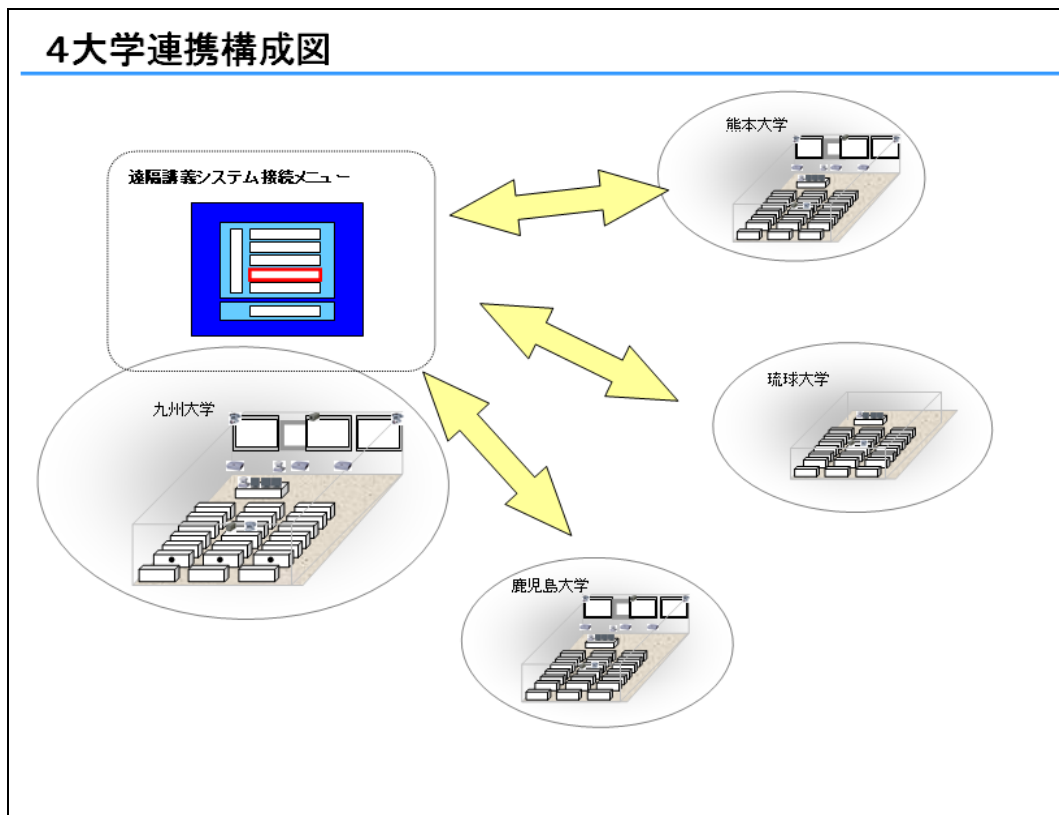
このうち、演習室には、高機能遠隔講義支援システム（詳細については、基準10-2-1において述べる）及び、各座席にはLANポートを整備しており、主に、教育連携を結んでいる他大学法科大学院との間の連携授業に利用している。《資料10-1-B 高機能遠隔講義支援システム 構成イメージ図》

また、法廷教室には、模擬法廷を配しており、学生は日常的に法廷の雰囲気になじむことができ、「模擬裁判」等の授業が、この法廷教室で行われている。《資料10-1-C 法廷教室》

このほか、本法科大学院専用の施設として、リーガル・クリニック用に、学外のビル

内にリーガル・クリニック・センター（面談室（4名収容×4室）、講義室（25名収容×1室））を設置している。

資料10-1-B 高機能遠隔講義支援システム 構成イメージ図



資料10-1-C 法廷教室



以上より、教室、演習室等については、本法科大学院において提供されるすべての授

業を支障なく、効果的に実施することができるだけの規模、質及び数が備えられている。

【解釈指針10-1-1-1】

(2) 教員室

本法科大学院の常勤専任教員の教員室は、法学部棟に各1室備えられている。また、みなし専任教員3名及び実務家専任教員1名が共同で利用する教員室を、法学部棟に1室備えている。なお、非常勤教員については、専用の教員室を設けていないが、「教員研究室」に、机、椅子、LANポート等を整備し、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるだけのスペースを確保している。

授業の準備（教材の作成、資料の印刷等）については、専任教員は事前に「マイデスクトップ・ポータル」にファイルを登録することとしており、学生は受講する授業の資料ファイルを事前にダウンロード、印刷し、事前学修に利用している。非常勤教員については、法科大学院事務室の常勤職員2名が、資料の印刷等を行っている。

以上、常勤専任教員については各1室が確保されており、非常勤教員についても、執務時間に応じて、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができる設備ならびに体制が整えられている。【解釈指針10-1-1-2】

(3) 教員が学生と面談できるスペース

法科大学院棟内で、教員が学生と面談する場合は、「教員研究室」を使用するほか、「研究室」（会議、学生の自主ゼミ等多目的に利用している部屋）を使用している。

また、オフィス・アワーについては、上記のほか、常勤専任教員の教員室（法学部棟に各1室備えられている。）や、みなし専任教員3名及び実務家専任教員1名が共同で利用する教員室（法学部棟に1室備えている。）においても実施が可能であり、教員が学生と十分に面談できるスペースは確保されている。【解釈指針10-1-1-3】

(4) すべての事務職員が十分かつ適切に職務を行うことができるスペース

基準9-1-2において述べた事務職員が、十分かつ適切に職務を行うことができるスペースについては、以下のように確保している。

① 法科大学院事務室

法学研究所属の准助教1名と、専門職大学院係所属の一般職員1名が、法科大学院棟内にある事務室（30㎡）に常駐し、講義用教材、配布物の管理など、教務の運営のための一切の実務、学生に対する事務連絡、法科大学院棟の管理事務、法科大学院図書室の管理、教授会及び運営委員会の議事の管理、記録の管理・整理等を担当している。

② システム管理会社派遣社員

本法科大学院固有のポータルサイトである「マイデスクトップ・ポータル」の管理及びサポート事務を行うシステム管理会社からの派遣社員は、法科大学院棟内の教員研究室（26㎡）において執務に従事している。

③ 専門職大学院係

法学部棟に設置された専門職大学院係には、①の一般職員1名を除く一般職員3名

が常駐し、そのうち1名が法科大学院を担当している。同係では、入学者選抜の管理事務、法科大学院の管理運営に関する事務、対外的な質問・問い合わせ等の窓口などの役割を担っている。

④ 九州大学法科大学院附属リーガル・クリニック・センター事務

法学研究所属の准助教1名が、本法科大学院附属のリーガル・クリニック・センターに常駐し、リーガル・クリニックの講義に伴う事務だけでなく、本法科大学院の教員が所属している弁護士法人リーガル・クリニック法律事務所の事務も行っている。

以上のように、すべての事務職員が十分かつ適切に職務を行うことができるだけのスペースは確保されている。【解釈指針10-1-1-4】

(5) 学生の自修室

本法科大学院では、設置当初より、学生の自学自修を可能にするため、学修室（学生の自修室）を設け、学生1人に1席（専有面積1.9㎡から2.1㎡）の机、椅子を確保し、各席にはLANポートを完備している。

学修室の収容定員は、法科大学院設置当初は100名（100名収容×1）であったが、学生の増加に伴い、平成17年度は、法科大学院棟の増築により約230名収容可能な学修室（104名収容×1、129名収容×1）を確保し、さらに18年度は、既存の法科大学院棟の改築により、300名収容可能な学修室（120名収容×1、132名収容×1、30名収容×1、18名収容×1）を確保した。なお、目下のところ、座席は足りているが、留年者が出た場合の座席の確保に関しては、学生の自治組織である「学修室環境委員会」により、学生自治の方法で、使用していない者の机に関しては共有化する等を協議するなどの解決を図ることを考えている。

学修室は、365日24時間利用可能であり、また、カード・キー（学生証）を学生一人一人に持たせるなどの方法により、セキュリティの対策も行っている。

さらに、法科大学院棟内にある法科大学院図書室に備えられた図書資料を、有効に活用し学修することを可能にするように、学修室は、法科大学院図書室から極めて近い位置に配置されており、法科大学院図書室との有機的連携が確保されている。なお、法科大学院図書室の図書については、法科大学院棟内であれば、24時間利用可能である。

以上より、本法科大学院においては、図書室に配架された図書・資料を、学生が効率的に利用できる環境が整えられている。【解釈指針10-1-1-5】

(6) 図書館を含む各施設

図書・雑誌等の利用については、法科大学院棟内に、法科大学院専用の図書室（法科大学院図書室）を設けており、法科大学院生及び法科大学院教員は24時間利用可能である。なお、この図書室に配架されている図書は、原則として法科大学院生のみが利用可能であり、また、法科大学院棟の外への持ち出しは禁止されていることから、部外者の貸し出しにより、法科大学院生の学修が阻害されるおそれはない。

このほか、本学附属図書館、文系合同図書室についても、その管理に法科大学院が参画し、教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にあることから、本学附属図書館、文系合同図書室も法科大学院の図書館とみなすことができる。（基準1

10-2 設備及び機器の整備

基準10-2-1

法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

(基準10-2-1に係る状況)

(1) 教員による教育及び研究並びに学生の学修その他の業務を効果的に実施するために必要な設備及び機器

① 図書

本法科大学院における、図書及び資料等の整備状況については、基準10-3-1において詳細に述べる。

② O A ・ A V 機器

演習室には、高機能遠隔講義支援システムに附随した設備として、プロジェクタ、カメラ、マイク等が整備されており、他の教室にも、プロジェクタ、ビデオ、マイクを設置している。また、学生が授業や自修の際に使用する貸出用のノートパソコンを常備している。

③ E ラーニング ・ コンテンツ

各学生の自修のサポートとして、オンライン学修のコンテンツとして、TKC「司法試験短答問題の模擬試験ツール」を採用している。

④ マイデスクトップ ・ ポータル (本法科大学院ポータルサイト)

本法科大学院では、21世紀の新たな社会的役割を創出するための法曹教育プロジェクトの一環として、平成18年4月1日より「マイデスクトップ・ポータル」とネーミングされたポータルサイトをスタートさせている。このポータルサイトは、クローズドなLAN環境上のプライベートポータルサイトとして組み立てられ、限られた利用者(学生・教員・職員)がそれぞれの権限毎に安全な環境で、いつでも、どこからでも利用できるものである。具体的には、各学生・教員は、個人に必要な情報(掲示板、スケジュール、メール、各学生・教員のプロフィール、講義シラバス、講義資料、講義録画映像、各学生の学生カルテ等)の入力・出力を行い、また、当該ポータルサイト上で、施設予約機能やレポート提出機能を利用し適切に各種手続きを行うことも可能である。この個人ポータルサイトは、各自が所持するUSBを利用して、いつでもどこからでもアクセスできるというユビキタスなものであり、時間的に制約のある学生の学修をサポートするシステムとしても有効である《前掲資料7-1-G マイデスクトップ・ポータル》

⑤ 各種データベース

判例や関連文献の検索・調査については、「LLI統合型法律情報システム」「法科大学院専用LEX・DB」を採用している。《前掲資料3-2-I LLI統合型法律情報システム》《前掲資料3-2-J 法科大学院専用LEX・DB》

⑥ インターネット接続環境

本法科大学院棟内の、講義室、演習室、法廷教室、研究室(会議、学生の自主ゼミ等

多目的に利用)、学修室、教員研究室(「マイデスクトップ・ポータル」の管理及びサポート事務などを行うシステム管理会社からの派遣社員を配置)、法科大学院事務室及び、法科大学院図書室にLAN回線(有線、無線)を配備しており、また、リーガル・クリニック・センターともLANで接続し、どの施設からもインターネットを利用することが可能である。特に、演習室及び学修室においては、各席にLANのポートを整備し、各学生が、授業、自修の中でインターネットを常時利用することを可能としている。

(2) 技術の発展に対応した設備及び機器

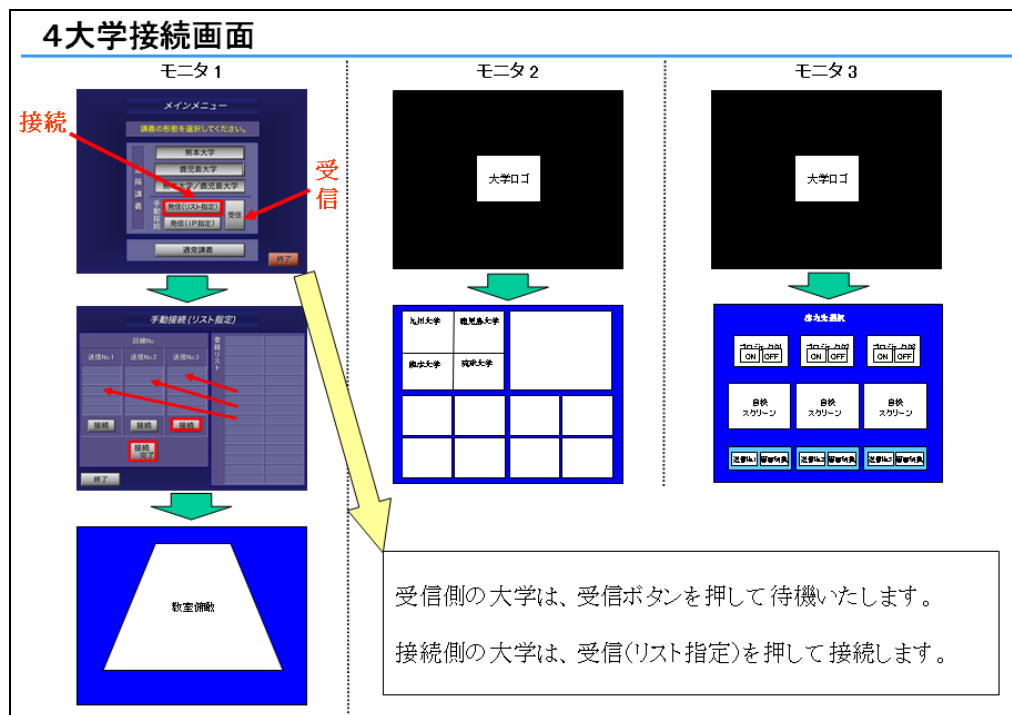
一方、技術の発展に対応した設備及び機器に関しては、上記(1)②OA・AV機器、③Eラーニング・コンテンツ、④マイデスクトップ・ポータル、⑤各種データベース、⑥インターネット接続環境は、適宜最新のものに更新し続けているほか、以下の物的・人的な設備を備えている。

① 高機能遠隔講義支援システム

教育連携を結んでいる、熊本大学法科大学院、鹿児島大学法科大学院との間で、平成16年度の法科大学院設立当初から、高機能遠隔講義支援システム(TV会議システム)を使った合同遠隔講義を行っている。このシステムでは、各映像機器・音響機器の操作や講義先の接続、各機器の切換えをタッチパネル方式で操作することから、教員は煩雑な操作方法を習得する必要なく授業を行っている。なお、平成19年度からは、このシステムに、琉球大学法科大学院も加わり、4大学をつないだ授業も行っている。《資料10-2-A 高機能遠隔講義システムイメージ図》

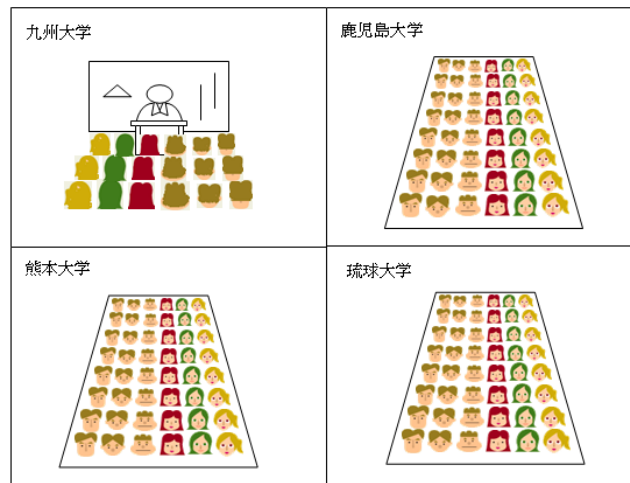
資料10-2-A 高機能遠隔講義システムイメージ図

(1) 接続画面



(2) 接続時スクリーンイメージ

4大学接続時スクリーンイメージ



10-3 図書館の整備

基準10-3-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

(基準10-3-1に係る状況)

(1) 法科大学院図書室

本法科大学院では、設置初年度より、法科大学院棟内（1階）に、法科大学院生専用の図書室（法科大学院図書室）を設けている（書庫の広さ87㎡）。また、法科大学院図書室の利用規程を整備し《別添資料01 学生便覧 70頁（法科大学院図書規則）》、法科大学院図書室の利用に関しては年中、休祝日を含め、終日（24時間）利用可能とし、法科大学院生ならびに法科大学院教員は、法科大学院図書室において自由に閲覧できるほか、利用カウンターにて受付の後、法科大学院棟内での貸出しを可能としている。さらに、本学附属図書館、文系合同図書室についても、その管理に法科大学院が参画し、教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にあることから、本学附属図書館、文系合同図書室も法科大学院の図書館とみなすことができる。《資料10-3-A 文系の全学図書委員会委員（抜粋）》《別添資料32 九州大学附属図書館規則》《別添資料33 九州大学附属図書館運営規則》《別添資料34 九州大学附属図書館商議委員会規則》

なお、法科大学院図書室は、法科大学院の専用図書室であって、部外者の使用は原則として禁じられており、学生の学修に支障のない環境が整備されている。【解釈指針10-3-1-1】

資料10-3-A 文系の全学図書委員会委員（抜粋）

委員会等名	年	任期	1	2
附属図書館商議委員会	2	20.4.1 ~ 22.3.31	五十川教授	七戸教授

(2) 専門的能力を備えた職員の配置及びその資格等

法科大学院図書室ならびにその蔵書は、法科大学院事務室と文系合同図書室の共同管理とされており、蔵書の購入・分類等の専門的能力が要求される事務については、法科大学院図書委員会ならびに法学研究院図書委員会の指揮の下、司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えた文系合同図書室の専門職員が行っている。《資料10-3-B 図書館に携わる職員の配置》。【解釈指針10-3-1-2】【解釈指針10-3-1-3】

資料10-3-B 法科大学院図書室における職員の配置 平成20年5月現在

	法科大学院事務室	文系合同図書室	計（人）
司書の資格及び法情報調査に関	1	15	16

する基本的素養を備えた職員			
---------------	--	--	--

(3) 教員による教育及び研究並びに学生の学修に必要な図書及び資料

本法科大学院では、教員による教育及び研究並びに学生の学修に必要な図書及び資料を、《資料10-3-C》に示すとおり法科大学院専用に備えている。

資料10-3-C 図書及び資料の整備状況 平成20年5月現在

	法科大学院図書室	文系合同図書室
図書	9,893冊【外国書 41冊】	39,660冊【外国書 22,786冊】
学術雑誌	220種【外国雑誌 8種】	160種【外国雑誌 139種】
視聴覚資料	4点	15点
データベース	5件	7件

また、電子媒体による判例・法律文献の入手に関しては、「LLI統合型法律情報システム」「法科大学院専用LEX・DB」を利用することにより、24時間、判例等の検索・入手が可能である（前述10-2-1-(1)-⑤）。【解釈指針10-3-1-4】

(4) 図書及び資料の管理、維持

法科大学院図書室に備え付けの図書、本学附属図書館及びその他の図書館備え付け図書であって法科大学院図書室が借用した図書、並びにその他の雑誌・資料等の管理は、法科大学院図書室が行うこととしている。《別添資料01 学生便覧 70頁（法科大学院図書規則）》

実際の管理は、法科大学院事務室と文系合同図書室の共同管理とされており、蔵書の購入・分類等の専門的能力が要求される事務については、法科大学院図書委員会ならびに法学研究院図書委員会の指揮の下、文系合同図書室の専門職員が行うとの分担体制がとられている。【解釈指針10-3-1-5】

また、法科大学院図書室の蔵書の適切な維持・管理のため、「法科大学院図書規則」及び「法科大学院図書利用細則」を設け、これを「学生便覧」に掲記し、また、教員にも配布することにより、適切な利用を周知している。

なお、学生からの新規蔵書の購入希望に関しては、法科大学院図書委員会が、常時希望を受け付けているほか、学生に対してアンケートを実施し、設備充実等の要望を受け付けている。

(5) 教員による教育及び研究並びに学生の学修を支援するために必要な体制

法科大学院図書室の人的体制は上記(2)に述べたとおりである。また、教員による教育及び研究並びに学生の学修に必要な図書及び資料については(3)において述べたとおり整備しており、図書等の利用については、入学時のオリエンテーションにおいて説明を行っているほか、1年次の必修科目である「法情報論」において、法律・裁判例・文献などの法情報についての説明、法令情報の検索システムについての説明、法科大学

院図書室等における実際の検索作業の実習、等が行われている。《別添資料 06 法科大学院シラバス 74 頁 「法情報論」シラバス》【解釈指針 10-3-1-6】

(6) 教員による教育及び研究並びに学生の学修に必要で、かつ技術の発展に対応した設備及び機器の整備

本法科大学院では、①教員による教育及び研究並びに学生の学修が十分な効果をあげるために必要な設備及び機器、ならびに、②技術の発展に対応した設備及び機器について、《資料 10-3-D 設備・機器の整備状況》に示すように整備・充実を図っている。

【解釈指針 10-3-1-7】

資料 10-3-D 設備・機器の整備状況

(1)	教員による教育及び研究並びに学生の学修が十分な効果をあげるために必要な設備及び機器		図書	前掲資料 10-3-C
		②	OA・AV機器	前述基準 10-2-1 における(1)の②の記述参照
		③	Eラーニング・コンテンツ	前述基準 10-2-1 における(1)の③の記述参照
		④	マイデスクトップ・ポータル	前述基準 10-2-1 における(1)の④の記述参照
		⑤	各種データベース	前述基準 10-2-1 における(1)の⑤の記述参照
		⑥	インターネット接続環境	前述基準 10-2-1 における(1)の⑥の記述参照
(2)	技術の発展に対応した設備及び機器	①	高機能遠隔講義支援システム	前述基準 10-2-1 における(2)の①の記述参照

2 優れた点及び改善を要する点等

1. 優れた点

(1) 施設の整備

本法科大学院では、教育連携を結んでいる他大学法科大学院との間の連携授業に必要な高機能遠隔講義支援システムを備えた演習室、各座席にLANポートを備えた演習室及び学修室、模擬法廷を備えた法廷教室、学生1人に1席の机、椅子を確保した学修室、24時間利用可能な学修室及び法科大学院図書室を整備し、教員による教育及び研究並びに学生の学修その他本法科大学院の運営をサポートしている。

また、教員による教育及び研究並びに学生の学修その他本法科大学院の運営に必要な施設の整備にあたっては、法学研究院及び文系他学部、本学附属図書館等との協力のもと、また、学生の意見、要望を取り入れながら、施設の充実に努めている。

(2) 施設及び機器の整備

教員による教育及び研究並びに学生の学修その他の業務を効果的に実施するために、図書及び資料ならびに各種データベースの充実に努めているほか、本法科大学院棟内の、講義室、演習室、法廷教室、研究室（会議、学生の自主ゼミ等多目的に利用）、学修室、教員研究室（「マイデスクトップ・ポータル」の管理及びサポート事務などを行うシステム管理会社からの派遣社員を配置）、法科大学院事務室及び、法科大学院図書室にLAN回線を配備しており、どの施設からのインターネット利用も可能としている。

また、タッチパネル方式の高機能遠隔講義システムを導入し、教育連携を結んでいる他大学法科大学院との間で行われる遠隔授業の円滑な実施を実現し、「マイデスクトップ・ポータル」の導入により、学生の勉学の支援、教員の講義・指導のサポート、教職員の教務のサポート等を実現している。

2. 改善を要する点

すでに述べたように、本法科大学院の規模から考えると、本法科大学院の予算規模及び事務体制は十分とはいえない。予算の拡充とともに、教員による教育及び研究並びに学生の学修その他本法科大学院の運営に必要な人員確保に努めなければならない。

平成20年度法科大学院認証評価 自己評価書 別添資料一覧

資料番号	資料名(冊子)	備 考
別添資料01	学生便覧(2008年度版)	
別添資料02	法科大学院パンフレット(2009年度版及び2008年度版)	
別添資料03	九州・沖縄法科大学院教育連携パンフレット(平成20年度版及び平成19年度版)	
別添資料04	平成21年度九州大学法科大学院学生募集要項	
別添資料05	教員業績調書	
別添資料06	法科大学院シラバス(平成20年度版及び平成19年度版)	
別添資料07	平成20年度新入生オリエンテーション配布資料	
別添資料08	学修ロードマップ	
別添資料09	平成20年度法科大学院時間割	
別添資料10	平成19年度成績評価(科目別評価割合)	
別添資料11	平成19年度評価質問書	
別添資料12	法科大学院定期試験受験要領(平成19年度版)	
別添資料13	公平な入学試験実施のための申合せ(平成19年11月14日教授会決定)	
別添資料14	平成19年度前期授業参観実施状況	
別添資料15	「法学入門講義」配付資料(平成20年度入学者対象)	
別添資料16	法科大学院FD記録(平成19年5月9日)	
別添資料17	九州大学ティーチング・アシスタント実施要項	
別添資料18	九州大学法科大学院学修室環境委員会規約	
別添資料19	学修室環境委員会組織、運営のイメージ	
別添資料20	施設見取り図	
別添資料21	平成18年9月6日教授会資料	
別添資料22	九州大学サバティカル実施要項	
別添資料23	法学研究院サバティカル制度運用方針(平成20年6月25日)	
別添資料24	平成19年度 法科大学院予算	
別添資料25	部局活動報告会の実施について	
別添資料26	平成19年度計画(平成19年5月23日教授会資料15)	
別添資料27	自己点検・評価項目	
別添資料28	法科大学院ホームページ 法科大学院における教育活動等の状況	
別添資料29	九州大学法人文書管理規程	
別添資料30	九州大学法科大学院棟平面図	
別添資料31	学修室等の利用について	
別添資料32	九州大学附属図書館規則	
別添資料33	九州大学附属図書館運営規則	
別添資料34	九州大学附属図書館商議委員会規則	
別添資料35	法科大学院 成績評価等に関する申し合わせ(平成19年3月22日 教授会)	

別紙様式一覧

	資料名	備 考
別紙様式1	「開講授業科目一覧」	
別紙様式2	「学生数の状況」	
別紙様式3	「教員一覧・教員分類別内訳」	
別紙様式4	「科目別専任教員数一覧」	